

平成26年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

平成26年6月2日

| 日次 | 月 日 | 曜日 | 開議時刻 | 内 容 |
|----|-------|----|----------|--------------------------------------|
| 1 | 6月 2日 | 月 | 午前10時 | ○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 |
| 2 | 6月 3日 | 火 | | ○休 会 (一般質問通告午前11時まで) |
| 3 | 6月 4日 | 水 | | ○休 会 |
| 4 | 6月 5日 | 木 | | ○休 会 |
| 5 | 6月 6日 | 金 | | ○休 会 |
| 6 | 6月 7日 | 土 | | ○休 会 |
| 7 | 6月 8日 | 日 | | ○休 会 |
| 8 | 6月 9日 | 月 | 午前 8時30分 | ○本会議 ・一般質問 |
| 9 | 6月10日 | 火 | 午前 8時30分 | ○本会議 ・一般質問 |
| 10 | 6月11日 | 水 | 午前 8時30分 | ○本会議 ○委員会 ・一般質問 (総務産業、社会文教) |
| 11 | 6月12日 | 木 | | ○休 会 |
| 12 | 6月13日 | 金 | 午前10時 | ○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決 |

付議事件及び審議結果

6月2日上程

| | | | |
|--------|--|-------|----|
| 報告第 2号 | 町長の専決処分事項の報告について | 6月 2日 | 承認 |
| 議案第22号 | 東信地区交通災害共済組合規約の変更について | 6月13日 | 可決 |
| 議案第23号 | 東信地区交通災害共済組合の解散について | 6月13日 | 可決 |
| 議案第24号 | 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について | 6月13日 | 可決 |
| 議案第25号 | 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入について | 6月13日 | 可決 |
| 議案第26号 | 坂城町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について | 6月13日 | 可決 |
| 議案第27号 | 坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について | 6月13日 | 可決 |
| 議案第28号 | 坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について | 6月13日 | 可決 |
| 議案第29号 | 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について | 6月13日 | 可決 |

6月13日上程

| | | | |
|--------|----------------------------|-------|----|
| 議案第30号 | 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について | 6月13日 | 可決 |
| 発委第 5号 | 特定秘密保護法の廃止を求める意見書について | 6月13日 | 可決 |
| 発委第 6号 | 医療・介護総合推進法案に反対する意見書について | 6月13日 | 可決 |

平成26年第2回坂城町議会定例会

目 次

第1日 6月2日(月)

| | |
|---------------------------|----|
| ○議事日程 | 2 |
| ○会議録署名議員の指名 | 2 |
| ○会期の決定 | 3 |
| ○町長招集あいさつ | 3 |
| ○報告第2号の上程、提案理由の説明、質疑、採決 | 9 |
| ○議案第22号～議案第29号の上程、提案理由の説明 | 12 |

第2日 6月9日(月)

| | |
|----------------|----|
| ○議事日程 | 18 |
| ○一般質問 塩野入 猛 議員 | 18 |
| 尻川まゆみ 議員 | 32 |
| 塚田 忠 議員 | 44 |
| 塚田 正平 議員 | 52 |

第3日 6月10日(火)

| | |
|----------------|-----|
| ○議事日程 | 64 |
| ○一般質問 大森 茂彦 議員 | 64 |
| 入日 時子 議員 | 76 |
| 西沢 悦子 議員 | 90 |
| 窪田 英子 議員 | 103 |

第4日 6月11日(水)

| | |
|----------------|-----|
| ○議事日程 | 116 |
| ○一般質問 塩入 弘文 議員 | 116 |
| 中嶋 登 議員 | 128 |
| 山崎 正志 議員 | 139 |

第5日 6月13日(金)

| | |
|------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 148 |
| ○請願・陳情採決 | 148 |
| ○議案第22号～議案第29号の質疑、討論、採決 | 149 |
| ○追加議案上程、提案理由の説明 | 157 |
| ○議案第30号、発委第5号、発委第6号の質疑、討論、採決 | 160 |
| ○町長閉会あいさつ | 165 |

平成26年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年6月2日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月2日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 - 1番議員 柳 澤 澄 君 8番議員 山 崎 正 志 君
 - 2 〃 塚 田 正 平 君 9 〃 入 日 時 子 君
 - 3 〃 吉 川 まゆみ 君 10 〃 中 嶋 登 君
 - 4 〃 窪 田 英 子 君 11 〃 塚 田 忠 君
 - 5 〃 塩 入 弘 文 君 12 〃 池 田 弘 君
 - 6 〃 塩野入 猛 君 13 〃 大 森 茂 彦 君
 - 7 〃 西 沢 悦 子 君 14 〃 宮 島 祐 夫 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 - 町 長 山 村 弘 君
 - 副 町 長 宮 下 和 久 君
 - 教 育 長 宮 崎 義 也 君
 - 会 計 管 理 者 春 日 英 次 君
 - 総 務 課 長 田 中 一 夫 君
 - 企 画 政 策 課 長 荒 川 正 朋 君
 - まちづくり推進室長 中 村 淳 君
 - 住 民 環 境 課 長 金 子 豊 君
 - 福 祉 健 康 課 長 天 田 民 男 君
 - 子 育 て 推 進 室 長 宮 嶋 敬 一 君
 - 保 健 セ ン タ ー 所 長 村 田 よ し 子 君
 - 産 業 振 興 課 長 塚 田 陽 一 君
 - 建 設 課 長 青 木 知 之 君
 - 教 育 文 化 課 長 柳 澤 博 君
 - 収 納 対 策 推 進 幹 宮 下 和 久 君
 - 総 務 課 長 補 佐 大 井 裕 君
 - 総 務 係 長 白 井 洋 一 君
 - 総 務 課 長 補 佐 財 政 係 長 白 井 洋 一 君
 - 企 画 政 策 課 長 補 佐 企 画 調 整 係 長 竹 内 祐 一 君
9. 職務のため出席した者
 - 議 会 事 務 局 長 山 崎 金 一 君
 - 議 会 書 記 小 宮 山 和 美 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 2 2 号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について
- 第 7 議案第 2 3 号 東信地区交通災害共済組合の解散について
- 第 8 議案第 2 4 号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 第 9 議案第 2 5 号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入について
- 第 1 0 議案第 2 6 号 坂城町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 2 7 号 坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 2 8 号 坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 2 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 2 6 年第 2 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（柳澤君） 会議規則第 1 2 0 条の規定により、8 番 山崎正志君、9 番 入日時子さん、1 0 番 中嶋登君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（柳澤君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの12日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月13日までの12日間とすることに決定いたしました。

一般質問の通告は明日3日の午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定したとおりであります。

なお、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前8時30分といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（柳澤君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成26年第2回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、うれしいお知らせがございます。元坂城町議会議長の柳沢真樹さんが、高齢者叙勲を受章され、4月24日に伝達をいたしました。柳沢さんは、昭和54年から4期16年にわたり町議会議員として在職し、正副議長、各常任委員長、監査委員などを歴任され、また、町の選挙管理委員長を務められ、町の産業振興、教育文化、福祉の向上等に多大な貢献をされました。このたびの受章は、町といたしましても大変喜ばしいことであり、今後におかれましてもますますのご健勝と、ご活躍をご祈念申し上げます。

さて、私の公約でもありました坂城駅のエレベーターがついに完成し、先月24日からご利用いただいております。この事業につきましては、しなの鉄道の施設整備計画に位置づけてもらうところからスタートし、平成23年度にしなの鉄道と協定を締結する中で、町の要望とすり合わせながら、設計・工事を進めていただきました。また、1日当たりの駅利用者数では補助要件に満たなかったものの要望・陳情等を重ね、地域における拠点としての重要性が認められ、国、県の補助金の交付も受けることができました。

私は、このエレベーターを町のハード・ソフトあらゆる面のバリアフリー化の象徴として位置づけており、駅舎のエレベーター設置のみならず、周辺の段差の解消、手すり及びグリーンベルトの設置による駅前のバリアフリー化を進めてまいりました。加えて、町の駅の利便性の向上、混雑時の安全を図るため、一時的に利用可能な駐車場2台分をB. I プラザに確保いた

しました。今後につきましては、町の玄関口であり、最大の公共交通機関である坂城駅を中心として、駅前の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

また、竣工式にあわせまして、駅のバリアフリー化を体験していただくため、町内のベビーカーをご利用されている子育て世代の皆さんに実際にエレベーターに試乗していただき、試乗された皆さんからは、これで駅が利用しやすくなったとのお話も伺いました。あわせて、全日本ダンス協会連合会ウェルフェアダンスの皆さんによる車椅子ダンスの披露や、169系車両を活用した鉄道グッズの展示などイベントも開催いたしました。さらに、商工会によるふーど市も開催していただき、セントラルステーションとしてのにぎわいを創出していただきました。

さて、坂城町を取り巻く経済状況といたしましては、世界経済において、アメリカ商務省が4月末日に発表いたしました2014年1月から3月期の実質国内総生産は、年間換算で前期比0.1%のわずかな伸びにとどまりました。寒波の影響による設備投資の減少に加え、輸出の落ち込みも響いているようであります。ただ、個人消費は底がたさを保っており、今後、成長率は次第に上向くとの見方です。

一方、ユーロ圏の1月から3月期の域内総生産は、前期比で0.2%増にとどまり、低成長を抜け出すことはできませんでした。また、中国の1月から3月期の実質国内総生産の伸び率は前年同期比7.4%と、今年を目標をやや下回りました。世界経済の牽引役として期待されてきた中国経済の減速が鮮明となり、世界景気の牽引役はしばらくアメリカが務めそうです。

ただし、一段と混迷を深めるウクライナ情勢、南シナ海における中国とベトナムの領有権争いにより各地で緊張が高まっており、これらの問題と密接にかかわる各国のエネルギー資源戦略の思惑が、今後の世界経済に大きな影響を及ぼすものと予想されます。関係各国の緊密な連携と平和的な取り組みにより、安定を取り戻すことを期待するものであります。また、町の多くの企業が進出しているタイにおきましても、政情不安が続いております。こちらにつきましても、いち早く民主的に解決されることを願っております。

国内の状況につきましては、内閣府による5月の「月例経済報告」では、「景気は、緩やかに回復基調が続いているが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きも見られる。」とし、「先行きについては、当面、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動により弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現する中で、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」としております。

長野県内の動向につきましては、日本銀行松本支店の5月発表の「金融経済動向」によりますと、「総論で長野県経済は、緩やかに回復しつつある。」とし、「公共投資は増加基調で推移している。住宅投資は消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、前年比減少に転

じている。設備投資は堅調に推移している。個人消費は消費税率引き上げの影響による振れを伴いつつも、基調的には消費者マインドの改善を背景に、緩やかに回復しつつある。以上のような最終需要のもとで、生産は緩やかに回復している。このほか、雇用・所得は、改善している。」としております。

一方、町内企業の経済動向の4月の調査結果では、生産量は、3カ月前に見込んだ2.19%を約3ポイント上回る5.1%の増加率であり、前年同期比と比較すると増加率は11.9%から18.23%と約6ポイントの改善となりました。売り上げにつきましても、生産量と同様な傾向であります。先行きにつきましては、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に、既存取引先の受注回復や新規取引先の開拓、海外の景気回復や円安などの経済要因による増加が期待されている傾向がある一方、顧客の海外展開による受注減などの影響を受けている企業や消費税率の引き上げによる駆け込み需要の反動が予想されることから生産量、売り上げとも減少を見込んでいるところもございます。雇用につきましては、3カ月間の実績で38人の増加となっており、来春の雇用も21人の増加を予定、減員分の補充も予定している企業も10社となっていることから改善の動きが見られます。

また、平成25年3月に製造業事業所約230社を対象に企業が抱える課題、町及び産業支援機関等への要望等を調査した、「坂城町工業実態調査」と、平成26年3月に企業における販路開拓や人材確保、環境対策等を調査した「坂城町企業意向調査」の、比較可能な部分においても、ここ1年間の生産量、売上高、営業利益とも、増加したと回答する企業が増えております。今後、町の企業のますますの発展を期待いたします。

続きまして、平成26年度の主な事業の進捗状況について申し上げます。

南条小学校の建設につきましては、この6日に入札を行い、落札業者が決定、その後、仮契約を行い、議会のご決議をいただき、工事に着手してまいりたいと考えております。平成26年度と27年度の2カ年にわたり、校舎建設とグラウンド造成工事を進め、安心・安全な学校づくり、教育環境の整備を行ってまいります。

さて、今年で9回目を迎えます「ばら祭り」は、先月31日から6月15日までの16日間の日程で、「薔薇人の会」を中心とする実行委員会の皆さんにより開催されております。今回から、千曲川河川事務所、株式会社上越商会様のご協力をいただき、駐車場を拡大し、大型観光バス駐車場からのシャトルバスの増便など、来場者の皆さんの利便性の向上を図ったところでもあります。自然に囲まれた「さかき千曲川バラ公園」へより多くのお客様にお越しいただけるよう、「ばらのまち：坂城」を町内外に発信するため、例年どおり、しなの鉄道の中づり広告や県内外の観光案内所等でのチラシ、ポスターの配布を行います。また、今年の中野市で開催される「第23回ばらサミット」において、坂城町のブースを設けPRを図ってまいりたいと考えております。なお、バラの開花状況につきましては、2月の大雪による影響が心配され

ておりましたが、現在、ほぼ例年と同様の3分咲きとなっております。今年も多くの皆さんにお越しいただけるものと期待しております。

2013年の坂城産巨峰を原料に、6カ月熟成させてようやく本格スパークリングワインができました。「巨峰スパークリングワイン」は、甘さを抑えた「やや辛口」の味わいといたしました。すばらしい味に仕上がっておりますので、ぜひ、ご賞味いただきたいと思えます。なお、千本限定発売ですので、お早めにご購入いただきたいと思っております。

一昨日、上田のアリオに行ってみましたら、アリオの地酒コーナーでですね、地酒コーナー売り上げナンバーワンというふうに札が出ておりました。上田でもたくさん買っていたいているようであります。

中国上海市嘉定区実験小学校との教育交流につきましては、7月28日から4日間の日程で訪中を計画しております。小学校児童からは11人の参加希望があり、今後、引率の教員などを含め交流団を編成し、事前準備をしております。現地での交流により、豊かな国際感覚が身につくことを期待いたします。

小・中学校における外国語教育につきましては、英語教育の拡充強化を図るため、従来の中学校での外国語指導講師に加えて、4月から村上小学校に1名の外国語指導講師を配置し、各小学校を訪問して授業のサポートを行っております。子供たちも外国語指導講師とのコミュニケーションを通じて生の外国語に触れる中で、楽しく学習に取り組んでおります。早くから外国の言語や文化に触れることで、英語によるコミュニケーション能力が育成され、国際社会でも生きる力が身につくことを期待しております。

さて、「松くい虫」の防除につきましては、総合的な松くい虫防除対策の一環として、今月17日に自在山風致地区及び葛尾山風致地区の2カ所、25haの空中散布を予定しております。また、新たな取り組みとして、苧屋原地区において今月17日と7月15日の2回、有人ヘリでは散布できない急峻な山の裾野部分を無人ヘリにより散布を行います。散布に際しましては、長野県防除実施基準に基づき、安全性に十分考慮して実施いたします。

さて、鉄の展示館及び中心市街地コミュニティセンターで、4月19日から6月15日まで開催しております「さかきの美術家7人展」につきましては、日本刀を初め、美術、工芸など78点もの作品が展示され、開幕以来、大勢の皆さんにご来場いただいております。「ばら祭り」にお越しいただいた町外の皆さんにも、この機会にぜひお立ち寄りいただきたく、坂城町ゆかりの美術家の皆さんのすばらしい作品をご覧いただきたいと思っております。

テクノセンター20周年記念事業として開催される、「さかきものづくり展」につきましては、10月3日、4日の開催に向け、現在、企業関係者や工業団体代表者の皆さんで組織する実行委員会や運営委員会の中で、内容を協議しております。先日は、県の地域発元気づくり支援金の内示もあり、6月中には出展企業の募集を行う予定で準備を進めております。いわゆる

工業展は9年ぶりの開催となりますが、坂城町の企業が持つ、ものづくり技術・製品を多くの皆さんにご覧いただき、今後の町産業のさらなる発展の契機となる展示会が開催できるよう、商工会やテクノハート坂城協同組合とも連携して支援してまいりたいと考えております。

また、町の介護保険事業計画に位置づけられております「地域密着型特別養護老人ホーム第二美里園」につきましては、4月1日から開所されました。定員20名のところ、既に19名の方が入所され、新しい生活をスタートされております。残り1名につきましても近いうちに入所予定となっておりますということでございます。入所された方、また、ご家族の方も安心して毎日が過ごせ、地域に親しまれる施設になることを期待しております。

また、国民健康保険税につきましては、先月30日に開催された「国民健康保険運営協議会」に諮り、今年度は、税率の改定は実施せず、据え置くことになりました。国民健康保険事業の運営は、年々増加する医療費により、非常に厳しい状況が続いております。平成25年度の一般被保険者の医療費は、24年度に比べ約5%増加しております。引き続き、国民健康保険事業の健全な運営のため、未納者の方の対策に努めるとともに、保健センターを中心に特定健診の受診勧奨、個別訪問、保健指導など疾病予防に力を入れ、医療費の抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

また、公共下水道事業につきましては、上平の出浦地区、網掛のびんぐし公園周辺の福沢地区、中之条の栗林製作所様周辺地区の整備、また、南条小学校の建設にあわせた整備を予定しております。さらに、今後の公共下水道工事の詳細な実施設計測量を、金井地区から順次進めてまいります。

さて、住宅リフォーム補助につきましては、先月30日現在、24件の申請があり順次補助金を交付しております。この事業により、町内小規模事業者の受注機会の拡大につながることも期待しております。

また、ごみの減量化・資源化の推進を図るため、4月より町民の皆さんの要望が多いサンデーサイクルを月2回に増やし、また、5月からは希少金属の再資源化を図るため小型家電の回収を開始いたしました。また、紙類の分別収集につきましては、先月から分別方法を簡略化し、町民の皆さんのご理解とご協力により順調に進んでおります。

平成25年度家庭系可燃ごみの状況ですが、2,546tの排出量で前年度比7.7t、約3%の減少となりました。引き続き、町民の皆さんにご協力をいただきながら、ごみの減量化・資源化の一層の推進に努めてまいります。

また、災害時における情報提供手段の一つである緊急速報メールにつきましては、携帯電話会社3社、これはドコモさん、auさん、ソフトバンクさんとの契約の締結が完了し、運用が可能となりました。災害時には、災害発生情報や避難情報メール機能がついた携帯電話やスマートフォンをお持ちの、坂城町町内におられる方に、瞬時に災害情報が提供されるようにな

りました。また、J－A L E R T自動起動装置の整備にあわせて導入を計画しております事前登録制の情報配信メールシステムにつきましても、早期導入に向け準備を進めているところであります。

さて、続きまして、6月補正予算の内容について申し上げます。

今議会に、2月の大雪の被害に対する補助として、農業者の皆さんを対象とした農業用ハウス等の撤去・再建・修繕の補助金、商工業者の皆さんを対象とした地域経済活性化対策事業補助金をそれぞれ補正予算計上いたしました。

農業関係では農業用ハウス等の倒壊により、町内でも農作物・花卉等の生産施設・設備に大きな影響が出ました。そこで、国・県の支援を受ける中で、営農継続することを前提として、農業用ハウス等の撤去・再建・修繕について補助を交付するものであります。被災された農業者の方を対象に4月に実施しました意向調査をもとに、撤去・再建等の内容を確認する中で、撤去については、国の基準の範囲で全額補助、再建・修理については、事業費の9割を補助していきたいと考えております。

商工関係におきましても、坂城町商工会が主体となって実施する地域経済の活性化に対する事業に補助金を交付し、BCP、これは事業継続計画ということですが、セミナーの開催やウェブ版の企業ガイドブックの製作、町外からの誘客促進、建設・建築業者への広報活動の充実等の事業を通じ、町内商工業者等の皆さんの体質強化や新たな事業展開に対して支援を行ってまいりたいと考えております。

また、県の地域発元気づくり支援金事業において、坂城スマートタウン構想「ライフスタイルのスマート化」事業及び「輝く女性」パワーアッププロジェクトが採択されました。両事業とも、今議会に補正予算を計上いたしました。

坂城スマートタウン構想「ライフスタイルのスマート化」事業では、町民の皆さんにエネルギーの効率的な利用についてご理解を深めていただくため、電力需要の高い夏季におけるクールシェアイベントを開催するほか、坂城スマートタウンホームページの開設を計画しております。

また、「輝く女性」パワーアッププロジェクトでは、女性を取り巻く就労環境や、就労実態を明らかにし、課題や必要な支援についての意見集約を図るためアンケートを実施し、その結果を踏まえた「働く女性応援座談会」の開催、また、学生や子育て世代、現役で働く世代の女性をターゲットとした「輝く女性トークセッション」などを計画しております。

以上、26年度の主な事業の進捗状況並びに6月補正予算の内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が8件、交通災害共済組合関連の議案が4件、条例の制定が1件、条例の一部改正が2件、一般会計補正予算の計16件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

たきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（柳澤君） 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度坂城町一般会計予算及び平成25年度坂城町下水道事業特別会計予算にかかわる繰越明許費、繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社にかかわる平成26年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願及び陳情について申し上げます。本日までに受理した請願及び陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（柳澤君） 日程第5「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」を議題とし、議決の運びまで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（柳澤君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは専決第2号から第9号まで一括してご説明申し上げます。

まず、専決第2号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により地方税法及び関連法令等が改正され、3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、坂城町国民健康保険税条例の一部を改正いたしましたものでございます。

改正内容といたしましては、国民健康保険税の課税限度額のうち後期高齢者支援金等課税額にかかわる課税限度額を16万円に、介護納付金課税額にかかわる課税限度額を14万円にそれぞれ引き上げる改正をいたしました。

一方、前年の所得額が一定の所得基準以下の世帯につきましては、均等割額及び平等割額を所得額に応じて課税額の7割、5割、2割を軽減する負担軽減措置を行っております。この負担軽減措置の対象世帯を拡大するため、軽減措置の所得判定基準について5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得については、算定に用いる被保険者の数に世帯主を含める改正をいたしました。また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乘すべき金額を45万円とする改正をいたしました。

次に、専決第3号「平成25年度坂城町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明申し上げます。

本件は、地方交付税や各種交付金の確定等により専決をいたしたものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億165万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億7,514万2千円といたしたものであります。

歳入の主な内容につきましては、株式等譲渡所得割交付金812万4千円、自動車取得税交付金696万7千円、地方交付税8,959万8千円をそれぞれ増額いたしました。

また、歳出の主なものにつきましては、財政調整基金への積立金497万円、減債基金への積立金2千万円、文教施設整備基金への積立金1億6千万円をそれぞれ増額いたしました。

そのほか、特別会計への繰出金を初め、それぞれの事業実績等により精算、調整をいたしたものでございます。

また、繰越明許費といたしまして、子ども・子育て支援制度の変更に伴うシステム改修経費348万9千円について26年度に事業繰越をしたものでございます。

次に、専決第4号「平成25年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,863万7千円といたしたものであります。

歳入の主な内容につきましては、分担金及び負担金5万4千円、使用料及び手数料68万7千円をそれぞれ減額いたしました。

歳出の主なものにつきましては、一般管理費16万4千円、文書広報費39万1千円、財産管理費154万4千円をそれぞれ減額し、設備基金積立金135万8千円を増額いたしましたものであります。

専決第5号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,803万8千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ17億4,316万1千円といたしたものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税1,108万9千円、国庫支出金4,008万7千円を増額いたし、療養給付費交付金2,179万1千円、基金繰入金7,685万3千円を減額いたしましたものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費6,211万7千円、保健事業費325万5千円を減額いたし、予備費2,075万3千円を増額いたしましたものでございます。

次に、専決第6号「平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ76万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億4,327万8千円としたものでございます。

補正の内容といたしましては、下水道受益者負担金、使用料等の確定や国の補正に伴う前倒しの繰越事業を含めた公共下水道事業の精算に伴う補正でございます。

歳入につきましては、受益者負担金151万8千円、下水道使用料142万5千円を増額し、一般会計繰入金370万円を減額したものでございます。

歳出につきましては、下水道事業費421万9千円を増額し、一般管理費118万円、公債費380万円をおのおの減額したものでございます。

次に、専決第7号「平成25年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,384万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億8,109万5千円といたしたものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、保険料1,326万円を増額し、国庫支出金3,050万9千円、支払基金交付金3,432万2千円、県支出金1,350万6千円、一般会計繰入金1,643万8千円、基金繰入金1,246万3千円を減額いたしたものでございます。

歳出の主な内容としましては、総務費274万3千円、保険給付費1億767万7千円、地域支援事業費148万8千円を減額し、基金積立金1,533万円、予備費279万5千円を増額いたしたものでございます。

次に、専決第8号「平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ316万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,836万8千円としたものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料421万4千円を増額し、事務費繰入金15万2千円、保険基盤安定繰入金88万9千円を減額いたしたものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費11万5千円を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金332万7千円を増額いたしたものでございます。

最後に、専決第9号「平成26年度坂城町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億850万円といたしたものでございます。

内容につきましては、渇水対策として北日名区湯の入地区に設置されております井戸のポンプが故障したことから、その修繕工事にかかわる予算を計上したもので、農作業に必要とされ

る水の需要時期との関連で急を要したことから専決といたしたものでございます。

なお、財源につきましては、歳入として水資源対策・営農推進基金を繰り入れ、充当いたしましたものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（柳澤君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時46分～再開 午前10時57分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第2号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第3号「平成25年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第4号「平成25年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第5号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第6号「平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第7号「平成25年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第8号「平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第9号「平成26年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

議長（柳澤君） 日程第6「議案第22号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について」から日程第13「議案第29号 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」までの8件を一括議題とし提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（柳澤君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第22号から29号まで、順次ご説明申し上げます。

まず、議案第22号、第23号、第24号、第25号につきましては、東信地区交通災害共済組合の解散等に関連する議案でございますので、一括してご説明申し上げます。

交通災害共済組合の運営に当たりましては、組合を構成する自治体の人口の減少に伴い、加入者が減少している状況であり、長期にわたり安定した共済事業を運営していくためには、より多くの加入者を確保する必要があります。

このことから、構成人口の拡大及び加入者の確保を目指すため組合の統合を行い、将来にわたり安定した交通災害共済事業を展開していくものであります。

始めに議案第22号において、東信地区交通災害共済組合が解散した場合、東北信市町村交通災害共済組合が事務を継承するための規約の変更について上程するものであります。

次に、議案第23号は、平成27年3月31日をもって東信地区交通災害共済組合が解散する議決をお願いするものであります。

また、議案第24号は、財産について東北信市町村交通災害共済組合に帰属するための議決をお願いするものであります。

最後に、議案第25号において、東北信市町村交通災害共済組合に加入するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第26号「坂城町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正により、外国への転勤等をする配偶者と生活をともにすることを希望する職員の継続的な勤務を促進するため、最長3年間の休業を認める配偶者同行休業制度が新たに設けられたことに伴い、この制度を町においても導入するため、条例を制定するも

のであります。

主な内容といたしましては、配偶者同行休業につきまして、職員の申請に基づき公務の運営等を考慮して休業を承認するもののほか、休業が承認される配偶者の外国滞在事由、休業の期間、休業が取り消される事由等を定めております。なお、休業中の職員につきましては、地方公務員法の規定により、職員としての身分は継続しますが、給与は支給されないとっております。

議案第27号「坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、工場、店舗等を新設し、もしくは増設した中小企業者に対して、中部圏の都市整備地域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令第5条の規定により、固定資産税相当額を減免しておりましたが、平成25年度末をもって適用期限が終了したことに伴い、坂城町商工業振興条例の一部を改正いたすものでございます。

改正内容といたしましては、施行令第5条の規定に基づき、本条例においても工業生産設備の新設等にかかわる固定資産税の減免を定めておりました第8条第2項を廃止し、第3項を第2項に繰り上げる改正をするものでございます。

次に、議案第28号「坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日から施行されたことに伴い、坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の支払額を引き上げたことに伴い、本条例第2条別表の退職報償金支給額表について、退職報償金の支払額を5万円または5万6千円に引き上げ、最低支給額を20万円とするものであります。

最後に、議案第29号「平成26年度坂城町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,008万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億4,858万4千円といたすものであります。

歳入の主な内容につきましては、農作物災害対策補助にかかわる県補助金や長野県知事選挙事務委託金等の県支出金9,012万5千円、財政調整基金からの繰入金4,823万6千円をそれぞれ増額いたすものでございます。

歳出の主な内容につきましては、長野県知事選挙にかかわる経費合わせて785万円、勤労者総合福祉センターの外壁修繕工事費1,200万円、大雪被害に対する農作物災害対策事業補助金1億200万円、地域経済活性化対策事業補助金250万円、南条小学校建設事業にかかわる土地購入費505万3千円をそれぞれ増額いたすものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（柳澤君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3日から6月8日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思いをます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。よって、明日3日から6月8日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月9日、午前8時30分から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時15分)

6月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名

| | | | |
|------|----------|------|---------|
| 1番議員 | 柳澤 澄 君 | 8番議員 | 山崎 正志 君 |
| 2 〃 | 塚田 正平 君 | 9 〃 | 入日 時子 君 |
| 3 〃 | 吉川 まゆみ 君 | 10 〃 | 中嶋 登 君 |
| 4 〃 | 窪田 英子 君 | 11 〃 | 塚田 忠 君 |
| 5 〃 | 塩入 弘文 君 | 12 〃 | 池田 弘 君 |
| 6 〃 | 塩野入 猛 君 | 13 〃 | 大森 茂彦 君 |
| 7 〃 | 西沢 悦子 君 | 14 〃 | 宮島 祐夫 君 |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|-----------------|----------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮下 和久 君 |
| 教 育 長 | 宮崎 義也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 春日 英次 君 |
| 総 務 課 長 | 田中 一夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 荒川 正朋 君 |
| まちづくり推進室長 | 中村 淳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 金子 豊 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 天田 民男 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 宮嶋 敬一 君 |
| 保健センター所長 | 村田 よし子 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 塚田 陽一 君 |
| 建 設 課 長 | 青木 知之 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 柳澤 博 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 宮下 和久 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 大井 裕 君 |
| 総 務 係 長 | 臼井 洋一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | |
| 財 政 係 長 | 竹内 祐一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | |
| 企 画 調 整 係 長 | |

4. 職務のため出席した者

| | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山崎 金一 君 |
| 議 会 書 記 | 小宮山 和美 君 |

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 観光振興施策についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (2) 婚活支援についてほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (3) ソーラー発電についてほか | 塚田 忠 議員 |
| (4) がんばる地域交付金についてほか | 塚田 正平 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に本日から11日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（柳澤君） 質問者はお手元に配付したとおりであります。11名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に6番 塩野入猛君の質問を許します。

6番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1. 観光振興施策について

4月21日に総務産業常任委員会の閉会中の調査で、県庁を訪れ長野県観光部並びに一般社団法人信州・長野県観光協会から、観光面の実情をお聞きをしてみました。野池観光部長初め担当課長、室長などに手厚く対応していただき、初めに名刺交換をいたしました。その名刺の肩書は、山岳高原観光課長、観光誘客課長、信州ブランド推進室長などと具体的な課や室に名称が変わり、説明していただいた内容はともかくも、県の観光取り組みへの意気込みが感じ取れました。

翻って、我が坂城町の観光行政はお寒い状況で、第5次長期総合計画を見ましても連携を図

る広域行政の中に歴史・観光交流も生まれておりと、わずかに記述がある程度で実施計画に至っては観光のかの字もありません。しかし、本町も観光資源が掘り出されたり、新たな観光産業も創造されています。町長も5月に更埴漁協で大量にアユの稚魚が放流されたので、それがアユ釣り復活やアユ料理、そこに町産のスパークリングワインで堪能されたいなどと観光宣伝をそここで話されております。四季の彩りのある美しい自然、地域の歴史的建造物や伝統芸能に加え、村上義清の生誕地、県宝旧格致学校歴史民俗資料館等々に山や川の幸と巧みな調理技術などの地域・郷土文化が加わり、さらにワイナリー形成事業、169系車両、味ロッジやゆるキャラねずこんといった新しい観光資源の創造と、そこに商工会を初めとした民間観光や工業の町の産業分野等、横断させた坂城の観光を充実、発展させてみてはいかがでしょうか。

そこで、今回は観光資源の開拓を含めた観光振興施策についてこれから順次お伺いをいたします。

イ．観光施策の現状

まず、観光施策の現状についてお尋ねします。今年度、26年度の当初予算の観光一般経費は287万3千円が計上されています。内訳は観光案内サイン整備、観光パンフレット印刷、遊歩道整備、そこに信越観光圏負担金を初めとする各種負担金であります。また、当初予算資料を見ますと、そこには町に観光客を誘致するための事業を展開するとあります。予算書や当初予算資料からは、町としての取り組みと広域的な取り組みの二つの軸が読み取れます。そこで、観光施策がどのように進められているのか、その取り組みの現状を町と広域の別に、それぞれお聞きをいたします。

また、町、広域以外にも、当初予算資料に書かれた町に観光客を誘致するための事業を展開する中での取り組みがされていれば、それもお答えいただきたいと存じます。

ロ．観光産業の育成

ここでは、観光産業の育成をどのように進めていくのかをお尋ねをいたします。考えられることは、一番のかなめである自然、歴史的建造物や伝統芸能、地域郷土文化などの観光資源を最大限活用することを基軸に、一つは、おしぼりうどんやワイナリーの6次産業化を初めとした食との連携の観点からの育成があります。

二つ目は、特産物、地場産商品、ねずこんグッズなど、新しくつくられた地元産品などとの結びつけの観点からの育成があります。

三つ目は、何回も訪れてくれるリピーター獲得の観点からの育成です。それは、おもてなしに代表される観光を担う人材、観光意識の醸成など、ソフト面の育成に通じます。

私は、さらにもう一つ、外国人旅行者をターゲットにした観点からの育成がこれからは重要になってくる気がします。最近では日本へ韓国、中国、台湾など、アジア地域の旅行者が急増しています。羽田空港ではアジア便の国際線が増加しています。東京で一泊しなくとも羽田空港

から新幹線により坂城へ呼び寄せることができます。そうしたさまざまな観点からの観光産業の育成についてのお考えをお聞きをいたします。

ハ．観光振興に向けて

先ごろ、「信州さかき」という坂城町観光パンフレットが新しく作成されました。これです。そこからは、ねずみ大根、それからバラ公園を全面に、歴史や健康やグルメのお薦めコースがそれぞれに掲載されておりまして、町の観光施策も拠点からコースへ進展し、点から線へという流れが読み取れます。

先月、31日から第9回ばら祭りが始まりました。小さいことですが、各種観光資料にはバラ公園を片仮名で記載されたり、平仮名を使ったりで戸惑います。先日開催されましたステキさかき観光協会の交流会では、町にお金の落ちる事業をしていきたい、観光バスがとまっている現実だけで判断するものではないなどのご意見を聞くことができました。町の観光事業も、ステキさかき観光協会初め幾つかの組織、団体や民間事業所がそれぞれに動いています。

私は、観光振興施策には、まず坂城町の観光振興計画の策定が必要と考えます。それは観光の現状と課題を整理し、町が目指す観光の姿、目標を定め、その目指す姿、目標に向けての施策の展開をする観光振興の道筋をきちっと決めることでもあります。町の観光振興計画ができれば、ワイナリーの6次産業化を観光に強力に位置づけられるでしょうし、ステキさかき観光協会初め、官民が一体となって目指す姿、目標に向け組織だって強力な観光振興の推進が図られます。観光振興計画の策定についてどのようにお考えか、お聞きをいたします。

次に、ワイナリー形成事業と観光振興施策についてお聞きをいたします。

町では農業など、1次産業と加工販売などを組み合わせた6次産業化をワイナリー事業に組み入れていく方針です。この6次産業化は観光施策に大きな助っ人として役立つと思います。具体的にワイナリー6次産業化を観光振興にどのように位置づけ組み入れていこうとしているのか、お聞きをいたします。

また、県では県産ワインの生産量拡大やブランド化を目指す信州ワインバレー構想を昨年から10年計画で進めようとしていますし、6次産業を支援する目的でワイン経営に必要な知識を持った人材を育てる千曲川ワインアカデミーを東御市に設置される予定であります。こうした県の構想や人材育成所に積極的に参加され連携を強めていくことが、観光振興に大いに役立つと思うがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

町長（山村君） おはようございます。塩野入猛議員さんから観光振興施策について、るるご質問いただきました。イロハとございましたけれども、私からは全般的な考え方について申し上げまして、具体論につきましては、各担当課長からご説明申し上げます。

今、ご指摘ありましたように、観光振興施策というのは、坂城町でもいろいろな点で、点としてはいろいろ施策はやってきたと思います。ご指摘のようにそろそろ、それを面として全体

としてなおかつ町と近隣する市町村との連携、広域行政などを含めた施策というのは考えていかなきゃいけないというところは私も同じ意見であります。私のほうから、現在坂城町で観光についてどのような取り組みをしているかということをお願いしていきたいと思っております。

ご案内のように、坂城町における観光の状況につきましては、びんぐし湯さん館、あるいはさかき千曲川バラ公園、鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館などの観光施設やバラ、あるいはねずみ大根、おしぼりうどん、ブドウ、ワインなどの特産品を中心にPRし、誘客に努めているところであります。この点につきましても、先ほど示していただきました信州さかきという、ああいうパンフレットも全体的なもので初めてまとめたということだと思っております。また、昨年はねずみ大根マスコットキャラクターのねずこんが、ゆるキャラグランプリ2013で全国では95位、長野県では2位、実質的には市町村ではトップになったということで大活躍し、坂城町をPRするキャラクターとして大きく飛躍いたしました。今年度もねずこんPR大作戦としてイベント等でのPR活動に励んでいるところであります。

また、先日は平成28年のNHK大河ドラマに「真田丸」が決定して、1年間にわたってテレビでこの地域が大きくクローズアップされるということになりました。上田市長からもこの地域への誘客に向けて市町村が連携した事業展開への要請があります。現在、上田地域定住自立圏の広域観光の推進分野についても、坂城町の職員をオブザーバーとして参加させているという状況であります。

またさらに、今年7月には、しなの鉄道の観光列車ろくもんが運行され、来年春には新幹線の金沢延伸や善光寺御開帳などの大規模イベント及びプロジェクトが、この地域で多数予定されているというところであります。私といたしましては、この絶好の機会に長野広域並びに上田広域の結節点に位置する坂城町の立地を生かしながら、坂城町に1人でも多くの観光客の方においでいただくため、準備していきたいというふうに思っております。

また、坂城町だけではなくて、坂城町商工会あるいはステキさかき観光協会などほかの団体の皆さん方とも種々ご相談していきたいというふうに思っております。おのおの具体点につきましては、詳細につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

産業振興課長（塚田君） 項目のイロハの順に答弁させていただきます。

まず、観光施策の状況につきまして、町では観光振興を第5次長期総合計画の第3章、第5節、人が集まる観光拠点づくりで位置づけております。その中で中心市街地などの観光施設に加え、さかき千曲川バラ公園、びんぐし湯さん館、さかき地場産直売所、企業見学など、町内の観光資源を有機的に結びつけ、イベントの展開や誘客に努める。また周辺観光地との広域的観光ネットワークの形成により、観光振興を図るということを基本方針として観光施策を展開しております。

観光事業として、町として行っている事業ですが、この4月から町の観光パンフレットを刷

新いたしました。今回は、ねずみ大根を中心に据え、おしぼりうどんやねずこんなどを紹介するとともに、町の観光施設や特産品の紹介、お薦め観光コースなどを中心に掲載いたしました。おかげさまで多くの皆様から喜ばれております。

また、先月17日には多くの町内小学生や保護者の参加を得て、千曲川に約7千匹の稚鮎の放流が行われました。巨大アユが釣れ、たくさんの釣り人でにぎわっていた千曲川を復活させたいと、更埴漁業協同組合の組合員さん方が真剣に取り組んでおりますので、町としても観光資源の再生にサポートしてまいりたいと考えます。

そのほか、坂城町商工会、ステキさかき観光協会、株式会社坂城町振興公社、ばら祭り実行委員会、ねずみ大根振興協議会などと連携し、ばら祭りやねずみ大根まつり、ふード市、鉄の展示館で行われる展示会等について、広報、宣伝等を中心に事業展開を行っております。

続いて、広域で行っている事業であります。主に他市町村と連携し、パンフレット、ポスターの作成や観光キャンペーン等を行っています。昨年は、信越観光圏事業の一環として、東京両国でのキャンペーンや新幹線上田駅観光案内所運営組合事業として、金沢でもキャンペーンを行ってまいりました。

また、今年8月下旬に、東京銀座にオープンする首都圏にしながら信州の暮らしを丸ごと共有するということを目的といたしました、仮称であります、「しあわせ信州シェアスペース」におきまして、長野広域連合が中心となり12月中旬ごろに各加盟自治体の出展が計画されておりますので、町といたしましても参加を予定したいと考えております。

このように首都圏など遠方と地方を結ぶ観光キャンペーンにつきましては、広域で取り組むことにより厚みが増し、より効果が発揮されると考えております。

続きまして口の観光産業の育成についてお答えします。ねずこんのお菓子や縫いぐるみ、おもちゃ、タオル、文房具など、以前と比較しますと、坂城町オリジナル商品が町内の店舗で多く見受けられるようになりました。こういった優良なコンテンツを魅力的に感じ、商工業者の皆さんが自主的に製品開発を行っていただいているところであります。

なお、本年度から町のサポートの一つとして、特産品の開発や販売にかかる経費について補助を行う農産物等地域ブランド化補助事業を進めておりますので、事業所や団体の皆さんにご活用いただき、事業拡大を図ってほしいと考えております。

観光産業の育成につきましては、どの産業でも同様ですが、町だけで実施できるものではございません。町といたしましては、引き続き民間事業者の皆さんへの情報提供に努めながら関係機関と連携して観光産業の育成に努めてまいりたいと考えております。

また、観光を担う人材、おもてなし意識の醸成ですが、県の「ずく出し！知恵出し！おもてなしプロジェクト」などを活用するとともに、外国人観光客への対応につきましては、一つの例として2020年の東京オリンピックに向けて、日本文化を代表する美術品である日本刀を

PRするよい機会でもありますので、鉄の展示館への誘客が図れるよう、今後、関係の皆様と検討してまいりたいと考えております。

次に、ハの観光振興計画の策定についてお答えいたします。観光につきましては、テレビやインターネットなどでの口コミなど、瞬時にして流行となることがあります。その時々きめ細やかに対応していくことが重要かと考えます。現在のところ、さきに述べましたように、坂城町第5次長期総合計画の基本構想により、基本的な方向が示されております。また、前期5年が終了します平成27年度には、社会情勢などの変化に応じて基本計画の見直しを行います。さらに基本計画に示した基本施策を具体的に実施するための3年間の細部計画である実施計画で毎年度対応してまいりたいと考えておりますので、改めて観光振興計画を策定するということについては、今のところ考えておりません。

なお、基本計画、実施計画を策定する際には、ステキさかき観光協会や坂城町商工会等と連携し協議する中で、観光施策の課題に対応してまいりたいと考えております。

まちづくり推進室長（中村君） ハ、観光振興に向けての中のワイナリー形成事業と観光振興施策についてご答弁を申し上げます。

長野県は、ブドウ栽培に適した自然条件を備え、生食用はもとより醸造用ブドウの生産量日本一を誇っております。坂城町も同様にブドウ栽培に適した立地を生かし、良質なブドウの産地形成が図られてまいりました。しかしながら、近年、後継者不足やそれに伴う耕作放棄地の増加など厳しい状況下で農地の有効活用や新規就農者の確保、持続可能な魅力ある農業経営、そして新たな産業創出を図るためにワイナリー形成事業を立ち上げ、取り組んでまいりました。これによりブドウ栽培の1次産業、ワイン醸造の2次産業、そして販売やレストランといった3次産業を組み合わせた6次産業化を進めることにより、農、商、工、それぞれの振興を図りながら町の新たな観光産業化を目指してまいります。

具体的には、平成24年度から若い担い手の2名を中心とする55aの試験圃場の造成、整備とともに、昨年6月には県が提唱をして発足した信州ワインバレー構想推進協議会への参画をしてきたところであります。この中で、長野県では栽培から醸造、販売、消費にわたる振興策として信州ワインバレー構想を策定をし、ブランド化とワイン産業のさらなる発展を目的とするものであります。この協議会においては、栽培・醸造部会、プロモーション部会、地域ワインバレー研究部会の三つの部会を設けており、栽培・醸造部会で人材育成のために開講をいたしましたワイン生産アカデミーには当町からも担い手が参加をしております。また、プロモーション部会においては、千曲川ワインバレーの一員として県産ワインの魅力をアピールするためのワイン・トレイル in NAGANOや東御ワインフェスティバルなどに参加し、坂城町産ワインを情報発信、PRに努めてまいりました。

このほか、本年1月には、信州大学地域共同研究センターの呼びかけによる研修など、地域

一体となった取り組みに積極的に参加をし、坂城町の魅力を強く打ち出しながら観光振興を図ってまいりたいと考えております。

6番（塩野入君） 今年度予算には、信越観光圏負担金52万8千円を筆頭に負担金総額で130万7千円が盛り込まれています。本町は長野広域に属する関係もあり、北信エリアへの負担が多くを占めています。都心からの流れは、新幹線上田駅等を拠点に坂城へ呼び込む道筋が自然であります。坂城を通り越して長野駅から再び戻る観光ルートは観光動線を外れていると思います。また、地域的にも北信エリアの南端では効果が発揮しがたいと考えます。

今、町長から上田のろくもんを初め、上田との立地の関係を生かしたい、それから課長からは上田駅の関係のお話がありました。多少は上田地域との関連があることは承知はしております。私は、この負担金の投入を初めとして、広域観光は長野広域よりも上田地域に重点を置いた施策に方向転換したほうが効果が上がるのではないかと思います、ご所見をお伺いをします。

次に、さきに先日5月26日には、平成26年度ステキさかき観光協会通常総会が開かれ、私も来賓としてお招きをいただきました。構成は山村町長が名誉会長に、宮下副町長が坂城町を代表し、ちくま農協、商工会、株式会社まちづくり坂城、有限会社信州観光バス、株式会社坂城町振興公社、坂城町国際交流協会などへ味ロジ株式会社初めとした食品産業、観光業者が加わった町の観光面を担う、そうそうたるメンバーであります。

協会の目的は、観光の開発並びに振興を図り坂城町の発展に寄与するもので、事務所は産業振興課に置かれ、事務局長は産業振興課長であります。事業内容は、坂木宿ふるさと歴史館の管理、運営を主体に観光資源や観光のPR、ばら祭りイベント、レンタサイクル事業、それに広域的な観光活動で、予算等を見比べれば精いっぱい活動かと思われれます。しかし、協会が目指す観光の開発並びに振興を図るには、もう一踏ん張りが欲しい気がいたします。協会が行う事業には観光事業の指導、調査・研究が掲げられています。観光産業に関する町のトップクラスのメンバーで構成された協会が、先頭に立って観光振興に向けた取り組みを進めていただければ、すばらしい観光振興施策が進むと思いますが、ご所見をお伺いをしたいと存じます。

そして、今、観光振興計画の策定は考えていない、実施計画等そういう計画で対応していく、こういうお答えであります。でもそれは、目指す姿とか目的の共有をしっかりと見るためには、こういう振興計画がなければ、いろいろな部分ではできますけれども、まとまったのを何をやるかということはやっぱりそういうものは必要だと思うんですね。その辺の見解をもう一度お聞きをしたいと思います。以上です。

産業振興課長（塚田君） 広域観光について、長野広域連合よりも上田広域に重点を置いた施策に方向転換したほうが効果が上がるのではないかとのご質問についてお答えいたします。

現在、負担金等の支出はありませんが、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから坂城イ

ンターチェンジの間の関係 2 2 市町村で組織いたします上信越道沿線地域連絡会に加入しております。またこの5月から上田地域定住自立圏事業の広域観光の推進分野につきましても、オブザーバー参加し、今後上田地域の市町村と共同で事業展開できないか検討を開始したところでもあります。

来年3月には新幹線が金沢まで延伸し、営業運転が開始されます。これからは、今まででしたら関東方面からのお客さんを考えれば、上田駅でおりて坂城のほうへという流れがあるかと思いますが、これからは金沢、富山からもお客様が来やすくなり、来年には善光寺のご開帳も開催されるということでもあります。流れが変わるかという考えもあります。このため長野市、長野駅からの誘客もこれまで以上に大事になってくると考えております。観光列車ろくもんにつきましても同様だと思います。この長野駅から軽井沢まで、この区間、やはりこの中の市町村が連携してお互いに共通の目的を持って活動していくことが大切だというふうに考えます。このように、長野地域、上田地域の結節点にあります坂城町です。このメリットを生かして観光客の誘客に努めてまいりたいと考えております。

もう一つの質問でございますが、ステキさかき観光協会の観光振興施策への取り組みです。今回、初めてばら祭りに合わせ、スタンプラリーを企画いたしました。これは信毎さんにも掲載していただきましたけれども、これについては、ご参加いただいた17店舗のうち、三つの店舗にお立ち寄りいただいて、お買い物をしていただいたお客様にスタンプを押していただきまして、抽選で100名の方にねずこんグッズが当たるという取り組みでございます。たくさんのお客様にご参加をいただいております。このような取り組みを行いまして、どのような流れがあるか、どのような方々が来ていらっしゃるかと、そういうような調査もあわせて行っているところであります。

今後、ステキさかき観光協会などとともに、このスタンプラリーで応募された方の、先ほど言いましたように住所地及び巡回施設、どのように回っているか、あと店舗等を分析いたしまして、今後の坂城町の観光戦略の参考にしてまいりたいと考えております。

観光振興計画につきましてはですが、現在のところ、やはり先ほど申し上げたとおり、流行が大変おおございます。関係してまいります。ろくもん、観光列車ろくもんにつきましても、本当に今年の春先に、その計画が立ち上がりまして、もう既に今年にはろくもんが出発するというような状況であります。すぐに流れが変わってきているということでもあります。やはり観光となりますと、そのとき、そのときの状況に応じましてどんどんそれに反応していかなきゃいけないというふうに思いますので、計画を立ててというようなことも当然、長期計画の中で基本的な方向はちゃんと捉えておりますので、それに基づいてやっていくことが一番よいのかなというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

6番（塩野入君） 観光振興には、点から線、そして面に向かう展開が望まれます。観光資源な

どの拠点整備をする点的な施策から、それを線で結び、さらに面という広がりが必要です。人々に魅力や関心のあるさまざまな資源を、さらに観光施設としての魅力アップを図り、それを各種の交通手段などで移動させながら結びつけ、拠点や沿線には飲食店や土産物店が栄え、それが面的に広がり、農産物、食品業界の発展、さらにグッズ製造などの製造業にも及び地域産業に貢献をする、そうした地域発展に寄与する観光振興を望み、次の質問に移ります。

2. 日本創成会議の試算について

5月8日に、民間の日本創成会議人口減少問題検討分科会が、地方から都市への人口移動がこの先もおさまらなると仮定した上で、出産年齢の中心である20歳から39歳の若い女性が2040年には2010年の半分以下に減る自治体を「人口減がとまらない消滅する可能性がある」と定義し、このうち人口が1万人を切る市区町村は消滅性がより高いとされ、坂城町はこのいずれもが該当する将来消滅する可能性の高い市町村に位置づけられました。

2040年、あと26年後には坂城町は2010年と比較すると若い女性が半減し、人口は1万人を割ってしまう。そしてその結果、やがて坂城町は消滅してしまうという、何ともショッキングなストーリーであります。この試算を主導した増田寛也氏は、岩手県知事、総務相などを務め、経済財政諮問会議で人口減に関する提言をつくる専門委員会にも入っていますので、試算結果や提言を真摯に受けとめ、対策、対応を図っていくことが必要ではないかと考えます。

そこで、こうした試算結果や提言についての町の考えをお尋ねをいたします。

イ. 人口試算について

初めに、人口試算についてお聞きします。地方自治体の半数を消滅する可能性があるとして公表したいわゆる増田リストの衝撃は続いています。本町は若い女性の人口変化率はマイナス51.5%、総人口も2040年には9,919人と試算されてしまいました。今回の試算は国立社会保障・人口問題研究所が人口移動は抑制されるという前提での将来推計人口を覆し、大都市圏に人口が集まるなど限られた地域に人が集中し生活する、極点社会の見方が本流であります。

そこでまず、町としてはこの人口試算についてどのように受けとめ、どう評価しているのかをお尋ねをいたします。また、出産年齢の中心である20から39歳の若い女性の人口変化率並びに40年時点での人口1万人に線引きをした増田リストの見方、考え方についてはどのように感じていますでしょうか。

次に、町のさまざまな計画書に人口推計が見られますが、その大もとは坂城町第5次長期総合計画に掲げられた推計であります。総合計画では、将来の目標人口を統計的方法などによる推計と施策の展開による人口動向を考慮して、計画書の目標年次である平成32年の人口規模を1万5千人に設定されました。総合計画の策定人口は何かもちそうな気もする微妙なところ

ろですが、試算の2040年時点に向けても対策、対応の基本となる長期的な人口推計を今から設定する必要があるかと思えます。長期的な将来人口の設定についてのお考えをお聞きをいたします。

ロ. 「消滅可能性」自治体について

人口試算にあわせて発表された消滅する可能性のある自治体リストは、衝撃的でかつ危機感に迫ります。知事や市町村長からは大きな課題だと受けとめ方をする一方で、少し大げさ過ぎないかとの意見も出ています。日本創成会議分科会の座長の増田氏は、消滅可能性には社会保障や公共交通、学校の維持などができなくなると説明をしています。平成23年7月に締結した上田地域定住自立圏も処方箋とまではいかず、手詰まり感も漂いますが、本町に新幹線、高速道が走り、18号バイパスも先が見えた中で、工業の振興やさまざまな定住施策で振り払っていかねばならないと思えます。消滅可能性自治体、しかもその可能性がより高いという地域崩壊の可能性があるランクに位置づけられたことについて、町はどのように受けとめ、感じているのか、お伺いをします。

ハ. これからの対応、対策は

町も人口減少や少子化に手をこまねいていたわけではありませんが、これを機にさらに強力な対応、対策が必要です。思いつくのは、ヤングヒューマンネットワーク事業であります。活動は町社会福祉協議会により行われていますが、今年度16万円の補助金が予算化されています。これまでどのような活動がされ、どんな結果でしょうか。また、これからどのように効果的に進めようとしているのか、そのあたりをどう把握しているのかをお尋ねをいたします。

折しも、町では、先月30日に坂城町の若者・子育て世代支援プログラムなるものが、報道陣を交えて発表されました。信濃毎日新聞では、発表から少しおくれたこの6日にその記事が載りました。いただいた名刺からこの推進グループ、仕掛け人は山村町長、プロデューサーが宮下副町長の町挙げての事業とお見受けいたしました。創成会議の消滅可能性自治体への対応、対策に向けて大きな期待を持ちます。発表会場では、プロデューサーの宮下副町長が仕切っておりましたので、プログラムの内容、推進などを含めたお考えを、宮下副町長にお聞きします。

また、このほかにも対応、対策に向けた施策があれば、お尋ねをいたします。

副町長（宮下君） 日本創成会議の試算について、順次お答えを申し上げます。

日本創成会議はご案内のとおり、ウシオ電機株式会社、牛尾治朗代表取締役を会長に財界や労働界、学者が役員に名を連ねる公益財団法人日本生産性本部に置かれた会議の一つであります。先月、お話のありましたとおり、同会議の人口減少問題検討分科会が20代から30代の女性の減少に焦点を置き人口推計を発表いたしました。マスコミは「地域崩壊」ですとか「自治体消滅」というショッキングな見出しで大々的に報道がなされました。

推計の数字で言いますと、県下77市町村のうち34の市町村、残念ながらお話にもござい

ましたが、坂城町も20代から30代の女性人口変化率はマイナス51.5%で、その一つに数えられ、消滅の可能性がある団体とされました。加えて推定人口で1万人以下の団体はより可能性が高いとされ、人口9,919人と推定された坂城町は消滅の可能性がより高いとされています。

人口の減少は大きな課題であります。しかし、それは自治体が消滅するというようなことと直接結びつくことなのではないでしょうか。同会議の人口推計でいきますと、東京都の豊島区も消滅の可能性のある自治体となってしまいます。

地方事務所管内市町村の会議がありました。当然話題となりました。これから地域間競争が激しくなるという危惧もございますが、今回の数値を各自治体の危機として捉えるのか、少子化担当大臣を置く日本はどうするのか、国家としてどう取り組むのかという視点にマスコミも向かわなければならないというふうに考えます。

多くの子供たちが、進学でふるさとを離れ大都会に出ていきます。就職の受け皿も自然と都市型になるのも自明の理と言えます。地方自治体は1人でも多くの子供さんに残ってもらう、戻ってきてもらう、1人でも多く坂城に住んでもらえる、住みたいと思っただけのよう継続的に努力をしていかなければならないと思います。国として女性の社会進出をどうバックアップするのか、社会がどう変化をしていくのか、変化しなければならないのか、それは家庭でも同じことだと言えらると思います。今回の推計値は子供を産むという視点に重点を置かれています。減少するのは女性だけなのではないでしょうか。同世代の男性は減らないのでしょうか。これはまさに日本の根幹となる人口問題であり、自治体のランキングを問題視するのではなく、労働人口の問題であり、年金や社会保障制度の問題であると考えます。

続きまして、坂城町の若者・子育て世代支援プログラムについてお答えをいたします。

3月会議で西沢議員のご質問でもお答えをいたしました。スタートは昨年、町長より子育て支援や保育、医療、住宅施策等々の町の施策が一目でわかるものが欲しいという命を受けました。各課等の事業をピックアップしてみますと、広報で1回、このような制度ができましたと、このような制度がありますというのが案内程度であり、かつ連携ができていないということも考慮し、チャレンジSAKAKIに位置づけ、パンフレットをつくらうと考えました。

直接的な対象者を20代から40代の町内の企業に勤める方、転居や住宅建設を考えている方とし、間接的には坂城に住むことを薦めたい親御さんや同世代の町民の方々と想定し、チーム編成も20代から40代の女性職員6名とし、私と総務課長がプロデューサーとしてサポートしてまいりました。チーム全員がアイデアを持ち寄り、チーム内でのプレゼンをし内容や形状を絞り、仕掛け人である町長にもプレゼンをいたしました。チーム員の熱意とやる気をそのままに、用途により3種類のパンフレットといたしました。このようなパンフレットであります。表にねずこんの顔があり、後ろ姿が、中をあけますと、パンフレットが入っていて、ここ

を引き出すと、それぞれのもので出てくるというようなもの。そして、もう一つは三角ポップということで、店舗等に置いていただくためのもの。もう一つが変わり折りとしまして、見出しの中から開いていただくとそれぞれのところが見えていただけると、こういうものを3種類用意いたしました。

チームの熱意とやる気をそのままに3種類としまして、役場や駅に置いてもらうのではなく、企業や店舗に置いていただく、手にとって見ていただく、情報という窓口を設け、より知りたいものについては、みずから足を運んでもらうことに主眼を置きました。構成も妊娠から出産、健やかな成長、子育て世代の就業、学校生活、食育プラス公社の住宅造成地や町営住宅などの住宅情報、見どころといったテーマに分けた情報発信といたしました。

例えば妊娠から出産をサポートで見ますと、「まず心配事は保健センターへ相談を」というふうに書きました。そして、今年度から始めました町の不妊治療補助や母親学級、出産祝金、ブックスタート、子育て優待券というように、事業の概略と問い合わせ先が番号で記載されており、ねずこんがところどころでコメントを申しています。

また、社会福祉協議会や勤労者総合福祉センターの出会いサポートもハートマークつきで紹介したり、私立幼稚園も紹介するなど、これまでの行政のパンフレットとはひと味違うものができ上がったと感じております。

土地開発公社の理事会の終了後、プレゼンをさせていただきましたが、反応はよかったと感じております。上田ケーブルビジョン、信毎、信州民報、週間上田の取材も受け、チームの意気も上がっています。大切なのは今後の展開だと考えます。チームで班編成をし、町内企業の総務、人事担当部門や店舗を訪問し、趣旨説明と宣伝をしまいにあります。先週から訪問をいたしました。企業では早速社員食堂にパンフを置き、総務担当から従業員の方に趣旨の説明をしていただけたというありがたいお話をいただきました。1人でも多くの方に坂城に住んでもらう、1人でも多くの方に坂城のよさを知っていただく、理解していただく、そして坂城町の応援団になっていただけるよう、若者や子育て世代にとって坂城町がいかに住みよいところか、施策の宣伝をしまいにしたいと考えております。

企画政策課長（荒川君） （イ）人口試算について順次お答えをいたしてまいります。

日本創成会議のこれまでの人口動態や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を推計する従来の視点とは異なり、地方から大都市圏への人口流入について着目されているというのが大きな特徴でございます。これによりますと、戦後の累計で約1,200万人が地方から大都市圏に移動しており、人口減少に拍車をかけていると指摘をしております。この日本創成会議における人口推計の公表により、将来消滅する可能性の高い市町村に位置づけられた自治体と、そうではない市町村との地域間競争を初め、今後定住促進に向けて若者に魅力のあるまちづくり、その取り組みにおける情報、魅力の発信の必要性を強く感じているところであります。

ご質問の増田リストにつきましては、若者が仕事を求めて大都市圏へ流出傾向にあり、これに歯どめがかからなければ、出生率が回復しても人口が減るということを認識させるものであります。出産適齢期の女性はもちろん、若者の流出をいかに防げるか、また大都市から呼び戻すことができるかを検討し、早期に取り組んでいかなければならないと考えます。

長期的な将来人口の設定につきましては、町の長期総合計画の中で目標年次における目標人口を掲げているところであります。この人口推計につきましては、自然動態や社会動態といった統計的要素のほか、総合計画に示されたさまざまな施策の展開による人口動態を加味した中で推計をしております。将来人口推計は、施策計画、開発計画、経済活動計画等の立案に際し、それらの前提となる人口の規模及び構造に関する基礎資料として、広範な分野において利用されているものであり、求めるデータと手法を組み合わせ客観的、中立的な推計を行っているものであります。

来年度は第5次長期総合計画の後期基本計画について策定作業を進めていくこととなりますが、今回の人口推計による課題提起も踏まえ、計画策定に取り組んでいきたいと考えています。

福祉健康課長（天田君） 私からは、ハのこれからの対応、対策はのうち、ヤングヒューマンネットワークについてお答えをいたします。

町社会福祉協議会が実施をしておりますヤングヒューマンネットワーク事業は、お見合いや結婚に関する相談に応じる結婚相談事業と出会いの場を提供する婚活パーティーの開催を主な柱とし、そのほかにもスキルアップ講座の開催や千曲市との情報交換など、さまざまな形で結婚へのお手伝いをさせていただいている事業でございます。

結婚相談事業につきましては、結婚相談所を年5回開催し、5人のコーディネーターが登録者の相談に応じ、また婚活パーティーにつきましては、千曲市社会福祉協議会と合同で年3回のペースで開催をしております。これらの事業により平成23年度、24年度はパーティーを通じ千曲市と合わせてそれぞれ3組ずつ計6組、うち坂城町の方2組のカップルが成婚され、平成25年度は結婚相談を通じ1組の成婚があるなど、ヤングヒューマンネットワーク事業は一定の成果を収めていると考えているところでございます。

町では、今年度よりヤングヒューマンネットワーク事業への補助金を増額したところでございますが、こうした取り組みを通じて1組でも多くの成婚がなされることを期待し、支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

6番（塩野入君） 日本創成会議は、ストップ少子化・地方元気戦略も同時に発表し、国民の希望がかなった場合の出生率を希望出生率と表現し、基本目標1.8の実現や東京一極集中への歯どめが提言されました。私は、この希望出生率1.8の数値目標設定に注目をいたしました。県では総合5カ年計画しあわせ信州創造プランで17年までに出生率を1.54に引き上げる目標にしました。具体的な対策は、数値目標を立てることから始まります。町も数値目標を設

定して進めていただきたいが、お考えをお聞きをいたします。

次に、信濃毎日新聞のインタビューで、座長の増田氏は、若者流出を食いとめるダム機能を持たせる地域拠点都市に踏ん張ってもらい、そこに政策や資源を集中的に投入する戦略が考えられるとして、それでは周辺地域は取り残されるという、そういう質問に全てのインフラの維持は困難で、どこかを見限る話が出るが、そこでの住民合意が難しい課題だと答えています。

例えば、上田地域定住自立圏の構築が、中心市の上田市に政策や資源を集中的に投入することになっては大変危険なことになる気がいたします。こうした増田座長の発言について、町はどのようにお考えかお聞きをいたします。

企画政策課長（荒川君） 再質問に順次お答えをしてみたいです。

まず、数値目標を設定して進めていく考えはというお尋ねでございますが、数値目標は政策、施策、事務事業の進捗状況を図り、それらの管理や成果指標となるものというように考えております。数値目標の設定というものは、どこに着目するかによって、目標値が変わってしまうという側面もあろうかと思えます。しかしながら、目標を明確にして計画的に取り組むためには必要であるというふうに、そんなふうにも思うところでございます。今回の人口推計における出生率のみならず、今後の各種計画策定においても、できる限り数値目標を設定し取り組んでいきたいというふうに考えます。

続きまして、ダム機能のお尋ねでございます。若者流出を食いとめるダム機能発言についてであります。これは地方から大都市へ若者が流出する人の流れを変え、地方に人材の確保や地域間の交流、医師、医療の確保など地域社会を再生するための機能確保を目指そうとするものと考えるところでございます。そして人口流出を防ぎ定住を促進する上で、上田地域定住自立圏というものは、広域的な取り組みの中で大きな役割があるというふうに考えます。

しかしながら、これが中心市である上田市に政策や資源を全て集中させるということではなく、中心市、そして構成市ともに機能分担、役割を果たしながら連携をしていくことが重要であるというふうに考えます。先ほど観光のお話も出てまいりました。私ども坂城には、産業、ものづくり、コトづくり、そういった機能がございます。こういったものを前面に打ち出しをしながら若者を地方に呼び戻す魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えます。

6番（塩野入君） 日本創成会議人口減少問題検討分科会の発表には、その裏に政府の意向も感じ取れます。提言には、地域拠点都市を中核とする新たな集積構造の形成が盛り込まれたり、菅官房長官はこの報告書を評価する記者会見を見聞きする中で、総務省の広域連携の思惑が見え隠れしたり、少しうがった見方をすれば道州制もよぎります。

増田リストをストレートに受けとめ、その対応、対策を講じることも大切ですが、一方で政府の代弁という見方も少し思いながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時28分～再開 午前 9時38分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、3番 吉川まゆみさんの質問を許します。

3番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

先ほど、副町長に見せていただきましたが、若者・子育て世代支援パンフレットができました。「坂城町に住もうよ」というキャッチフレーズでバラとねずこんが所狭しと子育て支援をアピールしています。6日付の地方紙にも大きく取り上げられ掲載されていました。これは企業や商店などに置いていただくので、多くの町内外の方の目にとまります。これを一目見て、坂城町に住んでみようかなと思ってもらえたら、その波及効果は大きいと思います。町で取り組んでいる事業がどんなに素晴らしいことであっても、PRの仕方一つで見ると、聞く人に真っすぐ届き、大きな成果を上げると思います。そんな意味でも今回の取り組みを高く評価し、さらに今後に期待をいたしたいと思います。

それでは質問に入ります。

1. 婚活支援について

イ. ヤングヒューマンネットワーク事業の現状は

初めに、先ほど同僚議員も同じ質問をいたしました。重複する箇所があるかと思いますが、その点についてはご理解いただきたいと思います。

昨年2月14日、地方紙を見ておりましたら、「私たちシルバー結婚相談員、4年で22組ゴールイン」という文字が躍っておりました。その上には、にこにこした4人の相談員の写真が掲載されておりました。よく見ると72歳から79歳のシルバー人材センターのメンバーでした。その生き生きとした笑顔には達成感があふれておりました。県内に21あるシルバー人材センターの中では、長野だけの取り組みで全国でも珍しいとのこと。このおばあちゃん相談員が大変好評で、入会金は3千円で結婚すれば2万円支払うという決まりだそうです。皆、何でも話せて安心して相談ができるといって口コミで広がっております。素晴らしい取り組みだと思います。

さて、県は今年度、独身男女の結婚支援に本腰を入れるため、ながの結婚・子育て応援事業に乗り出しました。信州出会いサポーターの認定やコミュニケーション能力を磨く研修会の開催など、さまざまな企画をしております。国立社会保障・人口問題研究所の統計では、県内の生涯未婚率、これは50歳時点で結婚していない人の割合です。男性が19.3%、女性が8.21%とともに全国平均は下回ったものの、男性は40年前の約1.5倍、女性は約2.4倍に急増しているそうです。これは大変なことです。

さて、厚生労働省は4日、2013年の人口動態統計で1人の女性が生涯に産む子供の数の推計値をあらわす合計特殊出生率が1.43となり、前年から0.02ポイント上昇したと発表いたしました。出産の年代層は20代は減少しているが30代から40代が上昇しているとの結果です。そして婚姻件数はというと戦後最小の66万594組でした。初婚年齢が夫は30.9歳、妻29.3歳と晩婚化が進み、2人目、3人目を産みづらい環境をつくっています。

また、一方、先ほどの統計にもありますように結婚しない人が増えております。あらゆる原因が想定されますが、個人に任せておいては行き詰まる結果は見ております。そんな意味で、今、子育て支援を手厚くしていくことも大事ですが、それとともに結婚環境の充実は喫緊の課題ではないかと考えます。

そこでお尋ねいたします。一つとして、社協に委託していますヤングヒューマンネットワーク事業の内容と、ここに2年間における相談の件数、会員の数、またイベントの参加数、成婚に至ったカップルの数をお聞かせください。

口として、今年度の予算を8万円増額いたしました。その内容についてお聞かせください。以上で1回目の質問をおわります。

福祉健康課長（天田君） まず、婚活支援についてのうち、イのヤングヒューマンネットワーク事業の現状はということで、ここ2年間の状況についてお答えをいたします。

ヤングヒューマンネットワーク事業は、ご案内のとおり、町社会福祉協議会が実施をしております事業で事業の趣旨に鑑み町でも一定の補助を行っているものでございます。町社協が開設しております結婚相談所における相談件数でございますが、平成24年度は23件、25年度は28件のご相談をお受けしたという状況で、会員登録数につきましては各年度末で平成24年度が男性21名、女性3名、25年度は男性18名、女性6名という状況でございました。

婚活イベントにつきましては、千曲市社協の結婚相談所と合同で年3回の婚活パーティーのほか、スキルアップのための講座を実施しております。平成24年度におきましては、9月、12月、2月の3回の婚活パーティーに、延べ人数で男性81名、女性80名の参加があり、4月に実施をいたしました女性対象のコミュニケーション講座には20名の参加がございました。また平成25年度には8月、12月、3月の3回の婚活パーティーに延べ人数で82名の男性と71名の女性にご参加をいただき、7月に実施をいたしました恋愛心理学講座には50名の受講がございました。

こうした取り組みの結果、平成24年度におきましては、婚活パーティーを通じ、23年度に続いて3組のカップルが成婚し、うち1組が坂城町の方でございました。平成25年度では、結婚相談コーディネーターの仲介によるお見合いで、坂城町の男性と千曲市の女性が成婚され

ており、またパーティーを通じて何組かのカップルが誕生しておりますので、今後の成婚に結びつくことを期待しているところでございます。

続きまして、口の町独自の取り組みはについて申し上げます。ご質問でもありましたとおり、町はヤングヒューマンネットワーク事業への補助金を、昨年度の8万円から今年度16万円に増額し予算化をいたしました。これにより独身の方の成婚を支援するための事業をより充実していくよう社会福祉協議会とも協議をさせていただいているところでございます。

まず、登録会員のお見合いのご相談に応じるなど、具体的な個別支援をしております結婚相談所に、より多くの方に登録をいただけるよう、今年度より登録料を無料といたしました。既に4月から2人の女性が新規登録をされたということで、会員の増加は出会いの機会の増加につながってまいりますので、今後も結婚を真剣に考える独身の方に1回でも多く出会いの機会が提供できるよう、会員の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

また、婚活イベントにつきましても、千曲市社協と結婚相談所と合同で開催をしております婚活パーティーに昨年、一昨年と大勢の方々にご参加をいただき、成婚に結びつく成果をおさめているということを踏まえ、町社協単独での開催を計画しております。このイベントは、結婚相談所に登録されている方を含め、町内の独身の方にご参加いただけるものとして、秋ごろの実施を目途に日程、内容、会場等について調整を進めているところでございます。町といたしましても、より多くの出会いの機会や場を提供することで、1人でも多くの方が成婚されますよう、支援をしてみたいと考えているところでございます。

3番（吉川さん） ただいま担当課長より詳しい説明をいただきました。増額の理由は町単独でイベントを秋に設けていただくということで期待をしたいと思います。そして、今もお話の中にイベントの参加数ですね、これが年々増えているということ、また講座を設けて50名定員というような形で、そこにも新たに登録以外の方も参加していただいていることを理解いたしました。その中で、本当に社協の方にもお聞きしたんですが、イベントの中でも、この方はこの人がいいんじゃないかとか、そんなことを酌み取りながらおつき合いがスタートできるように一生懸命陰で尽力していただいているというお話を聞きました。そのご苦勞には本当に敬意を表したいと思います。

相談所なんですが、結婚願望のある人はもちろん悩んだ中で相談に、まず電話をしてから相談所に見えると思います。そしてお聞きしたところ、親御さんからも何件かお電話をいただいたりしているそうでもあります。今のデータでいきますと相談の件数が24年が23件、25年が28件ということで、年に5回やっているわけですので、1回に5人程度かなというふうに推定されます。5人のコーディネーターさんが見えていただいているというお話なんですが、たしか9時からお昼まで3時間、土曜日ですね、やっております。この件数はちょっと私も考えたところ、もったいないなと思うんですが、PRの仕方はどのように今までされてきたのか、

その点についてお願いしたいと思います。

福祉健康課長（天田君） PRについて再質問いただきましたので、お答えをしていきたいと思っています。結婚相談所への会員登録につきましては、町社会福祉協議会のホームページのほか、長野結婚支援ネットワークのホームページでも随時ご案内をしているところでございます。また、婚活イベントにつきましては、まず結婚相談所の登録会員さんのほうに個別のご案内をした後、社協や町のホームページ、また社協だより、広報、地域誌、また長野結婚支援ネットワークのホームページのイベント情報で幅広くPRを図っております。また、チラシやポスターを作成して企業などにも配布をしているところでございます。引き続き積極的なPRに努めてまいりたいと考えております。

3番（吉川さん） 今のお話ですと、私も本当に理解していかなかったんだと思ったのは、町内の企業にイベントのそういうチラシを配っていただいたり、ホームページ、また県のネットワークのほうにも案内を出していただいているということで、その中で5人ぐらい来ているということですね。そういう意味でも、もっともっとそのPR、やっていたらいいんですが、町内の人たち、特に坂城町の男性の目に触れるような形で、このPRをしていただきたいというのを要望したいと思います。

先日、私の友人の息子さんがアメリカから帰ってきまして、婚活事業を始めたという話を聞きました。びっくりして動機を聞きにいきました。そうしましたら、彼ら久しぶりに会った同級生が29歳なのに仕事と野球に明け暮れていて、彼女がいないと。そして女性と話したことがあんまりないから会話もできないという話を聞きまして、彼は1人思い立って、何とかこのような男性がこの、上田なんですけれども、いっぱいいるんじゃないかと思ひましてね。

それで彼は何とか婚活事業を自分でやってみたいなって発起したそうです。そして上田市には補助事業でわがまち魅力アップ応援事業というものがあるんですが、そこに3回ほど応募をしたそうです。そうしましたら3回目にやっと応募が通りまして、90万ちょつとの補助金をいただきました。そして今、昨年から立ち上げて、今は毎月スキルアップ講座、またイベントを企画してこの婚活事業を始めたそうなんです。その中で、彼から聞いた話の中で、先ほどからも話がありますが、出会いの場所がとても大事だというお話を聞きました。今も課長のほうからイベントで成婚した方が結構多かったなというのを今の結果でわかりました。

そして、もう一つなんです、飯山市では2年前に市の人口が減ることを危惧いたしまして、未婚、晩婚化に歯どめをかけようとしてまして、有志15人が実行委員会を立ち上げ、12回の大パーティーを企画いたしました。そして2年間で男性が155名、女性が146名、計301名がそのイベントに参加していただきました。その中で約3分の1の51組のカップルが誕生いたしました。

そこで、お尋ねしたいんですが、当町でもこのように積極的な方を募って補助金を交付し、

婚活強化を図っていかれないかどうかという点をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

福祉健康課長（天田君） いろいろな活動をされているグループさんに補助金を申し上げるというようにことかと思えますけれども、坂城町は先ほども申しあげましたとおり、社会福祉協議会さんのほうの事業に補助金を申しあげているというような状況でございます。またいろいろな市町村、また含めまして社会福祉協議会さんのほうでもさまざまな事業展開をされておられるところでございます。当町もそういったことを参考にする中で、今後必要であれば検討してまいりたいと考えております。

3番（吉川さん） 今後、検討していただけるというお話でした。社協が今年は昨年やらなかったことを独自で取り組んでいただくということですので、まずはそれをしっかりやっていただいて、成果が出るといいと思います。

そしてもう1点なんです、飯山のお話をして申しわけないんですけども、今までは、昼間とか土日にやっていた出会いの場所なんですけれども、今年度はウィークデーの夜と決めて開始をいたします。これは2カ月で4回の出会いを講座を設けて、最後にはパーティーを開くという形なんです、本当にこの中でもう一つ決めた事業がありました。これは結婚仲人募集という事業なんです、これはボランティアです。登録をしておいて成婚を決めていただく報酬金を5万円出すという、そういう市の取り組みでした。

これは昔のお仲人さんですね、もう一押しで決まるんじゃないかという、そういうカップルに対して世話を焼いていただくという形なんですけれども、既に11人の方が登録をされたと聞きました。ぜひ、この結婚仲人ですね、町全体でもこの婚活に意識を高めていただくためにも、町の中にはたくさんそういう経験のある方がいらっしゃると思うんですね。そういう意味で、このような取り組み、登録制度をつくってはどうかと思いますが、この点について考えをお聞きしたいと思います。

福祉健康課長（天田君） 飯山市さんの取り組みについてということでございますけれども、飯山市さんにおかれましては、今年度からi i活（いいかつ）プロジェクト実行委員会という組織が中心となり、新たな婚活事業を企画されているということでお聞きをしております。内容ですけれども、独身男女を取り持つ仲人役となつていただく方を募集するという企画で、私どもも大変興味深く思っているところでございます。

先ほどもお話申しあげましたが、当町、社協の結婚相談所における結婚相談コーディネーターの方には、まさにこうした仲人の役目を担っていただいております。飯山市さんにお聞きしたところ、現在一般公募による方、また市や議会の役職で登録されている方などで構成されているということで、まだ4月から始まった事業で具体的な取り組みは、これということはまだないということですが、いずれにいたしましても今後の進捗とか成果などに非常に注目をしてまいりたいと考えております。

3番（吉川さん） ぜひ参考にしていただいて、前向きに取り組めたらと思います。

長野市は先日ですけれども、400万の予算計上で今年度委託業者を募集し、婚活支援事業を開始いたします。このようにどこも待たなしで取り組みの改善を始めておりますが、済みません、最後に婚活事業について町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

町長（山村君） 私も重要なことだと思っております。町のサイズ、それから市町村のサイズを考えるとですね、町では社協中心に取り組んでおりますので、それをしっかり実施していくことが必要だと思っております。私のところに時々電話がかかってきまして、おばあちゃんから電話かかってきて、俺の孫何とかしてくれという電話があります。ですから社協のこういうプログラムありますよということをご紹介申し上げているんですけれども、坂城町ではまず社協中心にしっかりやっていきたいというふうに思っておりますし、今のお話で、何と申しますかね、身近なところにいる人を何とかしようと、みんなで考えるということは大事だと思っております。町の職員あたりから重点的に考えようかと思っておりますけれども、またひとつ、ご協力お願いしたいと思っております。

3番（吉川さん） 最後は不思議なところに締めていただいちゃいましたが、いずれにしても、この婚活事業、本当に力を入れて町、どこの町もそうなんですけれども、人口減少に歯どめをかけるためにも、しっかりとこれからも前向きに、他の市町村の取り組みを検討していただきながら、取り入れていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

2. 暑さ対策について

イ. 教育環境の改善は

異常気象が続き、春が短く一気に真夏日です。総務省消防庁は3日、5月26日から6月1日の1週間に熱中症で救急搬送された人が1,637人と発表いたしました。その数は前年の7倍にも上ります。町でも有線で熱中症対策の呼びかけを始めました。今、全てにおいて、想定外を予測して手を打っていかねばならない状況が現実です。大きな事故が起きてからでは間に合いません。そこでお聞きいたします。

昨年9月の一般質問、熱中症対策の中で、中学校の音楽室、図書館への冷房設備の要望をいたしました。答弁は、緊急度を考慮する中で、必要な教室につきましては空調設備の設置を今後検討してまいりたいといただきました。そこでその後の進捗状況についてお尋ねいたします。

ロ. クールシェアの取り組みは

環境省では、平成24年度からスーパークールビズの一環として、クールシェアという家庭や地域で楽しみながら節電につながる取り組みを呼びかけております。クールシェアで気軽に集まって涼むことができる場所をクールシェアスポットといいます。本年3月、定例会の招集挨拶の中で、町長より坂城スマートタウン構想の推進の一つとして、クールシェアやウオーム

シェアといった町民のライフスタイルの変革に向けた意識啓発に取り組んでまいりたいとの提案がありました。6月号の広報にも出ましたが、そこで、町としての取り組みについてどのような考えがあるのか、また具体的な取り組みがありましたら、お聞かせください。以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 私からは、暑さ対策の中のクールシェアの取り組みについてということで、申し上げます。

ご指摘ありましたように、前からスマートタウン坂城の中で、いろんな取り組みの中でもクールシェアの設定、スポットの設定というのは重要だというように思っております。スマートタウン坂城という言葉は、言葉があらわしますように、賢いまちづくりということでございますので、いろんな施策があるかなと思っております。

クールシェアというのは、省エネルギーを推進するための提案であります。冷房器具の設定温度の最適化などを加えまして、個人で使う冷房器具の使用を控えて、みんなで楽しく気持ちよく暑さを乗り切るということで、さまざまなプラスの価値も生み出そうというアイデアであります。もちろん熱中症対策にも有効と言われております。

また、特に夏の暑い日の電力消費がピークになるという時間帯では、家庭で消費される電力の半分以上がエアコンによるものであると言われております。各ご家庭で使われるエアコンをとめて、涼しい場所をみんなで分かち合うということで、地域全体としてのエネルギー消費を減らそうということもクールシェアの目的であります。

平成23年度から推進しております坂城スマートタウン構想におきましては、エネルギー消費の無駄を省き、使用量削減をする、需要の質に応じたエネルギー、技術を選択する、地域のエネルギーを有効に利用する、町民、事業者が広くかかわれる仕組みを構築するといったような基本的な考え方のもとに、地域全体における電力の効率的な利用や自然エネルギーの活用など複合的に組み合わせたスマートコミュニティーの構築とともに、住民のライフスタイルのスマート化についても提言、推進しているところであります。

このような中で、今年度、県の地域発元気づくり支援金事業の採択を受けまして、電力需要の高い夏季におけるクールシェアによる取り組みとして、信州大学教育学部の村松教授による、「家の電気を消してみんな集まれ！ 坂城スマートエネルギーラボ」と題して発電や送電の仕組みについて学べるキットを用いた親子向けの体験型イベントを計画しております。このほか、夏季における室内開催の各種イベントにおいても、クールシェアに対する意識づけとともにみんなで楽しく、気持ちよく暑さを乗り切ることができるようなイベント内容としていきたいと考えております。

また、町内のクールシェアスポットにつきましては、特に指定している場所はありませんが、鉄の展示館、図書館、夢の湯といった公共施設における利用促進もあわせた取り組みを進

めるほか、現在エアコンの設置を進めております169系電車につきましても、クールシェアスポットとしての活用を検討したいというふうに考えております。

省エネというと、節約というイメージが強いですが、クールシェアによりまして、みんな楽しみながら暑い夏を乗り切っていきたいと考えております。この点につきましては、各区ですね、区長さん、各区でも工夫していただいて、各地区の公民館、分館などでもですね、いろんな催し物をしていただいて、夏季の暑いときに皆さん、そこで集まっていただくというようなことも、皆さんと一緒に考えていければというふうに考えております。以上であります。

教育文化課長（柳澤君） 暑さ対策のうち、教育環境の改善はについて、答弁申し上げます。

今年、梅雨入り前から30℃を超える暑い日が続きました。そのような中、学校現場におきましても、教員がきめ細かく対応することで熱中症予防に努めているところでございます。換気や通風、あるいは小まめに水分を補給するなどの対応とともに、万が一体調不良を訴える児童・生徒があった場合には、エアコン設備のある保健室にて静養ができるよう対応をしているところです。

町といたしましても、学校施設といったハード面に関しまして、年次計画を立てる中で対応をしているところでございます。平成24年度は南条小学校と坂城小学校の保健室へのエアコン設備の設置を、また村上小学校では耐震改修事業の中でエアコン設備を設置しました。坂城中学校につきましては、既に設置されておりましたので、4校の保健室へのエアコン設備の設置が完了したところでございます。

昨年度につきましては、坂城小学校管理棟にあります職員室、校長室、そして事務室へのエアコン設備の設置を行っております。坂城中学校の図書館への冷房設備については、年次計画の中で対応していく予定であります。年次計画での整備は計画しているところですが、坂城中学校におきましては、新2年生のクラス編制について、引き続き5クラス編制となることから、普通教室一クラス分について扇風機の増設が必要となりました。授業で通常使用する普通教室での暑さ対策の優先度が大きいことから、平成26年度予算での計上を前倒しし、普通教室への扇風機の増設について、25年度補正予算にて計上し、取り付け工事を完了したところでございます。今後も引き続きよりきめ細やかな熱中症予防対策に努めるとともに、町といたしましては、必要な教室に年次計画に基づいた空調設備の設置を行ってまいりたいと考えております。以上です。

3番（吉川さん） ただいま答弁いただきました。学校の件なんですけど、今のお話ですと、新2年生がクラスが一クラス増えたということで、扇風機の設置が必要になってしまったというお話でした。私の中では図書館が大変緊急度の高い暑さ対策が必要、せっぱ詰まっているという判断において、昨年お願いしたわけですが、これからの年次計画の中で、設置を検討しているというお話でしたが、設置できるまでの対策はどのように考えておられるのか、その

点についてお聞かせください。

教育文化課長（柳澤君） 教育関係の整備につきましては、それぞれ緊急度、優先度、そして財源等を勘案して進めていくというような基本的な考え方があります。

そういう中で、図書館というような部分であります。図書館につきまして、天井が高いというような状況の中で、扇風機というようなものも設置をされておるような状況であります。そのようなものを利用する中で換気をする中で対応を考えていきたいと思っております。

また、図書館以外にも坂城中学校におきましては、L L教室ですとか会議室とか、そういった部分でのエアコン設備が整っておりますので、そちらを利用して図書を読む、あるいは静養するというような方法論もあろうかと思っておりますので、そのような対応を考えているところでございます。以上です。

3番（吉川さん） 昨年も私、現場に行ってきた、一番、グループごとにそこで調べ物をしたりすることが大変多いというお話を聞きました。今のお話ですとL L教室に行ってきたか、そういうお話がありましたが、できれば南側のところに緑のカーテンなり、何かやっているかどうか分からないんですけれども、その辺の対策を考えていただいて、本当にぐあい悪い子が出ないように何とか現場を見てやっていただけたらと思います。

さて、クールシェアですが、今、町長からいろいろお話をいただきました。そして先日課長ともお話ししましたら、今回の6月号に出ました社協の広報で出ていましたが、納涼サロンということで、夢の湯で水曜日を立ち上げてやっていくというお話を聞きました。この納涼サロンなんですけれども、あれを読んだ限りでは誰が行ってもいいということよろしいでしょうか。

それとあと、このように場所を、先ほど町長は各区ごとに考えてというお話があったんですが、町当局では場所を決めてしっかりと取り組んでいくというような計画をこれから考えているのかどうか、その点の二つについて答弁を求めたいと思っております。

福祉健康課長（天田君） 夢の湯における納涼サロンについてお答えをいたします。

クールシェアイベントの一環として福祉健康課では、夏季の高齢者の納涼を目的に7月、8月の水曜日に老人福祉センター夢の湯を会場に開催をいたします。内容といたしますと、入浴や囲碁、将棋などで気軽に過ごしていただくほか、ロコモ予防体操とか口腔ケアなどの予防教室も盛り込んでいく計画でございます。

ご参加いただける方は、老人福祉センターの利用対象である60歳以上の方を想定しております。会場でございますけれども、私どもの課では、設備の関係もありますので老人福祉センター1カ所での開催とさせていただきます予定であります。

企画政策課長（荒川君） 先ほど、町長の答弁でもございましたが、今年度県の元気づくり支援金をいただきまして、クールシェアの普及啓発に向けてのソフト的な事業の展開を計画をさせていただきます。

今、ご質問にございましたクールスポット、そのほかクールシェアのイベントについてでございますが、通常、町で行っている事業、そこにもですね、クールシェアという位置づけをさせていただいて、ご参画いただいて、例えば、集会、いろんな講演会等にご参加いただいた皆様方に、今、ここにご参加いただいたときに、エアコンであったり、電力を消してきたとするところのくらいの電力削減につながっているか、またそれはCO₂の削減にどれだけ寄与しているか、こういったものを意識づけができるようなアンケート、削減電力アンケートというような形でやっていきたいなど。具体的になかなか難しいようなお話ではいけないものですから、町民の皆様方が今無理をせず、この場に来ていただいているということで、どの程度環境に貢献をしているのか、そういったものが意識づけできるようなものをクールシェアイベントとして取り組んでまいりたいというふうに考えています。

また、一昨年、町でもグリーンカーテンのお話でございましたり、遮熱フィルムを張った場合の効果等々もご案内をしましてまいりました。今年度に向けてもですね、電力の効率的な使用もさることながら、より快適に夏を過ごしていく取り組みについても宣伝をしましてまいりたいというふうに考えています。

3番（吉川さん） ただいま課長から答弁いただきました。私の中では夢の湯も皆さん行っているのかというふうに理解しちゃっていたんですが、特に7月、8月になりますと、子供たちがお休みになります。そういう中で、子育て支援センターに行っている子連れのお母さんたちも、その夢の湯に水曜日に行かれれば、ふだん小さなお子さんと交流のない、おじいちゃん、おばあちゃんたちが交流ができて、そこでリフレッシュができるんじゃないかというふうに私は勝手に理解していたんですが、本当にそういう縦のつながりの場にできたらいいなというふうにも思いまして、そうすることで60歳以上の方、認知症予防にもなるし、その水曜日というのが、ある意味そういう縦のつながりの場になるんじゃないかなって、そういうふうに考えました。

今、企画政策課長のほうからは、その場所を選ぶんでなくて、やっていること自体がクールシェアのスポットの場所だということでお話をいただきましたが、ちょっとその夢の湯のことに関して、課長のほうではどのように考えているか、私はちょっとこういう形もいいんじゃないかなと思ったんですが、その辺について答弁を求めたいと思います。

福祉健康課長（天田君） 夢の湯におきます納涼サロンについてでございますけれども、こちらの企画でございますが、今年初めての試みということでございます。先ほども申し上げましたけれども、予防的な講座も含めてちょっと対応を考えているということでございますので、まずは今年のところはそのあたりをしっかりとやる中で、また社協さんとも話をさせていただいて、来年に向けて何か検討できるものがあるのか、また考えていきたいと思っております。

3番（吉川さん） わかりました。とにかく高齢者が転んだりいろいろしないように予防を中心

に今年度やっていくというふうに理解いたしました。7月号の広報にこれから詳しく取り組みが出てくるようですが、本当に町民全体でこのクールシェアに取り組んでいきたいと思っております。

では3点目の質問に移りたいと思っております。

3. 公共施設について

イ. トイレの見直しを

最近、高速道路のパーキングエリアなどには、オストメイト対応のトイレが備えてあります。このオストメイトとは、治療などにより人工肛門や人工膀胱をつけた人をいいます。この人工肛門、人工膀胱については、外見からはわかりません。おなかに便や尿の排せつ口があり、そこからパウチという袋に排せつされるのですが、最大の悩みは便や尿意を感じたり、我慢ができないため場所や時間を考え排せつできないことです。手術直後などは、水溶性の便が流れ出て衣類を汚したり、またパウチを処理するときも腹部につけたまま洗い出すため、床に膝をつけて出さなければなりません。また、パウチや手が汚れたときは、便器に手を入れて洗わなければならないのです。働き盛りの人が病気により突然このような状態になるため、挫折感も大きく外出を控え、社会人としての生活もやめてしまうような思いにもなるようです。

このようなつらい思いを乗り越え、現在全国で17万人を超えるオストメイトの方が社会復帰をして頑張っておられますが、外見からは判断しにくいいため、一般に理解されにくいこともあります。

近年、このオストメイト対応の福祉施策も増えてまいりましたが、そこで2点についてお尋ねいたします。一つとして、当町にオストメイトの方はどのくらいいらっしゃいますか。また、二つ目として、当町にはオストメイト対応のトイレがあるでしょうか。以上2点についてお尋ねいたします。これで1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（天田君） 公共施設のトイレの見直しをということで、オストメイトの人数、オストメイト対応トイレの設置状況のご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたとおり、オストメイトは病気や事故などで消化管や尿管といった臓器に機能障害を負い、腹部に人工的に排せつのためのストマ、いわゆる人工肛門、人工膀胱といった手術を受けた方をいいます。全国で20万人とも言われるオストメイトは、統計的な数値が発表されていないため正確な数は把握できませんが、当町におけるオストメイトの方は32名おられ、内訳といたしましては、人工肛門の方が24名、人工膀胱の方が8名という状況でございます。

オストメイトの方は、ストマ箇所には排せつ物を受けるパウチといわれる袋状の装具を装着し、一定の時間でたまった排せつ物の処理を行ったり、装具の交換、皮膚や装具の洗浄などが必要となります。近年では、こうした皆さんにもご利用いただきやすいよう、公共施設や駅、サービスエリア等でも徐々にオストメイト対応トイレが設置されるようになってきています。

町でもこうした状況に鑑み、障害のある方の利用が多い老人福祉センター夢の湯で平成19年度に実施したトイレ改修工事において、汚物を流す専用の流し台と皮膚や装具を洗浄するための温水対応シャワー水洗を備えたオストメイト対応トイレを多目的トイレの中に1基設置をし、ご利用いただいているような状況になっているところでございます。

3番（吉川さん） 今、町内に32名もいらっしゃるということで、本当に皆さん、どのように努力されているのかと思います。思ったより大勢いらっしゃるんだなと思いました。

そして、対応のトイレですが、夢の湯に平成19年に増設されたということでもあります。そこで、このオストメイト対応のトイレがありますという、夢の湯に標識なり案内は夢の湯の外から見て誰でもわかるようになっているのでしょうか。それと夢の湯は土曜日、日曜日も利用可能でしたでしょうか。その2点についてお聞きしたいと思います。

福祉健康課長（天田君） オストメイト対応の標識の関係でございますけれども、特にオストメイト対応のトイレがあるという表示はされておられません。多目的トイレがあるというだけの話になっております。

また、土曜、日曜の対応についてでございますけれども、老人福祉センター夢の湯のほうの関係、社会福祉協議会さんのほうで管理をしていただいておりますが、社会福祉協議会さんのほうでは365日介護相談等を受けるために、時間内ですけれども、あけさせていただいておりますので、必要に応じては使えるということでございます。

3番（吉川さん） 今のお話ですと、夢の湯は365日使えるということでよかったです。一つ、やはり昨日もおとといも文化センターで野球の観戦がありました。本当にグラウンドがとても素晴らしいので町外から見える方がたくさんいると思います。そういう意味で観戦する方の中にオストメイト対応、オストメイトの方がいらっしゃらないとも限らないですよ。そういう意味で、できれば夢の湯に備えていますよという標識がわかる場所にあればいいなと思います。そして私の友人に昨年手術をした方がいます。この方が、先日も言っていたんですけれども、湯さん館にも行きたいと思うけれども、いざとなるとやはりトイレがないから諦めてしまう。中には、皆さんパウチをつけていても温泉へは行きたいって思いで、皆さん、そういう施設、備えているところには皆さん行っているそうなんです。

そういうことで、ぜひ、うちの町の公共施設、特に駅、文化センター、文化センターは夢の湯でもいいですよ、あと、今言いました湯さん館、そしてびんぐし公園、また今度できます音楽堂ですね、本当に町外からもたくさん見える、そういう施設には、順次このオストメイト対応のトイレを設置していただきたいと思いますが、その点について考えをお聞かせいただきたいと思います。

福祉健康課長（天田君） まず、オストメイトのトイレの表示の関係でございますけれども、夢の湯さんとも話しまして、表示に向けて検討してまいりたいと思っております。

また、オストメイト対応トイレでございますけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたが、専用の流しや温水の出るシャワー水洗等の設置に加えて、装具の交換の動作の妨げにならない一定の空間や装具等を置く台などが備わっていると、オストメイトの方も大変使いやすいものになると聞いております。これらのものを設置するには、相応のスペースが必要となるわけでございますが、ご提案のありました既存の施設ということでは、このスペースを確保するには、既存のトイレの一部改修だけでは困難ではないかと考えております。場合によっては、壁とか柱などの主要構造物への手直しなども必要になると考えられますので、今後の施設の改修等に合わせて、建物の構造面や費用面などを考慮しながら設置の検討をさせていただくことになるかと存じます。

3番（吉川さん） 施設の改修に合わせて順次、導入をしていきたいというお話をいただきました。本当に、町長もワインを利用してこれから観光をどんどん進めていきたいという構想を練っておられます。高速もあります。そういう意味で、もう少しハンディのある方に優しいまちづくりをしていかなきゃいけないなと考えますが、最後に町長のお考えをお聞かせください。

町長（山村君） 今まではですね、余りオストメイトの件について、トイレがついていたら必ず設置するという発想もなかなか今までなかったと思うんですけども、今、担当課の答弁ありましたように、設置は順次これから進める方向で、そのタイミングを見ながら考えていきたいというふうに思っております。

3番（吉川さん） 今、順次進める方向でという答弁をいただきました。千曲市では平成20年から各公共施設にオストメイト対応のトイレが設置されてきました。そしてホームページ上に設置箇所を掲載してあります。ですので市外から来た方も安心してトイレの場所がわかります。そういう意味で、うちの夢の湯の設置してあるということも、このホームページにも掲載をしていただけたらありがたいと思います。

人間は自分が困難に置かれなければその人の気持ちはわかりません。婚活支援、子育て支援、高齢者対策と課題は山積みですが、笑顔のあふれる坂城町のために一歩前進の決断を願って、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時29分～再開 午前10時40分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、11番 塚田忠君の質問を許します。

11番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づいて一般質問を行います。早速、質問に入らせていただきます。

3月議会終了後、同僚議員数人と県内外の自治体を中心となって新たな起業に取り組んで実績を上げている施設を視察研修してまいりました。今回、質問の（1）と（2）は、視察結果

でよいところをまねしてはと思い、一般質問をさせていただきます。

まず（１）として、ソーラー発電について

昨年６月議会一般質問で取り上げさせていただきました太陽光発電についてであります。町土地開発公社所有のチクマ精工跡地にソーラー発電所の建設についてであります。そのとき、町長のお答えは、ものづくりの町として工業用地として長期的な視野に立ち確保に努めたい、土地面積が狭すぎるといってお答えをいただきました。しかしながら、リーマン以来、企業は慎重になり売却は困難な時代と感ずみます。前回の一般質問から１年が経過いたしました。この間、土地の購入希望者が何組あったのか、お聞きいたします。

また、企業誘致のため、どのような営業をしているかをお聞きいたします。専門家の話では、今後、地価は横ばいか、ますます下がるであろうということも聞いております。その言葉も真に受けてよいのかわからない時代であります。

最初に、申し上げた先進地視察、諏訪郡富士見町の富士見メガソーラー株式会社を見学してまいりました。非常勤取締役が町長、副町長、商工会長、町議員、地区代表、監査役員１人、常勤の取締役部長が１人、電気技術者、７人の会社組織です。町営の住宅団地を造成目的で確保してあった遊休地５、２００㎡にパネルを９、６００枚ほど敷き詰めた２、３６０kWという大がかりな発電所でありました。昨年１１月に開業しています。発電所計画は人口も減りつつある中で住宅団地をつくる時代ではないと判断し、自治体で創業したようです。

チクマ精工跡地は、町長ご承知のことと思いますが、１０年ぐらい前に裁判所に押さえられた土地であり、管理不十分のため敷地内に不法投棄が多く、環境面からも町が何とかしなくてはということで競売により町が取得した土地であります。建物も撤去し、薬品で汚染された土壌も入れかえ、大変なお金がかけてあります。住民の中にはあんなに我々の税金をつぎ込んでありながら、土地をあけておくというのはもったいないという意見も大分あります。時代とともに方向転換も必要ではないかと感ずみます。前回、答弁をいただいた中で、メガソーラー建設敷地には２万から３万㎡が必要ということでしたが、狭ければ狭いかなりの発電量ですので、発電所用地としては検討はできないのかお聞きいたします。

スマートタウン坂城でも自治体がメガソーラー発電を手がけることにより、町内住民、事業所、町民の皆さんに刺激になると思います。以上、お答えをいただきます。

企画政策課長（荒川君） 町土地開発公社所有チクマ精工跡地についてお答えいたします。

チクマ精工の跡地、現在の前田工業団地につきましては、この１年間に２件のお問い合わせをいただき土地開発公社から資料提供を行い連絡待ちといった状況でございます。

また、企業誘致につきましては、長野県産業立地ガイドへの掲載により広くお知らせをするほか、県内外における産業展などにおいてPRに努めているところでございます。

スマートタウン坂城の構築に向け、エネルギーの地産地消を推進する中で太陽光発電の普及

拡大は大きな柱の一つではありますが、ものづくりの町として工業地のご要望に対応するため、一定規模の工業用地の確保に努めるという基本的な考え方に変わりはなく、現在のところ前田工業団地を太陽光発電施設へ転換していく考えはございません。

また、前田工業団地へ太陽光パネルを設置した場合、南西方向にある石油タンクによる採光への影響、東南を走るしなの鉄道への光の反射といった立地環境のほか、町の中心部でもあることから、景観的なことも踏まえた精査も必要と考えます。

なお、町内で太陽光発電の普及拡大を図る上では、今後、公共施設などの有効利用についても検討していきたいと考えております。土地開発公社で保有する工業地につきましては、中長期的な視野に立ち、企業の皆さんと情報交換を進める中で、慎重に対応していきたいと考えております。

11番（塚田君） 前回と全く同じようなお答えをいただきました。この工業用地をそのままにしておきたいと言うんですが、道路の脇にありとても見にくいというか、現在わずか陸上のストレートのコースをこしらえて、練習に譲渡して利用はしているようですが、もし2件の申し込みでそれがみんなアウトということになれば、まだまだ先、考えられると思うんですが、もし陸上競技の練習場だけでなく、その横、ただあんなにあげておくのではなくて、人が見てもみっともないようなイベント広場のような利用方法、買い手がつくまで、あんなに放っておくのではなくて、検討をしていただけたらと思いますが。お答えは結構です。検討をお願いします。いつまでもあけとくということのないということで、この場へ、質問に立たせていただきました。

次に入ります。（2）といたしまして、新幹線横坑活用についてであります。

この件につきましても、昨年6月、一般質問で取り上げさせていただきました。有望生産物ホワイトアスパラ増産に町で支援できないか質問いたしました。生産、販売に限界があるような答弁をいただきました。横坑は鉄建公団から町に譲渡された宝であり、町の財産でもあります。町では、現状のままいくのか、それとも新たな活用方法を考えているのか、お聞きいたします。近隣他の市町村にはないこの財産から利益を生み出すことを考えなくてはいけないと考えます。

今回、視察で山梨県勝沼トンネルワインカーヴというワインの貯蔵するところを視察してまいりました。旧国鉄中央線深沢トンネル1、100m、勝沼町に無償で払い下げになり、そのトンネル内をワイン熟成、貯蔵に利用している施設であります。視察内容を多少説明させていただきますが、経営は甲州市市営で甲州勝沼ぶどうの丘です。トンネル内は、年間温度6から14℃、湿度年間平均55%、ワイン熟成には適切な環境だそうです。ワインの保管場所に利用されており、現在甲州市近辺からワイナリーが42社、全国の個人オーナーが322人利用があり、年間売り上げ3千万円とお聞きしてまいりました。オーナー希望者が多く、現状では

次は6年待ちだそうです。トンネル内の設備は片方の出入り口にエアカーテン、それでワインの運搬用の電気のフォークリフト、それからワインユニット、何本か入れるユニットであります。この程度でありました。

現在、新幹線横坑利用でホワイトアスパラ生産、キノコの生産、酒、焼酎の長期熟成試験をしているとは承知しております。今後、坂城町産のワインの熟成場所にもなるようですが、トンネル内のスペースがまだ大分あります。あいているスペースを立体的に使い、勝沼ワインカーヴ同様のワイン個人オーナーを募り、ワイン保管事業を始めてはどうかお伺いいたします。以上、お答えをいただきます。

まちづくり推進室長（中村君） 新幹線横坑作業用トンネルでのワイン保管事業ということでお答えを申し上げます。

このトンネルにつきましては、平成8年度に当時の鉄道建設公団から町が無償譲渡を受けまして、重要な地域資源という捉えをいたしまして、利活用検討研究会での検討を踏まえ、ホワイトアスパラガスの生産、またその後には原木キノコの培養施設として利用をされておるところであります。

ワイナリー形成事業におきましても、ワインの貯蔵・熟成施設として活用を検討しており、町でも一昨年、今お話にありました甲州市勝沼のトンネル利用によるワインカーヴ事例を視察をしまいいりました。ここでは、平成17年度からワイン貯蔵庫としてユニットごとに個人やワイナリーに貸しているということでございますが、1ユニット300本収容可能で保管料は月2,500円ということで、近隣地域はもとより首都圏等のワイナリーや個人からの利用希望もあるということでありました。

当町の新幹線作業用トンネルにつきましては、ワインの貯蔵・熟成施設としての活用に向けまして今年1月末からトンネル内の2カ所に温度・湿度の自動記録装置を設置をいたしまして、年間を通じての計測をしております。現時点までの結果によりますと、温度は16℃から17℃、湿度は80%以上と、一般にワイン保存に推奨されております環境に比べますと、やや高目ということになっております。しかし入り口が1カ所であるということから、外の影響を受けにくく、温度、湿度ともに変化が少なく安定していることがうかがえます。個人への貸し出し事業等を始めたらどうかのご質問でございますけれども、勝沼のトンネルとは環境条件が違いますので、当面はワイナリー形成事業における熟成施設としての活用を念頭に実証実験を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

11番（塚田君） スペースがあいているからということで、少しもうけたらどうかということでお答えをいただきましたかったんですが、それで温度16℃、17℃、これについては熟成には向かないような話も聞いたけれども、その中で今度は坂城産のワインを熟成するのかどうかを。湿度はやっぱり、私も素人でわからないんですが、ワインにそんなに影響があるんでしょうか

ね。何か、スペースがあいているからもうちょっと考えないか。今までどおり、その計画どおりにいくのか、お聞きいたします、再度。

まちづくり推進室長（中村君） まず、専門的には非常に難しい部分があるかと思えますけれども、温度についてはいわゆる一般にワイナリー等でやっている温度が14℃くらいが最適であると言われております。ただ、先ほども申し上げましたが、1月の末から計測を始めまして5月までの4カ月間ぐらいのデータを今のところ計測をしております。その中で、温度変化がですね、1℃ないです。非常に年間を通じて安定しているという、これもワインの貯蔵に関しては安定しているということも必要なことだというふうに聞いております。そこら辺を含めて、どのように町のワイナリー形成事業の中で活用ができるのか、まずは検討させていただきたいということをお願いをしたいと思います。

11番（塚田君） 今のお答えによりますと、じゃあ、勝沼より条件がいいという解釈でよろしいですね、ワインの熟成には。わかりました、それでいいですけれども。それで、先ほどもお聞きしたんですが、このほかに利用を検討しないかという質問に入れておいたと思うんですが、今、ワイン熟成のお答えしかいただけてなくて、活用方法、通告に入れておいたはずなんです。ワインだけでしょうか、ちょっとその点、今検討しているものは。活用方法。

まちづくり推進室長（中村君） トンネルの利活用につきましては、多目的な利用ということで現在進めておるところであります。先ほど来からお話がありますように、既にホワイトアスパラ、それから原木キノコにつきましては、生産ベースに乗っているという状況でご利用をいただいております。また、お話にもありましたが、日本酒だとかの、これまだ研究段階でありますけれども、熟成試験等もやっているということで、多目的に使っていくということでございます。

今後、考えていくのが、先ほど申し上げたワイナリーの保管施設ということでやっていきたいということでございます。先ほど勝沼より環境がいいんじゃないかというようなお話をいただきましたが、先ほど来から申し上げていますように、温度についてはちょっと高目、湿度は相当高いという状況であります。ただ、さっきも言いましたが、安定していると、そういうメリットもあるということで、一長一短という部分がありますので実証実験をしながら、ワイン貯蔵施設としての活用を今後、検討してまいりたいということをお願いしたいと思います。

11番（塚田君） 平成8年からもう大分時間がかかるんだけれども、まだ試験段階ということで、ちょっとさみしい感じがします、利用方法によりまして。

今後まだワインの熟成場所にするというだけで、坂城産以外のものも保管する予定はないということですね。うなずいていただければそれで結構です。お答えいただけますか。

町長（山村君） 私は、あの800mのトンネルの横坑については物すごい可能性を秘めているというふうに思っております。今、お答え申し上げたのはですね、今年から実際に定点観測を

して温度、湿度をはかっているということでもありますから、平成8年からやっているわけじゃありません。その結果、今申し上げたように、ただですね、このワインカーヴというのはいろんな条件があります、いろんなところがあります。16、17では問題かと言ったら全然問題じゃなくて、それで一定の温度であるということは非常に有利なところでもあります。それから、湿度につきましても、ご案内のように横坑の中、両側の新幹線の水が流れています。あれはですね、ふたをするなりコントロール可能なんです。ですから、そういうことも含めてもう少し詰めていきたいと思っております。

私は坂城でワインを始めるときに、真っ先にあそこは宝庫だと思いました。それは続けていきたいと思っております。それから外から受け入れるのは今のところ考えておりません。以上です。

11番（塚田君） はっきりお答えをいただきました。うまい利用方法で進めていただきたいと思えます。

それでは次に入ります。（3）として、千曲川右岸築堤後についてであります。

これも昨年12月の一般質問で取り上げさせていただきましたが、堤防が完成したので再度質問させていただきます。先日、現地を見てまいりましたが、330mの立派な堤防が完成しておりました。新たな堤防の入り口には通行禁止の立て看板と鉄パイプでガードされ、車が進入できないようになっていました。立派な堤防ができ上がったのに、一般車両の通行ができないということは、まことに残念であります。今回を機に、一般車両通行可能堤防になるべく、上田市と話し合いを持ち、共同で国のほうに要望活動をしてはどうかお伺いいたします。3番目の質問を終わります。

町長（山村君） 3番のイ、千曲川右岸築堤後について、一般車両通行可能になるかどうかという話なんですけれども、私も先日見てきました。完成後ですね。立派な道ができております。これを何と表現するかなんですけれども、何とかならないかなと私も思っております。

今、ご質問ありました点、さらにお答えさせていただきます。今回、堤防が完成いたしました区間につきましては、坂城町と上田市との境に位置しております。しなの鉄道が併走しているという区間で、長年にわたり国へ堤防の設置を要望してまいったところでございます。平成20年に国道バイパス半過トンネル工事の実施に当たりまして、隣接していた県道長野上田線を全面通行止めとする必要が生じ、国道の渋滞対策の一環として千曲川右岸の鼠橋から上田大橋までの区間をつなげる堤防仮設道路が迂回路として設置され、平成20年7月から平成22年3月の国道バイパス、これは上田坂城間でありまして、開通までの1年9カ月間通行されておりました。

国道バイパス開通後も道路を残すことができないか、要望してきたところでございますけれども、これは仮設の堤防で国道バイパスの工事完成後に撤去して原形に復旧するということが

条件となっていた箇所でもあり、国道バイパス開通後に仮設堤防が撤去されたということでもあります。その後もこの箇所の築堤を治水上重要箇所として国土交通省への要望を継続し、ようやく昨年工事着手いただきまして、盛土により上田市側の堤防に接続する330m区間の築堤工が完成したというところであります。

今回の工事では、堤防の護岸工や根固めブロックも施工され、堤防の上部の幅は7mであります。碎石を敷いて完成した堤防となっており、盛土による堤防のため堤防が安定するまで前後にガードパイプが設置されて、車の通行を制限しているという状況であります。

本来、堤防は治水を目的にしたもので、一般車両の通行を想定して築堤するものではなく、一般車両の通行を可能にするには舗装や堤防の改修など、多額の費用が想定されます。しかしながら地域住民の生活道路や緊急時の迂回道路としての利用ができないものかということで、上田市長母袋さんともお話をしているところであります。

今後は、上田市と連携する中で、一般車両の通行が可能となるように、国において工事をしていただけるよう要望してまいりたいと考えております。また、現在町の道路網の整備をする上で、国に対しましては国道バイパスの建設促進、県に対しては県道坂城インター先線の建設最優先課題としても要望しているという状況もご理解いただきたいと思っております。

11番(塚田君) なるべく早く通行のできるような手配をお願いしたいと思っておりますが、今、安定した堤防になってからというお話ですが、これ、土木工学上、安定する転圧は、ふだん車を通しておいたほうがよく転圧できるんです。参考にしていただきたいと思っております。

次に、4番目の質問に入ります。案内標識について

5月10日、町議会では町内3カ所で議会報告会を開催いたしました。私は、坂城地区の割り当てになり、役場3階で会合を持ちました。その席上、いろいろなご意見をお聞きしましたが、その中で町の公共施設への案内標識が欲しいという意見が出ました。

それにつきましては、私も24年の3月の議会に一般質問に取り上げさせていただきました。自分自身で町内をくまなく調査して質問、要望をしましたら、当時の産業振興課長の答弁をいただきました。緊急雇用創出事業を活用し基礎調査事業をしている、調査結果を踏まえ、今後わかりやすい案内板の設置に向け関係各課と検討してまいりたいというお答えをいただいております。それから2年半以上たちますが、住民から同じような意見が出るということは何も変わっていないということになります。どのようになっているのかお答えをいただきます。以上。

産業振興課長(塚田君) 平成24年3月に国の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、町内施設等の案内表示板の状況について、国道、県道、町道等の幹線道路を中心にデジタルカメラで撮影し調査をいたしました。調査では、一つの看板を複数方向から撮影するなどしまして、約1千枚撮影いたしました。実際の案内看板は県や国の所有の表示板も含めまして286枚設置が確認されました。

町内各施設の案内表示板の設置場所につきましては、例えば鉄の展示館は23カ所、びんぐし湯さん館への案内表示は13カ所、町内に設置されております。設置場所については、用地の確保や財源等の制約、また道路上に設置する場合には、デザインの制約等もあります。これらいろいろな制約がある中、その設置した時々で最善の選択をしてきた結果が現在の状況であると考えるところであります。

なお、この調査結果を踏まえ、昨年度は坂城駅前の老朽化した看板を改修し、坂城駅周辺地図や鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館、文化財センター、169系車両の紹介を含めた案内看板の改修をいたしました。地図の中には、坂城町役場への案内地図も記載してございます。

また、教育委員会におきましても、上平地区の姫宮跡の標柱整備を実施いたしました。今年度につきましては、坂城町の主要交差点であります国道18号線田町交差点の三角柱の看板を改修して、坂城駅や鉄の展示館、びんぐし湯さん館などの施設に誘導できる案内標識の設置を予定しております。また教育委員会におきましても、今後、青木下遺跡を紹介する標柱の設置も予定されているところであります。

今後も順次、緊急性などを考慮しながら公共施設等に誘導できる、わかりやすい案内看板の設置を進めてまいりたいと考えております。

11番（塚田君） 大変なご努力だそうです。目に見えないということは、286枚中、35枚だけだったということかもしれません。私もよく見てこなかったんですが、全然その後、どうなったのかも議会から要望したのだから、全協の席でもこのようになったぐらいの報告があってもいいじゃなかったかと思うんですが、本当に残念です。私もそういう町民から質問をもらいまして、やってあるはずだがなということで、見てこなかったのもあるんですが、今後、じゃあ、あれですかね、まだ35枚のやつは、なかなか何というんですかね、予算の都合もあるでしょうが、何年ごろまでに286枚をやるのか、お聞きしたいんですが。

産業振興課長（塚田君） 先ほどお答えいたしました町内にある表示板286枚と申し上げましたが、この中には国や県の所有のものもございまして。そういうものは町としてそう簡単には改修できるものではございませんので、その辺はまた国、所有者のほうにまた働きかけが必要かというふうに思います。

ちょっと、35枚というのが、どこの看板なのかよくわからないんですけども、議会の皆さんには当初予算で、観光費の中で案内看板の設置をいたしますということで、予算書のほうにも載せさせていただいております。ですので黙ってやっているわけではございません。ちゃんとそういう予算も認めていただいた中で、順次進めているということでもありますので、よろしく願いいたします。

11番（塚田君） はい、わかりました。いつごろまでって言ったけれども、その答えはいただけないので、まだ予算が乏しいということに解釈させていただきます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時15分～再開 午前11時25分)

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、2番 塚田正平君の質問を許します。

2番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

昨年1月、国は地方自治体に対して、国家公務員給与の7.8%の削減と同様に地方公務員給与の削減を求め、地方交付税交付金を一方的に削減しました。交付税制度は、全ての自治体が一定水準の行政サービスを提供できるよう、客観的、合理的に算定された使い道の自由な地方固有の財源であります。そもそも24年度の国家公務員給与の削減は、東日本大震災の復興に充てる復興所得税と同じ趣旨であります。7.8%削減された国家公務員給与を100とするラスパイレス指数の地方公務員給与は当然国より高くなり、だから国の水準に合わせると強迫でありました。地方自治体はこれまでも職員を減らし、給与の削減を進めてきました。これに対して国は、職員給与の削減をしなかった自治体に、がんばる地域交付金をはかりにかけたペナルティーを課しました。地方交付税と地方公務員の給与削減については、同僚議員も質問しておりますが、地域交付金の配分が決まったことから改めて質問をいたします。

それでは、質問に入ります。

1. がんばる地域交付金について

イ. 交付金と職員給与カットは

町は、国家公務員給与の削減と同様に、職員の給与カットを率先して行いましたが、交付金の内容と意義をどう捉えたのか、また異例の配分方法について町長の見解を伺います。

ロ. 交付金の算入率と交付額は

上限40%の交付金は、アベノミクス効果を波及させるための経済対策の一環であり、職員給与カットに応じて算定された交付金の算入率と交付額をお聞きします。

ハ. 「行革努力加算分」は

これまで地方は、行財政改革を強引に押しつけられ、地方分権など名ばかりであります。職員の給与と職員数などの行革の進捗度を伺って、1回目の質問といたします。

町長（山村君） それではご質問のありましたがんばる地域交付金についての（イ）の交付金と職員給与カットについて、私からお答え申し上げます。

町職員の給与削減につきましては、震災からの復興財源等を捻出するため、国家公務員が特例的に給与削減を実施した結果、国を上回ることとなった地方公務員の給与について国と同等に、遅くとも平成25年7月から減額するよう、国から地方自治体へ要請がなされたことを受

け実施したものでございます。

国が求めました給与削減につきましては、形の上では強制ではなく要請であったわけでありませんが、国家公務員が特例として実施していた給与削減措置と同時に地方公務員についても平成25年7月から給与削減を実施することを前提として、普通交付税の減額措置が講じられるといった状況も勘案し、町民益を第一に考え、私としましても苦渋の判断をしたわけでありませぬ。決して率先して行ったわけでありませぬ。国の要請を受け入れ、議会においてもご承認をいただいた上で実施したものであります。その過程については、ご理解いただいたものと考えております。

一方、がんばる地域交付金につきましては、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が普及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対する交付金として国の25年度補正予算において創設されたもので、臨時的に交付される、いわゆる経済対策交付金であります。5月15日の新聞報道にもありましたとおり、国において5月14日付で市町村ごとの交付限度額が公表され、坂城町には914万1千円が配分されたところでございます。

また、本交付金の配分につきましては、財政力の弱い市町村に重点的に配分するため、自治体の財政力指数に基づく配分を基本としていますが、本交付金の算定におきましては、給与削減などの行政改革に対する取り組み状況を勘案して加算を行うという算定方式が取り入れられ、双方の算定方式の合算により交付率が算定されております。

当町の本交付金における行政改革、努力加算分の算定では、町が早い段階から自主的な給与削減措置や定員削減などに取り組んできたことに加え、国の要請に基づく給与削減を実施したことなどがプラスに作用し、10%の上限に対し7.3%と比較的高い交付率が算定されております。しかしながら、本交付金における算定だけを考えれば、町が実施した行政改革に対する取り組みが結果として交付額の加算につながったということで、財源の増加という事実については国の配慮と理解できるものの、制度としては国の意向に従わない自治体への制裁ともとれる方式であり、地方分権に逆行するものと考えるところであります。

また、導入時期についても唐突であり、議論が尽くされた結果とは考えがたく、いささか強引な対応と感じております。こうした仕組みの導入に際しては、地方分権の方向を踏まえた上で全国知事会や町村会といった団体を通して地方の事情や意見に十分配慮する中で、慎重な対応をお願いしたいと考えているところであります。

その他、内容につきまして、その他の項目につきましては、総務課長からご説明申し上げます。

総務課長（田中君） ロの交付金の算入率と交付額はと、ハの「行革努力加算分」はについてお答えいたします。

がんばる地域交付金につきましては、国の平成25年度補正予算に計上された公共事業等の地方負担額を対象に、財政力指数による配分と行政改革への取り組み努力による加算分の二つの算定方式の合算により交付率が算定され、坂城町におきましては、財政力指数分512万1千円に行政改革努力分の加算分402万円を加えた914万1千円が配分されたところでございます。

算定方法につきましては、まず財政力指数を基礎とした算定は、各自治体の平成23年度から25年度の財政力指数の平均値を基礎として、最大で対象事業費の30%が配分されるというものでございます。また、財政力指数分の算定は、財政力の弱い市町村に重点的に配分するという仕組みのため、財政力指数が県内でも高い状況にある当町の交付率は30%の上限に対して9.3%と低い値となっております。

一方の行革加算分につきましては、平成25年7月1日現在の当町のラスパイレス指数と職員の削減率をそれぞれ全国平均値と比較して算出するもので、最大で10%が加算配分されるというものであります。行革加算分における当町の数値につきましては、ラスパイレス指数は全国平均を下回り、職員の削減率については全国平均を上回ることから、10%の上限に対して7.3%と比較的高い交付率が算定されたところでございます。

なお、がんばる地域交付金の対象事業費につきましては、平成25年度の国の補正予算に対応して実施する追加公共事業等に係る地方負担額ということであり、当町においては、公共下水道事業などで約5,500万円が対象となっております。この対象事業費に財政力指数分の9.3%と行革加算分7.3%を加えた交付率16.6%を乗じた914万1千円が坂城町の配分額となります。

続きまして、行政改革の進捗度についてでございますが、今回の国からの給与カットの要請を受ける以前から当町では行政改革に取り組んでおります。職員給与につきましては、国家公務員の基本給与額を100とした場合と、地方公務員の基本給与額との比較に用いられるラスパイレス指数において、当町は国より低い水準となっております。また、本交付金の算定に使用された平成5年度から9年度までの5年間の平均職員数に対して、平成21年度から25年度までの5年間の平均職員数の削減率につきましては、当町においては全国平均を上回っている状況でございます。

2番（塚田君） それでは2回目の質問をしますが、大変頑張る地域ということで坂城町の状況は財政的にも、また行革的にも大分努力していると、頑張っているということで、ただいま答弁がありましたように算定率も7.3と非常に高い算定率で交付されたというふうに思います。

地方は、人口の減少とまた少子高齢化により大変厳しい財政状況が続いておりますが、国はさらに自助努力を求めています。こういう中で、今のお答えの中で、24年度の経済対策でありました臨時交付金と今回のがんばる地域交付金との違い、内容をまずお聞きします。

次に、行革努力であります職員給与の削減分、これについては非常に努力しているということとありますけれども、この加算分の総額は大体どのくらいになるかと、その点をお聞きします。

3番目に、町のラスパイレス指数の推移です。これは大変行革の努力をされているということの、今、答弁がありましたけれども、これまでどのくらい指数がなっているかと、そしてちょっと先ほども答弁にありましたように、県内自治体の中での平均での対比はどのくらいになるかということとあります。

また4番目に行革に熱心な余り、職員が少なすぎるというふうに思います。町における適正な職員数を伺って2回目の質問とします。

総務課長（田中君） それではお答えをいたします。

平成24年度補正の経済対策、地域の元気交付金と今回のがんばる地域交付金との違いはということとございますが、平成24年度の地域の元気交付金につきましては、国の経済対策によって追加されました公共投資が大規模であり、地方の資金調達に配慮し経済対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、1年限りの交付金を創設し地域経済の活性化と雇用創出を図るというもので、坂城町には5,486万3千円が交付されました。今回の行革加算分については、402万円ということとございます。

それと、地域の元気交付金と今回のがんばる地域交付金、二つの交付金につきましては、経済対策により景気回復を推進するという趣旨や交付の対象となる事業などにつきましては、大きな違いはございません。しかし、国の予算規模や交付率と算定方法に違いがございます。

まず国の予算規模につきましては、地域の元気交付金は約1兆4千億円、今回のがんばる地域交付金は870億円となっております。このため交付率につきましても、地域の元気交付金が対象事業費の最大90%であったのに対して、今回のがんばる地域交付金は対象事業費の最大30%となっております。あわせてがんばる地域交付金の算定方法に行革加算分が加わったことが大きな違いとなっております。

続きまして、給与カットの総額ということとございますが、昨年7月から今年の3月まで実施をいたしました給与の減額措置による影響額につきましては、町長、副町長、教育長の理事者分のカットの合計で約250万円、一般職員につきましては約950万円となっております。総額で約1,200万円の減額となっております。

続きまして、ラスパイレス指数の推移の状況ということなんですが、今回の削減に対する推移の状況といたしましては、平成24年4月1日現在において、国家公務員が給与減額を行う前の給与水準を100とした場合、当町の給与水準は93.7であり、国家公務員の水準を6.3ポイント下回っておりました。次に、国家公務員の給与減額を行った後との比較では、当町の給与水準は101.5となり、国を1.5ポイント上回ったため、これを国家公務員の

水準と合わせるようにとの国の要請を踏まえ、減額を実施をいたしました。

昨年7月1日から当町が減額を実施した後の給与水準は、国の減額後と比較して99.8となり、国より0.2ポイント下回っております。なお、国家公務員、当町との給与の減額措置が終了いたしました現時点での当町のラスパイレズ指数は93.6となっておりまして、国と比較して6.4ポイント下回っております。

県内の状況ですが、まず長野県が98.4、県内の市町村につきましては平均は96.9、町村の平均は94.4ということで、坂城町は93.6ということですから、まあ低いということでございます。

続きまして、職員の適正人数ということでございますが、当町の職員の適正数につきましては、国や県から具体的な人数は示されてはおりませんが、当町と人口規模などが類似している自治体の平均的な職員数は、国より類似団体の職員数として示されており、これが一つの目安になろうかと思えます。この国から示される類似団体の平均的職員数は、下水道会計など各自自治体で状況の異なる特別会計の事務に携わる職員を除いた職員数とされ、その人数は141名となっております。

当町の特別会計の事務に携わる職員を除く職員数は123名であり、類似団体との比較では平均より少ない職員数でございます。ただ、類似団体の職員数はあくまで一つの目安として参考にはいたしておりますが、当町では行革を進める中で、条例で定めております職員定数166名を142名とする町独自の目標がございます。コスト面、それから業務に必要な人数を考慮いたしまして、目標とする職員数を特別会計の職員も含めた全職員数につきましては、先ほど申し上げました142名を当面の基準として考えております。

2番（塚田君） 大変、数字はそれぞれ国の平均とまた類似団体等の中で出されているということで、非常にこの坂城町の今答えていただきました状況、財政力からまた行革の部に、これについては非常に優秀な町村であるというふうに思っております。

今後国は、先ほども言いましたように、さらに行革の加算を含めて10年程度、また延期すると、継続するというような方針も出ております。それに従いまして、坂城町がこれ以上厳しい行革をされると、また職員とかいろいろ町の行政にかかわってくるというふうに思いますので、その辺はしっかりと見ていきたいというふうに思います。

それでは、2問目の質問に入ります。

2. 学校の安全対策についてであります。

イとして、学校事故の対応は

東日本大震災の津波により、宮城県の石巻市の小学校の児童・先生84人が死亡した問題は、遺族の疑問や不満から裁判に発展しております。またいじめによる児童・生徒の自殺などで教育委員会や学校の事故対応の不備が改めて問題になっております。自然災害や登下校中の事故、

体育や部活の事故、学校給食によるアレルギー事故などの事後対応、原因の検証と説明責任が問われております。これまでの学校の危機管理について伺います。

ロ. 中学校の武道必修化は

今年5月の柔道教室の練習中に男児が重い障害を負った事故で、元指導者が起訴、有罪になり、教育現場や指導者からは武道についてより安全を重視し、礼儀作法や基本が中心になってしまうと言われております。学習指導要領の改訂により中学校の保健体育で武道が必修となって2年がたちます。中学校の保健体育での必修内容と武道、球技の選択について現況をお聞きします。

ハ. 朝練の廃止について

山に囲まれた長野県は日暮れが早く、長野県の文化とまで言われる部活動の朝練が日常化されています。部活の過熱化が問題視される中、生徒の寝る時間が少ない、家庭学習の時間が全国平均より短い、また親や先生の負担が重いなど、意見により県の教育委員会は今年の4月からの朝練を原則廃止を決めました。町の教育委員会は、当面現行どおりとしていますが、学校現場や生徒、指導者の意見とアンケートの結果をお伺いします。

ニ. 遠足登山と学校登山は

学校登山は、信州の伝統的な学校行事の一つであります。新緑に覆われた生命の息吹を感じる里山も楽な山はありません。体力も山登りの知識と経験が山登りの安全につながります。町内3小学校の里山遠足コースの安全対策と学校登山のガイドとサポーターの状況を伺って1回目の質問といたします。

教育文化課長（柳澤君） 学校の安全対策について順次答弁申し上げます。

イ. 学校事故の対応はについてでございますが、子供たちが健康で安全であるとともに、楽しく学校生活を送り、心身ともに健やかに成長することは社会全体の共通の願いであり、学校では日ごろの安全教育を中心とした諸活動によりその達成に向けた努力がなされております。しかし、地震や風水害等の自然災害はもとより、学校生活における不可抗力による事故等については、細心の注意を払っていても防ぎ切れないこともある状況にあります。

現在の安全管理や安全教育の充実の方向として、子供たちの危機的な事態に対する関心を高め、事態に主体的にかかわる能力をその子供に応じて培うことが大切と考えております。

一方で、こうした日常的な危機に備える学校の危機管理体制の重要性については、社会環境の変化に伴い年々増加しているといった面もあります。各校におきましては、学校教育計画の中で、学校教育にかかわって発生する事故等を未然に防ぐための予防的な方策、生じた事象に対する善後策、そしてそこから発生する被害や影響をできるだけ最小限にとめるための方策等を円滑に講じることとしております。

予防的な方策としては、災害を想定した避難訓練、登下校時の安全指導や交通安全教室の開

催、部活動における時間厳守といった安全対策に取り組んでいます。危機的な事態が発生した場合、何をおいても児童・生徒を守ることを第一として、事故等発生時の具体的な対処方法を示すとともに組織や指揮系統のあり方、連絡調整のあり方、情報管理のあり方についても示されています。

事故等発生時の対応としては、まず傷病者の応急処置を行い、必要な連絡体制をとることとし、また昨年は食物アレルギー対応マニュアルについて新たに加え、危機管理体制の整備に努めています。なお、児童・生徒の大きなけがや交通事故などについては、教育委員会に報告することとし、教育委員会では対応が適切か検討し、必要に応じて指導をしております。

いつ、どこで何が起こるかわからない状況に対処すべく、日ごろから子供の健康、安全を第一に捉え、万一の場合にも対応ができるように努めているところでございます。

次に、ロ. 中学校の武道必修化はについてでございますが、平成18年教育基本法が改正され、これまでの教育方針という内容から具体的な教育目標が掲げられ、その中には伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことといったことが示されました。これを受けて、平成20年の学習指導要領の改訂では、平成24年から中学校保健体育において武道、ダンス等が必修となりました。武道は武術などから発生した我が国の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となるわざを身につけ、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうとともに、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重することを目的としています。

ダンスにつきましては、イメージを捉えた表現や踊りを通じた交流から、仲間とのコミュニケーションを豊かにすることを重視する運動で、仲間とともに感情を込めて踊ったり、イメージを捉えて自己を表現したりすることに楽しさや喜びを味わうことを目的としております。

指導要領におきましては、中学校における必修科目について、1・2年生では、体づくり運動、器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンス、体育理論の8科目となっております。3年生におきましては、器械運動、陸上競技、水泳、ダンスの中から一つ以上を、また球技と武道のうちから一つ以上を選択することになっています。なお、履修内容の取り扱いにつきましては、体育理論を除いた運動の選択及び指導に当たっては、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するものとされております。

そこで坂城中学校では、1年生では8科目全てを履修することから、2・3年生については武道かダンスのいずれかを選択し、その他の多くの科目を取り入れ体力向上を図ることを考慮して取り組んでいる状況です。

ハ. 朝練の廃止はについてでございます。

中学生の部活動と社会体育活動について、県教育委員会では、スポーツ医科学分野の専門家や教員、保護者等で構成する長野県中学生期のスポーツ活動検討委員会を設置し、その委員会

において中学生期に行われる運動部活動が適切で効果的な活動となるよう検討が進められてきました。そして、今年の2月には運動部活動の運営体制、活動基準、そして運動部活動の延長として行われる社会体育活動等について示した長野県中学生期のスポーツ活動指針を策定し、公表しました。

この指針の中で、運営体制については校長の責任のもと学校組織全体で部活動の運営や指導目標、方針を作成することとし、また活動基準については平日に1日、土曜日、日曜日に1日の休日を設ける、また平日の総活動時間は2時間程度までとし、長くても3時間以内にする、あるいは休日の練習は午前、午後にわたらない、そして放課後の活動時間に努め、朝の運動部活動は原則として行わない等について定めています。

また、運動部活動の延長として行われる社会体育活動については、学校管理下で行う運動部活動に一本化していく、生徒がより高い水準の技術や記録に挑みたい場合は、既存の地域の社会体育活動に参加する等について定めています。

この指針が示され、町教育委員会としましては、坂城中学校と連絡調整を行い学校だよりで生徒・保護者からの意見募集を行い、あわせて坂城中学校教員からの意見についても聞き、教育委員会として今年度1学期中は、検討期間とすることといたしました。

新年度になりまして、中学校体育連盟更埴地区として同地区である千曲市と更埴地区中学校部活動検討委員会を組織し、更埴地区としての検討をしているところです。検討委員会は中学校長、部活動担当教諭、社会体育団体等の代表者、そして教育委員会事務局により組織しています。これまでの検討の中では、活動基準については県の示した指針に基づき更埴地区の地域特性を踏まえ、冬期間の部活動のあり方や休養日の設定について、また大会等の捉え方について検討を行っているところです。

社会体育活動については、区分を明確にし、部活動一本化に努める方向で検討を行っています。これらの検討を行うに当たり、各校、生徒、保護者、そして教員を対象にアンケート調査を行い、その結果を考慮した上で検討を進めています。

坂城中学校では、昨年の学習状況調査結果、県教育委員会による抽出調査結果に加え、今年度5月に改めて生徒、保護者、教員対象に部活動に関するアンケート調査を実施しています。アンケート結果によりますと、平日1日、土日に1日の部活動休養日の設定、あるいは平日の活動時間は2時間程度とし長くても3時間以内とするについては賛成とする回答が多く、社会体育活動等は学校管理下の部活動に一本化するについては、賛成もしくはどちらとも言えないとする回答が多いといった状況でした。一方、朝の部活動は原則として行わないについては、保護者、教員からはどちらとも言えないが一番多く、続いて反対といった回答結果でした。

生徒からは、これまでどおり行いたいが一番多く、続いてわからない、日数を少なくして取り組みたいとする回答結果でした。他校のアンケート結果とあわせ、更埴地区の実情を踏まえ

今後検討委員会において更埴地区全体としての部活動の方向について検討を進めていく予定となっております。

次に二、遠足登山と学校登山はについてでございますが、当町は豊かな自然に囲まれた環境があり、地元の山や自然に親しんでもらうことを狙いとして、町内3小学校においては春の遠足、5年生の和平キャンプの際に、地元の自然散策や登山を行っております。

中学校においては、1年生では高原学習として志賀高原周辺の自然に親しみ、集団活動での規律を身につけること等を目的とした活動を行っております。また、2年生においては乗鞍岳や上高地など日本を代表する自然に直接ふれ、自然のすばらしさ、自然を後世に残し受け継いでいく気持ちを育てるとともに、事前準備や登山、散策での班行動などを通して友とのかかわりを深めること等を目的に今年度は乗鞍岳登山を計画しております。

町内3小学校による地元の山への登山、及び中学生による高原学習、登山活動は自然との共生、自然を守る大切さを実感することができる貴重な体験と考えております。今年度も、小学校の遠足では低学年においては南条の記念公園、びんぐしの里公園など、地元の自然散策を行い、中高学年では葛尾城址、虚空蔵山、自在山、三水城跡、そして鏡台山などへの登山活動を計画し、春の遠足で実施したところもございます。

これらの里山のトレッキングコースの整備につきましては、里山の愛好団体として設立された、さかき里山トレッキングクラブの皆さんを中心に例年ご協力をいただき、コース整備と安全対策として各コースの刈り払いのご協力をいただいているところでございます。中でも、小学校5年生の和平キャンプで行われている鏡台山登山にあわせ、トレッキングクラブの皆さんには、例年7月初旬にコースの枝の伐採や刈り払いを実施していただいております。

これらの遠足、登山活動に際しましてもトレッキングクラブの皆さんによる巡視、同行等のサポートをいただいております。なお、中学校2年生の乗鞍岳登山に際しましては、ガイドを手配し安全面に配慮した取り組みとしているところでございます。以上です。

2番（塚田君） 大変詳しくご答弁いただきましたが、一、二点、再質問をしたいと思います。

まず、武道の必修化についてであります。2・3年生の武道と球技の選択というふうには指導要領ではなっているんですが、球技というよりもただいまのご答弁によりましてダンスというふうになっているんですが、これはどういうふうなことで、球技というのは、私たち考えるならば、普通、球技ですね。これはダンスということで、町はやっているのか。これは地域の実情に応じてということがありますけれども、この武道の必修化については、もともと伝統と文化を尊重する精神を養うということで導入されたと思うんですが、何でこのダンスが入ってきているのかと。この2年、3年の武道の選択の中で武道は剣道だと思うんですが、武道とダンス、この比率はどのぐらいの比率になっているんでしょう。

それと朝練について、これは5月のアンケートの結果を今発表されましたけれども、3時間

以内ならばいいんじゃないかとか、また生徒からは今までどおり朝練を続けてほしいという結果が出ているということでもありますけれども、今後、この1学期中に決めるのか、その辺。それとその生徒の意向が一番大切にされるべきだというふうに私は思いますもので、その辺のアンケートの結果が教育委員会等の決定の段階でどの程度尊重されるのかという点。

また3点目については、遠足登山で中学の登山、2年生が乗鞍登山ということでもありますけれども、一時、大峯山の登山をされたということでもありますけれども、これは1年生が今でも大峰山の登山を行っているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 順次お答えをまいります。

まず、武道必修化という部分であります。学習指導要領では必修科目の1・2年生で8科目を行うということで、1年生と2年生で取り組みなさいというような状況となっております。この中でダンス、武道が入っているので、既に取り組みされているというような状況であります。そういった中で2年生、3年生の中で球技に関しましては、いろんな球技があるんですけども、より多くの体育の選択の中で球技を既に取り組みしているというような状況の中でダンスと、それから武道、剣道の選択というような状況で運用をしているような状況となっております。

割合でありますけれども、昨年のダンスと剣道の割合であります。2年生、3年生とも、おおむねダンスが約6割、そして剣道が約4割というような選択となっているところであります。

それから、部活動の方向性であります。現在、先ほども申しましたけれども、更埴地域の中で、現在検討が進められているような状況であります。それぞれ保護者あるいは教員、そして生徒たちの中でいろいろな意見が出されているところであります。そういった部分があります。それを尊重するという部分と県からの指針も示されているところであります。それらも踏まえながら検討を重ねて定めてまいりたいというふうに思います。

時期的な部分でありますけれども、現在、検討委員会を進めておるところであります。目標的にはできるのであれば、1学期というようなところを想定しておりますけれども、検討の状況によりまして時期的な部分がややずれるというような可能性はちょっと生じてくるかなというふうなところでございます。

それから、3番目の大峰山の登山の部分であります。これまで大峰山の登山につきましては、平成23年度までにつきましては、大峰山の登山というような部分が行ってきたところでありますけれども、平成24年度から、先ほどもちょっと触れました学習指導要領の改訂というような状況の中で、総合的な学習の時間が大変少なくなったというような状況の中で、現在につきましては、大峰山の登山につきましては行っていない状況であります。以上です。

2番（塚田君） 武道の必修化、これは文科省の肝いりで始まったわけでもありますけれども、ダンスを希望する人が60%と、こういうことで本来の国が目指した伝統を尊重する、守るとい

う点でいささか何か問題があるなというふうに思います。しかし、これは選択制でありますし、また坂城町は旧来から剣道の強豪地域と、また指導者も非常にそろっているということで、できれば剣道の選択を多くの子供たちにしてもらいたいというような感想もあります。

質問は以上ですが、遠足登山、これが学習指導要領によりまして坂城町で一番高い山、大峰山の登山が中止になっておるということであります。私も、この学校行事の一つの遠足登山と一緒に登ってみました。南条小学校の校歌にもあります「虚空蔵が天にそびえつつ」と。虚空蔵山は、里山にしては珍しく岩山の険しい人気のあるトレッキングコースであります。近年、坂城の里山トレッキングクラブの皆さんにより整備され、山頂は結構な広場と平らな場所と、また城跡の面影を残す石垣があり、上田塩田平、坂城町が一望できる、要衝は戦国時代、信濃一の豪族と言われた村上義清が築いたとりでは後に武田氏、上杉氏、真田氏と歴史を物語っております。

5月の連休明けには坂城小学校4年生の遠足登山のサポーターの一員として私も五里ヶ峰登山に同行しました。坂城小学校の校歌にもやっぱりあります。鏡台山と五里ヶ峰があります。善光寺まで五里と言われる五里ヶ峰、また峰の直下には新幹線と高速道路がトンネルが走り、隔世の感を覚えたわけであります。この五里と言われるのは、この五里ヶ峰からじゃなくて、戸倉宿から善光寺までが五里ということでもありますけれども、秋には村上小学校の狐落城、三水城登山が予定されております。三水城跡もトレッキングクラブ会員により整備され、山頂からの眺望は村上を初め、全町がすばらしい眺望であります。日々、何げなく見ている里山の歴史と文化を子供たちに伝えていきたいと思っております。登山の事故もなく、長く里山に親しむことをお願いして、私の一般質問といたします。

議長（柳澤君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日、10日は午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 0時17分)

6月10日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名

| | | | |
|------|---------|------|--------|
| 1番議員 | 柳澤 澄君 | 8番議員 | 山崎 正志君 |
| 2 〃 | 塚田 正平君 | 9 〃 | 入日 時子君 |
| 3 〃 | 吉川 まゆみ君 | 10 〃 | 中嶋 登君 |
| 4 〃 | 窪田 英子君 | 11 〃 | 塚田 忠君 |
| 5 〃 | 塩入 弘文君 | 12 〃 | 池田 弘君 |
| 6 〃 | 塩野入 猛君 | 13 〃 | 大森 茂彦君 |
| 7 〃 | 西沢 悦子君 | 14 〃 | 宮島 祐夫君 |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘君 |
| 副 町 長 | 宮下 和久君 |
| 教 育 長 | 宮崎 義也君 |
| 会 計 管 理 者 | 春日 英次君 |
| 総 務 課 長 | 田中 一夫君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 荒川 正朋君 |
| まちづくり推進室長 | 中村 淳君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 金子 豊君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 天田 民男君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 宮嶋 敬一君 |
| 保健センター所長 | 村田 よし子君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 塚田 陽一君 |
| 建 設 課 長 | 青木 知之君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 柳澤 博君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 宮下 和久君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 大井 裕君 |
| 総 務 係 長 | 臼井 洋一君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | |
| 企 画 調 整 係 長 | 竹内 祐一君 |

4. 職務のため出席した者

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山崎 金一君 |
| 議 会 書 記 | 小宮山 和美君 |

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 国保会計の現状と見通しはほか | 大森 茂彦 議員 |
| (2) 町民要望をふまえてほか | 入日 時子 議員 |
| (3) 少子化対策についてほか | 西沢 悦子 議員 |
| (4) 不育症についてほか | 窪田 英子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（柳澤君） 最初に13番 大森茂彦君の質問を許します。

13番（大森君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 国保会計の現状と見通しはについてであります。

先日、国保会計の運営協議会が開かれ、今年度は値上げしないと決めました。また国の制度改革により、当町においても今議会の開会日に採択された応益割の保険税が5割軽減、2割軽減の対象者に軽減措置が拡大することになりました。

イといたしまして、国保会計の現状と見通しはであります。

国民健康保険は、厚労省の統計では25年の9月現在、国民の約33.6%、3,749万人が加入する公的医療保険であります。1958年に今の国民健康法が制定され、1961年に施行されました。この時点で国民はいずれかの医療保険に加入していることが原則となり、国民皆保険と言われるこういう体制の確立の根幹をなす国民健康保険制度として始まったわけでありました。

当時の加入者は、自営業者や農家などで、ほとんどが就労しているという状況でありました。しかし近年では自営業者や農家が激減し、非正規の労働の方、アルバイトや失業された方の比重が高くなってきております。いわゆる低所得層の皆さんの比重が多くなってきていると、こういう現状であります。そこでお尋ねするわけですが、国保の加入者数及び1人当たりの医療費と県下での順位はどのような位置なのか。

また、後期高齢者医療の1人当たりの医療費と県下での順位についてもお尋ねいたします。

次に所得階層別世帯数と、その割合はどのようになっているのかお答えください。また、国保税の未納・滞納額、そしてその件数はどうなっているのか、ご答弁願います。

軽減制度があるとはいえ、低所得者ほど所得金額に対する負担が重い、今の国保税負担額のみと国保税の収納率向上で滞納額を一掃するこの二つのことで、現在国保会計が行われておりますけれども、この制度は維持し続けることができるのでしょうか。ご見解を求めます。

ロといたしまして、保険税を1年間滞納した人々に対し、ペナルティーが課せられております。資格証明書の発行や短期証の交付など、このような状況がどのようになっているのか、ご答弁願います。

また、中学までのペナルティーのある家庭世帯に対し、中学生まで保険証が交付されるようになりましたが、高校生まで保険証の交付はできないかご答弁を求めます。

ハといたしまして、減免制度の周知をであります。

国保税には減免制度がありますが、それよりもきめ細かに坂城町においては、町独自の減免制度が設けられました。これは平成16年にこの制度がつけられました。これに対する申請状況、そして適用状況はどのようになっているのかお尋ねします。

また、まだまだ町民の中にこの減免制度についてご存じないという方がいらっしゃいます。この減免制度について、町民に対しどのように知らせているのか、またどんな取り組みをされているのか、お尋ねいたします。

また、滞納者に対して臨戸訪問等、直接職員が面談するわけでありましてけれども、減免制度適用にすべき、そのような世帯もあるかと思えます。そのような方々について、職員はこの制度についてよく理解し、この世帯の方に対して、そのような説明などができるかどうか、そのようなことについてもお尋ねいたします。

ニといたしまして、国の方針は、全国の国保会計が非常に厳しい状況であるということを見て、全県を1本化するという広域連合への移行の方針を示しております。町はこれに対してどのように考えておられるのか、ご答弁を求めます。

以上で1回目の質問といたします。

福祉健康課長（天田君） イの国保会計の現状と見通しはから、順次お答えをいたします。

平成25年度坂城町国民健康保険特別会計につきましては、歳入歳出とも17億4,316万1千円の決算見込みで、24年度と比較いたしますと6,153万2千円、3.7%の増となっております。

国民健康保険加入者数でございますが、年々減少してきており、25年度末現在で3,966人となっております。1人当たりの医療費につきましては、25年度について暫定値でございますが36万4,832円で、長野県下77保険者の中で8位、75歳以上の人が

加入する後期高齢者医療保険につきましては、23年度から県内市町村の中で一番高い92万763円となっております。

所得階層別世帯数につきましては、25年度の課税状況で見ますと、課税所得200万円以下が最も多く、1,663世帯で全体の70.6%、200万円から400万円以下が465世帯で19.8%、400万円から600万円以下が135世帯で5.7%、600万円を超える世帯は92世帯、3.9%となっております。

国民健康保険税の未納・滞納状況につきましては25年度、現年度分におきましては、まだ最終的な数値が確定しておりませんので、直近で把握している状況ですが、未納額が1,605万2千円で、件数は895件であります。24年度と比較をいたしますと、未納額は300万9千円、件数は293件の減少となっております。

保険税収納率向上で、制度維持は可能かとのご質問でございますが、25年度、現年度分の収納率は95.5%で、24年度と比較をいたしますと0.71%増加となっております。しかしながら、被保険者数の減少により収入額としては年々減少傾向にあります。一方、医療の高度化等により医療費の支払いは増加しており、国民健康保険会計につきましては、基金を取り崩す中で運営をしておりますが、基金残高は年々減少をしております。

国民健康保険税につきましては、今年度は、税率の改正は実施せず据え置くことといたしましたが、非常に厳しい状態が続いております。今後は納付相談や臨戸徴収による保険税の収納の促進により歳入を確保する一方で、特定健診の受診、保健指導の実施により病気の重症化を未然に防ぎ、医療費の歳出を抑えることによりできる限り被保険者への負担を抑え、適正な保険税率での制度維持を図ってまいりたいと考えております。

次に、資格証明書並びに短期被保険者証の交付状況でございます。特別の事情がないにもかかわらず国民健康保険税を滞納している世帯に対して、坂城町国民健康保険滞納者対策事務処理要領に基づき、国民健康保険証にかえて資格証明書の交付や短期被保険者証の交付を行っております。

平成26年4月末の交付状況でございますが、資格証明書は10世帯、短期被保険者証につきましては有効期間6カ月は12世帯、3カ月は13世帯、1カ月は55世帯の合計80世帯となっております。被保険者証の一斉更新時の昨年10月は、資格証13世帯、短期被保険者証129世帯でしたので、この半年で資格証明書3世帯、短期被保険者証49世帯の減少となりました。また、18歳以下の方につきましては、短期被保険者証を交付すると定められていることから、有効期間6カ月の短期被保険者証を17世帯、31人に交付をしております。

国民健康保険は加入者の皆様方の公平なご負担のもとで成り立っており、国保税は国保運営を支える重要な財源ですので、今後とも納付相談を行う中で納税する方の事情などを考慮しながら滞納者の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、国保会計の広域化への考えはについてお答えをいたします。

国保の今後の運営につきましては、国民会議報告書や平成25年12月13日公布、施行された社会保障改革プログラム法により国から方向が示されております。これによりますと、国保の運営に関しましては、財政運営を初めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課及び徴収、保険事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に課せられるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策を検討するようになっており、移行時期につきましては、平成30年の次期医療計画の策定前に実施すべきとなっております。

また、長野県におきましても、移行に向けて国保制度改正に関する情報や課題を県と市町村で共有しながら課題解決に向けた検討をするため、県、市町村及び国保連合会職員を構成員とするワーキンググループが設置をされました。

今後につきましては、国においてさらに検討が重ねられ、必要な措置を順次実施し、27年には国民健康保険法改正法案が国会に提出され、29年度を目途に国保の都道府県化が実現される予定となっております。

詳細につきましては、これからと思われまますので国や県の動向を注意しながら町におきましても検討してまいりたいと考えているところでございます。

総務課長（田中君） ハの減免制度の周知をについてお答えいたします。

国民健康保険税の減免につきましては、坂城町国民健康保険税条例に基づき、生活に困窮された方などを対象に実施しております。減免の実施に当たりましては、税負担の公平性の観点から、平成16年に一定の減免取り扱い基準を定め対応しております。

減免の対象者及び減免内容といたしましては、一つ目として、世帯の所得が激減したため、生活が著しく困難となった方、またはこれに準ずると認められた方が該当いたします。具体的な内容といたしましては、世帯の生計を担っている方がお亡くなりになったり、病気、失業、事業の休廃止等により就業ができなくなり、所得が激減し生活が著しく困難となった場合で、減免内容といたしましては、所得の減少に応じた減免割合により所得割と資産割の減免を行っております。

二つ目に、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保以外の健康保険の被扶養者から国保被保険者となった方について、国保税の均等割額の5割分及び所得割と資産割を減免しております。

三つ目に、災害その他特別の事情がある方への減免があり、災害等の状況に応じて減免割合を定めております。

また、減免制度とは別に国保税の課税の特例措置として、倒産や解雇等の理由により離職して雇用保険を受給されている方については、申告により国保税を減額する特例措置が設けられております。

平成25年度の減免の適用状況につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保被

保険者となった方の件数は19件、金額は76万6,300円、災害その他特別の事情による件数は7件、金額は6万7,200円でございます。また雇用保険の受給資格による特例の減額は40件、342万1,765円となっております。なお、減免及び減額申請された方全員が減免、減額の対象と認められております。

減免制度の周知につきましては、納税通知書を発送する際に、チラシを同封し国保制度とあわせ減免制度もお知らせをいたしております。また、町のホームページでもお知らせをしております。さらに窓口におきましても、担当者により国保加入時に減免の説明を行っております。また、あわせて減免の周知にも努めております。今後につきましても、国保税の減免制度について引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

13番（大森君） それぞれご答弁をいただきました。

後期高齢者医療1人当たりが県の平均では79万9千円と、そして坂城町1位で92万763円ということでございます。これ2位が調べたところでは、岡谷市が88万1,798円ということで4万円弱差があるわけですね。ですから、ただ第1位というよりも、断トツということが言えると思います。

また、国保でも県平均が31万4,590円、坂城は36万4,832円という、この25年度の速報値であるようですが、このように報告を受けております。これで8位と若干これは速報値ですので、最終的に整理すれば10位くらいになるのか、あるいは7位になるのかわかりませんが、いずれにしてもほぼ同じような位置にある状況だというふうに思います。

やはり医療費をどう抑えていくかということはやはり、予防医療の施策の強化というのがまず第一ではないかということと、この後で項目として挙げてありますが、特定健診での保健指導をしっかりと行っていくと、こういう対応がですね、今後必要ではないかというふうに思います。

そして特に、後期高齢者医療の医療費を抑えていくということであれば、74歳までの国保の皆さんにやはりきちっと健診をやっていただき、そして保健指導を受けていくという、こういう対応が必要だというふうに考えます。これはまた後ほどの項目で取り上げますので、ご答弁のほうは結構でございます。

また、所得階層ごと世帯数というか、人数からいきますとですね、ゼロ収入、収入ゼロの方から200万円までの方、これ合計しますと約80%の方が200万未満の国保の加入者であるというふうになっております。そして25年度の速報値でいきますと国保加入者が2,280世帯で、世帯の平均が237万800円、国保税の平均が15万5,200円ということで、所得に占める割合が8.8%となっているんですね。これはもうほかの課税のことやら、あるいはいろんな支出等を見ても可処分所得とすればですね、本当にきつい世帯が国保会計に加入されておられるという現状だというふうに思います。

質問のところへは出ていませんでしたが、25年度の7割軽減の世帯数、もし資料お持ちであれば、この世帯数をご答弁願いたいというふうに思うわけですが、よろしく願いいたします。

収納対策推進幹（宮下君） ただいまの2回目のご質問につきまして、ご答弁させていただきます。26年度、新年度につきましての7割軽減の世帯数というご質問でございますけれども、ご案内のとおり、国保の課税ですけれども、これから本算定に入ります。今現在、26年度の3月ベースで把握している数値でございますけれども、7割軽減世帯506世帯という状況でございます。

13番（大森君） 新しい軽減制度ができましたので、参考にはならないと思うんですけれども、それぞれ前年度の状況で見ますとですね、7割軽減、この7割軽減というのはどういう方々かといいますと所得が基礎控除、これ33万円ですが、これ以下の世帯を対象としている世帯であるわけです。この方々が7割軽減になっているわけですね。ですから無収入から100万円の方でも7割軽減ということで、国保税が課税されるということになるわけです。こういう点で、やっぱり低所得者ほどやっぱり重い国保税になっているという現実があるように私は思います。このことを指摘しておきたいというふうに思います。

次に、ペナルティーの件ですけれども、これについてもやはり国保についてご理解しない、あるいは不満があって納税しないという方もいらっしゃると思いますが、そういう方は別といたしましてですね、やはり短期証の方が80世帯あるという今の答弁ありました。やはりこういう方々についてもですね、やはり分析をしてこの後、対応について質問するわけですけれども、減免制度をやっぱりきちっと町民の皆さんに周知、そして説明をしてですね、やはりきちっと対応できるというふうにやっていただきたいと思うんですが、この間でもいろいろと対応されて軽減措置されているという状況があるわけですが、特に窓口やあるいは臨戸、未納者に対してですね、臨戸訪問ということで行われますが、そういうところでですね、やはりこの方は減免制度が適用できるんじゃないか、あるいはこういう制度があるということで申請したらどうですかと、このような対応はされているんでしょうかどうか、それについてお尋ねいたします。

収納対策推進幹（宮下君） 臨戸等の際に減免になる状況をつかんでいるかというご質問でございますけれども、国民健康保険税の未納世帯につきましては、10月の保険証更新時の際の納税相談を初めまして、窓口や臨戸などにおいても逐次相談を行う中で、その世帯の状況などをお聞きし、早期に未納解消できるようにそれぞれの状況に応じて、納期限の延長、また一時的な猶予などの納付計画を立てさせていただき、収納業務を行っております。

減免になる状況をつかんでいるかということでありまして、未納世帯またそういう状況である世帯と相談する際におきましては、こちらのほうで事前にその世帯の所得、また家族

構成等をわかる範囲で現状の世帯状況を調べさせていただきまして、相談をさせていただいておるところでございます。先ほど、課長から減免の内容など答弁いたしました。が、条例に規定する保険税の減免については、必要な事項を定めた減免取り扱い基準の適用条件に該当するか否かによります。

ご案内のとおり減免は火災などの災害や窓口業務で把握できる制度的なものを除きまして、申請書提出後に適用条件に基づく調査、確認を経て決定を行っておりますので、相談をする中で適用条件に該当すると思われる世帯には申請所を提出していただくよう、お話をし、対応しているところがございます。25年度におきましては、その他特別の事情による減免7件中5件につきましては、この納税相談を行う中で減免となっている状況でございます。今後につきましても、減免制度の周知に努めるとともに、適正な保険税の賦課徴収に努めてまいりたいと考えているところがございます。

13番（大森君） きめ細かな対応をされているという答弁でございました。余り、プライバシーの問題等もありますので、余り細かくですね、具体的なことは質問いたしませんけれども、今のご答弁を信頼して、ぜひそのような対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

それですね、ただ、通り一遍の周知ということじゃなくて、やはり国保の減免制度がありますよということだけを取り上げてですね、町の広報等にもですね、きちっと載せていただくということが必要ではないかと思えます。この7月号間に合うかどうかわかりませんが、まだ3週間ほどありますので、やりくりして載せることができればですね、ぜひお願いしたいというふうに思うんですが、その点についていかがでしょうか。

収納対策推進幹（宮下君） 広報でも周知ということでございますけれども、ご案内のとおり、26年度の国民健康保険税の納期が7月から始まります。それにあわせて広報7月号に掲載しお知らせをしております。また、納税通知書に同封する国民健康保険制度の概要のチラシにつきましても、工夫してまいりたいと考えているところがございます。

13番（大森君） 国保だけやればこの問題だけで1時間あっても足りないかなというふうに思います。具体的にですね、国保会計の支出の点という点からいけばですね、次に項目を挙げさせていただきました特定健診で健康な坂城町にしようではないかというこの点の中で、また具体的に質問していきたいと思えます。国保会計については、以上で終わらせていただきまして、次に、特定健診での点について質問いたします。

今議会から、保健センター長が議場に出席することになりました。これは二つの点で前進面として評価したいと思います。一つは女性の登用という点、もう一つは町民の健康についてしっかりと取り組むという町の決意、町長の決意のあらわれではないかというふうに思います。

イといたしまして、特定健診で何ができてきたか。20年にスタートした特定健診は、第1期を24年までとし、現在第2期が受診率65%プロジェクトとして現在取り組まれており

ます。これまでの1期目の成果と2期目の目標は何を目指しているのか、お尋ねいたします。

次に、受診率はもう少しで50%に届くというところに来ているわけですが、これから50%から65%への受診率を上げるということは、相当ハードルが高いというふうに思います。これを目指すためにこのプロジェクトがスタートしているというふうに思うわけですが、やはり受診率65%への課題は、何かお答えください。

ロといたしまして、特定保健指導の状況は

特定健診を受けて保健指導が必要な方に対し、保健師、そして栄養士がその方にきちっと対応し、保健指導を行っていくということが現在行われているわけですが、特定健診の結果、保健指導が必要な人の指導の状況、あるいは人数等、改善の兆し、このようなものはどのようになっているかお尋ねいたします。

ハといたしまして、まだ受診していない方、未受診者への対応について、どういうふうにされるのか、このことは当然、プロジェクトの課題ということになると思いますが、これについてどのようにされていこうとされているのか。

また全ての町民はですね、共済や社保から必ず国保の被保険者となるわけです。全町民の健康状態を把握するということは、国保会計、そして後期高齢者医療についても非常に大事な点だというふうに思います。そのために町内にある社保や共済など、ここでのデータの提供等必要と考えるわけですが、今の制度ではこれはできないようになっているというふうに聞いております。今後、このような保険者との接点はどのようにされるのか、この点についてご答弁を願います。以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） 大森議員さんから国保の状況に一番目の質問でいろいろされました。2番目の質問でそれに非常に関係する特定健診についての状況ということで、私からはイの特定健診で何が見えてきたのかということで回答させていただきます。

1番目の質問でお話ありましたように、長野県下の中でも坂城町が医療費として払っている面で、非常に自慢はできない非常に後位にあるということでもあります。ここを考える中でもやはり今ご指摘ありましたように、特定健診で適切にお医者さんのご指摘を受けて医療の予防診療をしていただく、予防改善していただくということが重要だというふうに思っております。

ここ数年、保健センターのいろんなアイデアを伺いながら、私も努力してきたつもりです。例えば、これは2年前になりますけれども、保健の事業とは全く関係ない、関係ないことはないんでしょけれども、町民運動会の際に各地区別にですね、27区、地区別に特定健診の受診率などを、いささかちょっと申しわけなかったんですが、提示をしました。その間ですね、順位変動が起きているわけですね。ですからおのおのの地区でもいろいろ頑張っていたいているかなと思っております。

まず、第1期特定健診、特定保健指導についての取り組み状況でございますけれども、平成

20年度から特定健診、特定保健指導が開始され、町におきましても40から74歳の国民健康保険加入者を対象として、年1回の特定健診の受診と健診結果をもとに保健指導を実施してまいりました。特定健診につきましては、医療費増加の要因となっている生活習慣病の予防、改善を図るため、受診率の向上に努めているところであります。

平成20年から24年までの第1期特定健診の受診状況を国民健康保険の受診率で見ますと、平成20年度は、全国平均が30.8%、坂城町が44.3%、24年度は全国平均が33.7%、本町が48.2%でありました。本町の受診率は、全国平均と比較して高く年々増加傾向にはあります。各地区での講話や電話等による受診啓発活動が少しずつでありますけれども、町民の方、お一人お一人の健康意識の高揚につながってきているものと考えております。また、今年度から、これも村田保健センター長などのアドバイスをいただきまして、始めたんですが、この特定健診のスタートとなります40歳スタート健診につきまして、受診勧奨と健康意識の高揚を図るため、対象者42人について家庭訪問による啓発活動を実施いたしました。また40歳からの早期介入により生活習慣病の発症予防にも努めているところでございます。

国は、平成20年から23年度の4年間の健診データを分析し、第1期特定健診の実施についての評価を行いました。それによりますと、腹囲、体重が減少しており、血液検査では血糖と脂質の値、そして血圧値の改善が見られ、特定健診、保健指導の効果を検証しております。町の特定健診結果を平成20年から24年度の経年変化で見ますと、国と同様に血糖、脂質、血圧値の改善が見られております。

平成25年度から29年度までの5年間は、第2期として特定健診、保健指導を実施しております。第2期では特定健診受診率65%達成、そして特定保健指導実施率60%を目標としております。65%の達成は高いハードルではありますが、保健師等の訪問による受診勧奨にさらに力を入れ、健診の重要性の周知に努めてまいります。まずは65%の前の50%を何とかクリアしたいというふうに考えておるところであります。

町民一人一人の危険因子への継続的、効果的な保健指導を実施、血糖や血圧をコントロールすることにより、脳血管疾患や虚血性心疾患による入院の減少や糖尿病性腎症による新規透析患者の減少を図ってまいりたいと考えております。また、継続した訪問活動等により、町民一人一人へのきめ細かい支援を続けてまいりたいと考えております。

福祉健康課長（天田君） 続きますて口の保健指導の状況はと、ハの未受診者への対応はのご質問に順次お答えをいたします。

特定保健指導は、健診結果で腹囲、血糖、脂質、血圧等からメタボリックシンドロームのリスクが高いとされた方を対象としております。保健師や管理栄養士と面接指導等を行い、ご自分の健康状態を振り返りながら、生活習慣の改善計画を立てます。それをもとに、生活習慣の

改善を実施して生活習慣病の発症を予防していきます。

平成20年度から24年度の特定保健指導の対象者数と保健指導の実施率を見ますと、20年度は対象者が209人で、12人に実施をし、実施率は5.7%でございました。24年度は対象者が164人で、71人に実施、実施率は43.4%で、年々特定保健指導を受けられる方が増加をしております。

ハの未受診者への対応につきましては、受診率65%達成に向け、さまざまな機会を捉える中で受診を呼びかけてまいりました。先ほど町長から申し上げましたが、平成20年度の44.3%から24年度は48.2%と受診率は年々増加をしております。特定健診の受診率の向上を図るための未受診者対策といたしましては、現在、電話勧奨や訪問勧奨、受診勧奨のチラシ配布、医療機関からの検査データの情報提供など、さまざまな方法で対応をしております。

また特定健診の受診体制につきましても、夜間健診、休日健診、農閑期等、受診しやすい体制整備に努めております。今後もさらに未受診の理由等を把握し、受診しやすい体制づくりなどの検討を図ってまいりたいと考えております。

町民全員の健康状態をどう把握するかにつきましては、特定健診、保健指導の実施は各保険者に義務づけられているもので、町民全員の状況を把握することは難しいところとなっております。各保険者間での健診データの活用や連携した保健指導の展開、また企業等との連携した保健指導が課題と考えております。

13番（大森君） 時間がない、後ろから声ありましたが、それぞれご答弁いただきましてですね、改善の方向、そして受診率もアップしてきているということと、また保健指導も43%ですかね、を受けるようになっていらっしゃるというようなことですね、本当に前進しているということ、これについては非常に成果があったなというふうに感じるわけですが、具体的にですね、例えばどんな疾患を指導されたのか、町民、これを受けた方のナンバーワンですか、大きな疾患というのはどんなようなものがあるのか、ご答弁願いたいというふうに思います。

保健センター所長（村田君） ただいまの再質問につきましてお答えいたします。

保健指導の中でどんな疾患が多かったのかということでございますが、健診結果等から見ますと血糖値が高い方、それから血圧の高い方、脂質の高い方、大体ほとんど同じぐらいでございますが、特に坂城町の状況としましては、LDLコレステロール、中性脂肪等の脂質代謝の異常が目についております。こちらにつきましては医療機関との連携によりまして、きちんとした服薬治療、それから一番大切なのはやはり生活改善によります運動、それから食事指導等によって効果が上がっているかということで、こちらのほうの脂質代謝等につきましては、これからも継続した保健指導が必要かと思っております。

13番（大森君） どんな病気でもね、やっぱり基礎から治療をするということと、その前に予防をきちんと行うということだというふうに感じております。私自身も健康に気をつけていくということも述べまして、本当はもっともっとあるわけですが、申しわけございません、次の最後の、時間もありませんので、次の質問に移ります。

3といたしまして児童館の整備充実をということで、前書きはちょっと省略させていただきまして、児童館の備品等についてですね、エアコンだとか扇風機、ストーブ等はあるわけですが、これもいろんな静養室と、それから遊戯室、こういうところへの設備等も必要じゃないかと。特に、今、熱中症ということがあります。これから夏休みに1日そこで生活するということになるわけですから、これは早急な対応を求めるわけですが、その点についてご答弁を願います。

教育文化課長（柳澤君） 児童館の設備充実をということで、ご答弁を申し上げます。

児童館につきましては、児童の福祉の増進を図ることを目的に設置をしているところでございまして、備品等の整備でございますけれども、各児童館とも設置されましてから20年以上経過をしておりますので、施設整備面、あるいは修繕、改修の要望を聞く中で、その都度対応をしているような状況となっております。

24年度におきましては、村上児童館の下水道接続に合わせましてトイレの改修など、あるいは屋根の塗装も行ったところであります。そして、昨年につきましては、建具の補修、湯沸かし器、ファクス等のふぐあいの話も出され、その都度修理をしており、本年度につきましてはインターネット接続ができるパソコンの整備を行うというような状況であります。

そういう中でエアコン類の整備でありますけれども、年次計画を立てる中で順次対応をしておるところでございます。平成24年度につきましては、坂城児童館での冷蔵庫を、昨年は坂城児童館にエアコンを設置しまして、今年度は村上児童館にエアコンを設置する予定となっております。古くなった備品等につきましては、状況等確認する中で、年次計画によりまして更新を図ってまいりあいと考えております。以上です。

13番（大森君） 南条児童館についてご質問を予定しておりましたが、次回に回すということで申しわけございませんが、割愛させていただきます。申しわけございません。

一つ、児童館で図書那点がですね、やはり古くなって新しいのにしたい、増やしたい等も意見あります。小学校は図書館、町の図書館とリンクした形で借りると、利用されていますので、やはり児童館もそのような対応できないかどうか、検討していただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

最後になりましたが、健康遊具の整備をということで、現在、多くの自治体で健康維持や生活習慣病予防のためにウォーキングをされている方が結構いらっしゃいます。こういう皆さんの支援ということも含めてですね、健康遊具を公園等に設置できないか。これは例えば、ある

自治体では17種類の健康遊具を整備しております。そしてこの遊具にはストレッチ機能や、あるいは筋力トレーニング、あるいはリラクゼーションなどのいろんな種類があって、17種類を用意して遊び心といいますか、そういう形で健康遊具を設置するということで、散歩や、あるいはウォーキングの途中にですね、立ち寄ってそして筋力トレーニングなどしていくと、これは最初の質問を行いました国保会計、あるいは介護、そして特定健診等、こういう点についての予防医療ということから見ても必要なことかなというふうに感じております。ぜひこういうものをとりあえずびんぐし公園にですね、まず設置し、利用状況を見ながらまた順次地域に広げていただければということがあるわけですが、ぜひこの整備をするよう答弁を求めます。

建設課長（青木君） 町内の健康遊具の状況につきましては、平成15年、さかき千曲川バラ公園のウォーキングステーション設置時にウォーキング前のストレッチに利用いただけるよう、背筋伸ばしベンチと昇降ステップの二つの健康遊具を設置したところでございます。びんぐし公園を初めとしたその他の公園につきましては、子供を中心とした遊具を設置しているところでございます。

今後、健康遊具の設置につきましては、設置する遊具や場所などの検討、また現在進めております公園施設長寿命化計画の中で、公園全体の見直しを図り健康遊具の設置につきましても、国、県と協議する中で対象となるかどうか、調査、研究をしてみたいと考えているところでございます。

13番（大森君） 子供の遊具はあちこちにあるわけですが、特に高齢者の皆さんが、やはりこういうものを使ってですね、地域に出るといいますか、社会に出るといいますかね、そしてそういう方々がこういう遊具を使いながら、コミュニケーションも深めていくということもできることだと思います。できればですね、やはり保健指導も兼ねて保健師さん、あるいは介護指導員の方などの講座など設けてですね、ソフト面も若干入れて、そういう使い方、そしてどんな効果があるのかというようなことも含めてですね、そのようなソフト事業も兼ねてできればいいのかなというふうに考えております。そういう点で、今の答弁では長寿命化の中で検討されるということですので、なるべく早く設置していただくことを要望しておきたいというふうに思います。

どうもばたばたとですね、この質問をしてみいました。というのは、町民の皆さんにですね、お約束したのが幾つかありまして、特に、児童館と健康遊具について、町民の皆さんからぜひ何とか設置してほしいというようなことで要望がありました。私もあちこち調べたりして、やっぱり必要性も感じましたので、どうしてもこれもこの議会に取り上げたいということで行いました。

また、町民の健康をどう守るか、維持するか、継続させるかということについて、本当に町側のやる気といいますかね、これが今回の議会の中でも目につくということですが、一定の評

働きたいというふうに思うわけです。やはり、これはですね、このプロジェクトがやっぱりきちっと成功していくということでは、もっと綿密な取り組みが必要だというふうに思います。特に特定健診を受ける動機づけとして、医療生協では町の中で健康診断を行っているというようなこともありますので、それも含めてですね、街角へ出て健康診断等になるような、そんなこともちょっと進めていっていただくということを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時26分～再開 午前 9時37分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、9番 入日時子さんの質問を許します。

9番（入日さん） 安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更について、閣議決定の原稿作成に着手したという報道がありました。そのときの政府の考えで、勝手に解釈し中身を変えるのは法律をないがしろにするものです。しかも、日本の最高法規である憲法を勝手に解釈で変えるという動きは憲法を尊重、擁護する義務を負うという国会議員の役割をも放棄したものであり、当然許せない行為です。

アメリカの言いなりに自衛隊を戦地に派遣し、戦闘に加われば人を殺したり殺されたりします。戦後、日本が平和で経済成長できたのは、戦争をしなかったからです。悲惨な戦争を知らない世代が過半数を占め、アメリカと財界の顔色しか見ない政治家がはびこり、日本を戦争する国にしようとしています。

今でも世界各地で戦争が続き、罪もない女性や子供たちが戦争の犠牲になっています。私も国境なき医師団に寄附をしていますが、世界各地で戦争が起こっているため、医療支援のお金が足りず、しょっちゅうカンパのお願いが届きます。また戦争は地球温暖化の原因の最たるものです。地球温暖化を防止し、平和な世界をつくることこそ今地球に必要なことです。

政府の勝手な解釈で憲法をなし崩しにすることは、断じて許してはなりません。これからの若者たちが戦争の惨禍を味わわないためにも集団的自衛権を認めることはできません。私たちは、過ちは繰り返しませんという誓いを忘れてはいけないと思います。

それでは、質問に入ります。

1. 町民要望をふまえて

10月10日に第7回議会報告会を町内3カ所で行いました。初めて土曜日の昼間に開催し、子育て世代や年配者も参加して、率直な意見や要望が出されました。重要な問題は6月4日に町長に要望書を提出しましたが、要望できなかった問題などについて質問します。

イ. 校庭の砂塵対策は

昨年6月議会でも質問しましたが、そのときの教育文化課長は、答弁で砂が周りに飛ばな

いようにネットを張ったという対策でした。しかもその後も被害は続いています。全く対策になっていません。近隣の家では、洗濯物が外に干せないし、布団も干せない状況です。このことを教育文化課長はどう考えますか。こんな対策でなく、もっと効果のある対策を考えられないのか、答弁を求めます。

ロ．図書館の開館時間について

坂城町の図書館の開館時間は10時から18時になっています。昨年の夏は9時半から開館し大変喜ばれました。公募した鈴木館長になってから、ゆっくり本を読める子供向けスペースもでき、より親しまれる図書館になりました。多くの人に愛され、利用される図書館になってほしいと思います。

議会報告会で、町の図書館の開館時間が遅い、上田市や千曲市は9時や9時半からだ、町ももっと早く開館してほしいと言われました。上田市は9時から18時まで、土日は9時から17時まで、千曲市は9時半から18時の開館時間です。私も中之条方面に行ったついでに図書館に寄ろうと思っても、まだあいていないのでまた行かなくてはならないことが何度もあったので、9時半に開館してもらおうと、何度も行く手間が省けて助かります。

山村町長は昨日の答弁で、クールシェアスポットとして図書館も考えているという答弁がありました。公共施設を使って個人の冷暖房を減らそうというもので、エネルギーやCO₂削減に効果が期待できます。今年は5月末から暑い日が続き6月初めには30℃を超えました。朝から気温が上がり、地球温暖化が進んでいることを実感しています。開館を早めることでライフスタイルのスマート化が図れると思います。職員も9時過ぎには出勤しているので、9時半からなら開館は可能だと思います。図書館の開館時間を早められないか、答弁を求めます。

昨年の12月議会で質問した講演会などのテープの貸し出しについて、町長はテープだけでなく、DVDも見られるようにしたいという答弁でした。貸し出しではなく、とりあえず図書館で見ってもらうようにしたいということでしたが、図書館でDVDを見たりテープが聞けるようになったのでしょうか、答弁を求めます。

ハ．坂城駅の利用者を増やす対策を

坂城駅にもやっとエレベーターが設置され、バリアフリーのまちづくりが一歩進み、高齢者や障害者も安心して駅を利用できるようになります。多くの人が電車を利用してほしいと思います。私も長野などに行くときは、できるだけしなの鉄道を利用していますが、駐車場がないので困っています。駅周辺に駐車場をつくってほしいという質問は、2010年の3月議会でもしました。ふるさと歴史館やB. Iプラザ、鉄の展示館などの駐車場を駅利用者用に使えないかという質問をしましたが、それぞれの施設に来る不特定多数の人が駐車するので難題だと当時の建設課長は答弁しています。しかし、ふるさと歴史館は、古雛まつり以外は駐車場に車がとまっていることはほとんどありません。B. Iプラザは送迎用の駐車場が2台分整備され

たので、スペースはないかもしれませんが、30分以内は無料とし、それ以外は有料にすれば送迎用と共有できると思います。

鉄の展示館も3台分ぐらいなら用意できるかと思います。駅にも駐車場が3台ありますが、駅員がいない時間帯があり必要なときに使えずとても不便です。コイン式の駐車場にすればいつでもとめられます。特にふるさと歴史館や鉄の展示館など入館料が少ないところは、駐車場の収入が入れば助かると思います。マイカーから電車利用に切りかえてもらい、しなの鉄道の利用者を増やすためにも、駅周辺に駐車場が必要だと思います。駐車場についてどう考えているのか、答弁を求めます。

また、高校生の送迎時には、駅に四方から車の出入りがあり、混雑してとても危険です。B. 1プラザに送迎用の駐車場が2台分用意されましたが、広場側にもあれば田町からの進入路から来る車はそちらにとめて、ロータリーに入らないようにすれば、駅前の混雑も防げ、事故の危険性も減ります。土地開発公社の管理地だと聞いていますが、30分以内の送迎用に169系電車の前あたりに2台分ぐらい用意できないか、答弁を求めます。

今、町では、ばら祭りが行われています。駅からバラ公園に行く人や鉄の展示館から田町、ふるさと歴史館などを周遊観光する人、また葛尾などの登山者のために駅にコインロッカーを設置できないかという質問もしました。そのときは、しなの鉄道との協議が必要だが、利用者の利便性が向上し、駅周辺の活性化につながるので検討を進めているという答弁でした。既にそれから1年が経過しました。コインロッカーの設置はどうなったのか、答弁を求めます。

二. 迷惑施設の設置について

ある区長から区内に廃品回収業者の回収の置き場所がつけられ、回収されたものをプレスで潰す仕事もあるようだ。騒音やほこりなどの問題があり、事業者の説明を求めたが、外国人で言葉が通じないで困っている。町が中に入って説明会など開いてもらうようにできないかという要望が出されました。他の区長さんからも自分のところにも知らないうちにつくられたら、区長が責任を問われる。町は情報を早くつかみ、迷惑施設などの建設がされる場合は、地元区に知らせ、事業規模や事業内容など事前説明を行い、地元の了解を得られるよう指導してほしいと要望されました。

事業認可は町ではなく県の管轄だと聞いています。しかし近年、町の至るところに廃品回収用地ができています。地元と協定を交わしているところもありますが、知らないうちにできていたところもあります。また、新たに施設をつくったり、事務所を置かない場合は届け出も必要ないなど、不用品回収置き場にすればなら全く法の網がかからない状況があります。外国人が多く言葉が通じないため、トラブルになった例もあります。特に民家の近くなどの場合は、騒音やほこりが舞うなどの被害も発生します。できてしまってからでは遅いので、早い段階で地元へ知らせ協議することが大事だと思います。

町には、生活環境保全条例があり、第14条開発協定の締結の(5)に、廃棄物の処理に関する事項もあります。また、70条には、事業の届け出の項目もあります。町内で廃品回収の置き場にするときは、規模や事業内容など届け出を義務づけるなど条例で縛りをかける必要があると思います。

生活環境保全条例の目的として、第1に町の良好な自然環境及び社会環境の保全に関し、必要な事項を定め、健康で文化的な生活環境を確保することとあります。第2条の基本理念、1として、自然と人間の調和を図りつつ、健康で文化的な生活環境を確保する、2、全ての町民が有する健康で文化的な生活を営む権利は、町、町民及び事業者全てが互いにこれを尊重し、それぞれの責務のなかで全力を尽くし実現を図ること、3、良好な環境は、町民がその重要な意義を認識するとともに、将来の町民へ継承されるべきこととあります。

この条例の目的にあるように、生活環境を守るため不用品回収置き場の届け出も追加する必要があると思いますが、どう考えていますか、答弁を求めます。

町長(山村君) 坂城町各地で開かれました町政報告会の中で、町民の要望踏まえてということでご質問いただきました。何点かご質問いただきましたけれども、私のほうからはハの坂城駅の利用者を増やす対策をとということで関連してお答え申し上げます。

お話にありました5月24日、土曜日に町のバリアフリー化の象徴として平成23年度から事業を進めてまいりました坂城駅のエレベーター設置事業が竣工し、供用が開始されたところであります。またエレベーターの設置に合わせまして車椅子の方が通りやすいように、駅入り口を広げるとともに、駅構内及び駅周辺の段差解消や坂道への手すりの設置、あるいはグリーンベルトの設置等の工事を進めてきたところであります。

このエレベーター設置によりまして、駅舎内の段差解消や駅周辺のバリアフリー化により、ご高齢の方や障害をお持ちの方はもとより、ベビーカーをお使いの方や重い荷物を持って駅を利用される方など、今まで電車での移動を避けておられた方々の利用が増える、考えられるなど、坂城駅利用者の増加につながるものと期待しているところであります。

坂城駅は4本の道路が駅前広場に接しており、通勤、通学等送迎時には大変混雑しているということは承知しております。また駅舎の南側にですね、1日単位の駐車場として、これは1日500円ですけれども、3台が入る駐車場がございます。後ほど、担当課長から詳しくご説明申し上げますけれども、これも案外使われていないという面もあります。そんな宣伝もしなきゃいけないかなと思っております。

また、もっと駅利用者の利便性の向上を図るために、先ほどお話ありましたけれども、今年からB.1プラザさかきの駐車場内に駅利用者が30分以内ということで、限定的に利用していただける駐車場を2区画設けたところであります。それから先ほど申しあげました駅舎南のですね、駐車場3台あるけれども、駅員がいないときには使えないじゃないかということ、こ

れも後ほどご説明申し上げますけれども、駅前の観光案内所等をですね、使ってそこに委託できないかとか、そんなことも今考えております。引き続きまして、年次計画により駅周辺のバリアフリー化事業を図っていきますけれども、より多くの住民の皆さんが安心して駅を利用できるように進めてまいりたいと考えております。

また、コインロッカーの設置につきましてもお話ありました。これも重要な点だと思っております。せっかく駅にエレベーターをつけて重い荷物を持ってエレベーターに乗って駅に出てきたら、重たい荷物を持ってどうやって葛尾山に登ろうかということもあるかと思えます。これも駅前の観光案内所について手荷物の一時預かりができないかなど、あるいは最近では自動販売機と同じようにコインロッカーを置くビジネスというのがあるんですね、土地だけ提供してくれればビジネスやりますよというのもありますので、そんなこともいろいろ考えて、しなの鉄道さん、それから駅前の観光案内所等の関係で検討しまして、なるべく早く早急にコインロッカーを設置するという方向で考えたいと思っております。詳細につきましては、担当課長より申し上げます。以上であります。

建設課長（青木君） 坂城駅周辺の駐車場の整備につきましては、町長からの答弁もございましたとおり、本年度、B. I プラザさかき駐車場内に駅送迎等の駐車場を2台分設置したところでございます。定期的なご利用の方には駅周辺の民間の駐車場や開発公社による駅多目的広場南側に月決め駐車場がございますが、現在、土地開発公社の分につきましては、空き地の区画がなく順番待ちという状況でございます。

また、1日単位の駐車場として駅舎南に坂城駅が管理する駐車場が3台分用意され、駐車料金は1日500円となっており、利用状況は平成25年度においては389台の利用があり、月平均32台、1日平均1台の利用状況であり、日によってばらつきがあるものの、まだ余裕がある状況でございます。

駅前広場につきましては、現在、バス2区画、タクシー2区画、身障者用1区画に整備をしておりますが、駅前広場の形状、利用状況等を考えますと新たな区画の設置は難しいものと考えております。

また、さらなる駐車場の整備につきましては、例えば駅前多目的広場やふるさと歴史館駐車場等が考えられるところでございますが、駅前多目的広場は駅からの歩行者用通路として利用されているとともに、昨年からふど市等のイベントが開催されております。また、ふるさと歴史館につきましては、施設の利用者や大型バスの駐車、移動販売に利用されているなど、駅周辺の限られたスペースの中では難しい状況でございます。

ご提案のありましたコインパーキングのような施設を設置するとなりますと、ゲートや発券機などの設備が必要となり、多額の費用がかかるものと考えられるところでございます。さらに機器の点検、売上金の集金、用紙の補充、トラブルの対応等のランニングコストが必要と

なっておりまいます。このような状況から駐車する利用目的に合わせ、駅舎南の駐車場3区画と本年度整備したB.1プラザさかき2区画をご利用いただければと考えるところでございます。

なお、駅舎南の3区画につきましては、窓口があいている時間帯のみの受け付けとなるため、駅員が不在の時間帯の利用について、しなの鉄道、観光案内所を運営している信州観光と検討してまいりたいと考えております。

また、来町者のための駅にコインロッカーを設置してはとのご質問でございますが、コインロッカーの設置につきましては、仮に町がコインロッカーを設置するとなりますと、維持管理など設置場所も含め、しなの鉄道との協定が必要となっております。現在、しなの鉄道は19駅のうち6駅にコインロッカーが設置されておりますが、そのうち乗降人数の近い田中駅では海野宿への観光客の対応として設置した経緯がございますが、その利用状況は月10回程度とのことでございます。また、設置費用は2段4列、8個のものでございますが、約50万ほどかかるということでございます。

また、先ほどの駐車場とあわせまして、駅観光案内所での一時預かりなど、そういう費用的な部分も含め全体的にコインロッカーの設置、また観光案内所との連携、そういうことも含めながらいろいろな方法を今後、検討してまいりたいと考えているところでございます。

教育文化課長（柳澤君） イの校庭の砂塵対策はについて答弁申し上げます。

校庭の砂じんにつきましては、校庭をならしたことによる砂が舞いやすくなる状態になることや、強い風といったことによりまして砂ぼこりが舞い上がることが考えられます。各学校におきましても、これまで雨の降った翌日等、校庭の土が湿った状態で、砂ぼこりが立たないタイミングをはかった上で、校庭整備を行うなどの対応もしているところでございます。また洗濯物などに極力影響が出ないように、夕方、子供たちが帰った後に整備を行うなどの対応もしているところであります。

そして安全面から校庭が土がでこぼこになったり、足が捕らわれないようにするために行ってきた車両を使いました校庭全体の整備につきましては、回数を減らしまして部分的に人力での整備に切りかえて行ってきた経過もございます。

学校の校庭の砂ぼこりが近隣のお住まいの方にご迷惑をおかけしているという状況につきましては、教育委員会でも把握をしております。昨年、坂城小学校校庭西側の約40mにわたります。既設フェンスに網目1mmほどの飛散防止ネットを張る対応をとらせていただきました。ネット設置前と後での状況を比較してみますと、西側道路面に飛散した校庭の砂については減少したという報告も学校から受けています。この状況なんですけれども、以前はグリーンベルトの緑は見えなかったというような大変なご迷惑をかけてきた状況でしたけれども、設置後はそのようなことはなくなったというような改善が見られたということでございます。減少をしました効果がありましたので、今年度も今度は校庭の南面、児童館側につきまし

て、飛散防止ネットを張る対応をしたというような状況でございます。

また現在、坂城小学校におきましては、希望の池の横の井水を利用しまして、ホースをつなぎ合わせて散水を行っているというような対応をとっているところでございます。校庭整備の時間、方法の変更、そして飛散防止のネットの設置、あるいは井水を利用した散水等の対応を行う中で、住民の皆さんの生活に支障を来すことのないように努めているところでございます。

続きまして口の図書館の開館時間についてでございます。町立図書館におきましては、昨年、館内入り口にありました書架を動かして入り口の圧迫感を減らしたり、あるいは児童図書コーナーに畳のスペースを設置し、親子で図書に親しむ環境整備を行っております。また、格致学校敷地内にありました建物を撤去して、図書館への通路を改良するなど、図書館外部でも環境を整えているところでございます。

今年度につきましては、タブレット端末を導入するなど、図書館の利用者の利便性の向上を図る事業の展開もしております。町立図書館でございますが、坂城町、上田市、東御市、青木村、長和町の5市町村の12館で構成しております上田地域の図書館情報ネットワークを組んでおります。それぞれの開館時間ではありますが、議員さんからご指摘のありましたように、上田市、東御市、長和町の市立図書館8館では、9時開館、青木町立図書館は9時30分開館、坂城町立図書館と上田情報ライブラリーの2館は10時開館となっております。午前9時ないし9時30分に開館している他館、土曜日、日曜日は午後5時もしくは5時30分閉館となっているような状況であります。

図書館の開館時間につきましては、地域性を考慮して設定していると考えられますけれども、当町におきましては、土曜日、日曜日もゆっくり利用できる環境を考慮して開館時間が平日も土曜日、日曜日と同じ午前10時から午後6時としている状況となっております。

そして昨年の夏、8月1日から18日まで16日間、開館時間を30分繰り上げをしまして、図書館の利用者の利便性はどうなのかといった試行運用を行ったところでもあります。その結果、繰り上げ時間にご利用していただいた方、学習室の利用が多かったわけではありますが、86名、貸し出しの来館者等は総計37名というような状況でございました。この開館時間の繰り上げにつきましては、学校等の夏季休暇中でしたので、多くの学生に学習室を利用いただいたというような結果となりましたけれども、閲覧、貸し出し等の来館者は多い状況ではなかったのかなというようなふうに考えております。

そのような昨年の実績から、年間を通して開館時間を9時30分とした場合に、学習室の利用は夏季のような利用率に至らないことが予測されること、閲覧、貸し出し等の来館者も余り多くないということが予想されることから、当面は現行の開館時間で運用してまいりたいと考えております。

続きまして、講演会等のテープ貸し出しの状況について答弁申し上げます。講演会等の開催

日に都合が悪く聴講ができなかった方に対して、講演者の承諾を得られた録音、録画記録したものをどういう方法であれば利用できるのか、現在、研究をしている状況であります。まず、講師から記録と再生利用についての承諾を得ることでもありますけれども、著名な方から同意がもらえるかといったところが心配なところであります。今回、本年2月にふれあい大学教養講座を務めていただいた講師の方から了解が得られましたので、まずはこの方の録音再生ができないかという検討段階になっております。

貸し出しという方法につきましては、複製のおそれがありますので、それを回避するためには図書館内の利用とする方法なら可能と思われるので、まずは図書館内での活用を考えてまいりたいと思います。そして今年度、図書館では利用者の利便性を図るため、タブレット端末2台を導入しまして、インターネットや電子書籍の閲覧等にご利用いただいているところですが、このタブレット端末の活用ができれば、図書館内での再生が可能となることから、現在、その方法を検討しているところでございます。ただタブレット端末の利用につきましては録音等の閲覧用として導入したわけではございませんので、タブレット端末の利用の決まりを守るといったことも踏まえながら、運用ができないかなどの検討をしている状況です。以上です。

住民環境課長（金子君） ニの迷惑施設の設置についてでございますが、資源物回収業の施設の設置に関する指導を中心にお答えをいたします。

資源物につきましては、主に廃棄物処理法や各種リサイクル法に基づく、一般家庭から排出される資源物と企業等から排出される資源物がございます。そのほかに美術品類、時計、宝飾品類、自動車など古物営業法に基づく古物と言われるものがございます。一般家庭から排出される資源物を含む廃棄物につきましては、一般廃棄物として行政が処理をいたしておりますが、企業等の事業活動から排出される廃棄物につきましては、産業廃棄物として主に民間の専門業者が処理を行います。専門業者が企業等から排出される資源物を収集し、リサイクル等をするための施設の設置をする場合には、産業廃棄物処理施設として県の許可が必要となります。

許可を取得するためには、さまざまな手続が必要となりますが、その中に施設を設置する関係住民の同意を得ることが求められており、周辺地域への事前説明が義務づけられております。県からは、町にも届け出があった旨の通知があり、意見を求められます。施設の設置計画があった際に、町では地元の区長さん等と連絡をとらせていただきながら、地域の環境保全に努めているところでございます。

また、古物の売買を目的として古物商を営む際には、県公安委員会の古物商や金属くず商の許可が必要となります。この古物商の営業に伴う施設の設置に当たって、古物営業法では周辺地域への説明会の開催は義務づけられておりませんが、町の生活環境保全条例に定める基準を超える土地の造成や建物の建築をする際の町開発行為の届け出には、あらかじめ関係住民等へ

の説明が必要となり、あわせて大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害を発生させるおそれがある事業を行おうとする場合は、事業の届け出をしていただくなど、条例に従い指導しております。

なお、既存の施設を利用することにより開発行為の届け出の対象とならないものや、保管施設のみとして使用する場合には、古物商等の許可が不要とされる施設もありますが、当町における古物商等の施設設置に当たっては、地元区及び周辺地域に説明が行われてきている経過もあり、地元区等と公害防止協定などが締結された地区もございますので、公安委員会や県と連携を図りながら情報収集に努め、地域住民の皆様様の安心・安全のためにも事業者に対して、事業説明会等を開催し地域住民の理解を求めるよう、引き続き依頼してまいりたいと考えております。

また、事業者に対しては廃棄物処理法、古物営業法のほか、公害防止法など関係法令に基づき指導を行うとともに、地域の皆様と連携を図りながら環境保全に努めてまいります。町の環境保全条例の改正につきましては、今後社会情勢の変化や上位法の改正等、必要に応じて検討をしてまいりたいと考えております。

9番（入日さん） 最初に、校庭の砂じん対策ですが、グリーンベルトのところへ落ちる砂の量が減ったと、学校側はそう答弁したと、そういうふうな話でした。南側の児童館のほうにもネットを張って防ぐと、それから雨水を活用して散水するという話でしたが、先週もかなり風の強い日がありまして、私もちょっと離れて見ていたんですが、村上小学校の砂がやはりすごい勢いで舞い上がりまして、見ていたら竹内製作所のほうまで舞い上がっていて、それもすごい帯みたいのような状況で舞っていたんですね。やはり近隣の人というのは、そういう被害を常に受けているわけです。一番は、その砂が舞わない材質の土をね、使えばいいんですが、それは大体入れかえると費用が幾らぐらいになるのか、その点について答弁を求めます。

教育文化課長（柳澤君） 土壌改良という方法でございますけれども、これは現地の砂を調査をしないとなかなか難しいというような状況の中で、現在、そのような試算というところまでちょっと至っていない状況であります。

一方で、別の薬剤散布というところにつきましては、資料がございまして、塩化マグネシウムというような状況の砂じん対策というところでありまして、この散布というところでありまして、これにつきましても持続性の面で課題があるというようなお話も聞いておるところなんですけれども、おおむね120万から150万ほどは、やはり1回の散布でかかってしまうというような状況の対策につきましては調べたところがございます。以上です。

9番（入日さん） 今、雨水を散水しているという対策ぐらいしかとれていないんですが、薬剤散布だと1回で120万から150万ということですが、人工芝生という手もあるんですね。今、結構人工芝生も長いロールになっていますので、真ん中のセンターのところだけそういう

ものを敷くだけでも違うと思うんです。それで行事があって必要なときは、また畳んで普通の校庭として使えますので、そういうことも考えてほしいと思います。

ちょっと時間がないので、本当は第3質問したかったんですが、ちょっと無理です。本当にやはり、周辺の家はね、学校のことなのでなかなか文句も言えないと、自然に起こるといふこともあるので、できるだけ我慢しているんですよね。だけど本当に洗濯を外に干せないことや布団が干せないということが、やはりどんなに苦痛かということをもっと私たちは考えるべきだと思うんです。公共施設が町民に被害を与えていることに町はもっと真剣に向き合って、早急に対策をとるべきだと思います。二度と町民から苦情が出ないことを願って、口の図書館の問題に入ります。

開館時間は夏の間、去年、16日間やって夏休みだったので学習室の利用は多かったと、だけど貸し出しについては、そんなに利用者がいなかったもので、現状どおり一応10時でよいという答弁がありました。去年は、館長さんが途中でということがあって、8月1日からという短い期間でしたが、今年は夏の期間、もうちょっと早く9時半からにして学習室を使ったり、あるいは本の貸し出しも9時半からできるようになるのか、そのことについて再度答弁を求めます。

教育文化課長（柳澤君） 夏季の図書館の開館時間でありまして、この部分につきましては、町として進めておりますスマートタウン坂城の構想にもありますクールスポットという観点、あるいは昨年の実績から見まして、学習室の利用というような部分もかなり多かったというような状況もあります。そういう部分で現段階で昨年と同様に夏季に関しましては、9時半開館というところの開館時間を繰り上げることを今検討している状況でございます。

9番（入日さん） ぜひ8月1日からではなくて、もっと早くから9時半のサマータイムの時間に開館していただきたいと思います。それからテープやDVDの貸し出しについては、早急に図書館だけでも最初がいいので、貸し出せるようお願いしたいと思います。

それから、坂城駅の駐車場なんですけど、今のところ各施設はちょっと無理だし、コイン式にするにはお金がかかるという話でした。ロッカーの設置についても、私も最初、観光案内所で預かってもらえないか、ロッカーを置けるスペースがあるかどうか見に行ったんですが、非常にやはり場所が狭くて、そんな場所ないよと言われてたんですが、田中駅の利用も1日1人ぐらいということで、だとすれば1人か2人分ぐらいなら観光案内所に置けるかなと。それから私も駅の駐車場、1日500円というので利用しようとしたら、やはり駅員さんがいなくて利用できなかったんですね。その話は町の観光案内所などで、その時間帯は受け付けてくれるというような話がありましたので、ぜひそういうことは周知して、駅に来て、あっ、いなくて駐車できないわということのないように、もしこういう方法をとるのでしたら、そういうPRも必ずしていただきたいと思います。

それから、迷惑施設ですが、今までもね、町は区から要望があれば仲介していただいて、業者の説明会なり、地元説明を開くように指導していただいているということは私も承知していますし、ありがたいと思っているんですが、やはり一番の盲点はね、置き場所、保管施設だったらこの届け出も必要ないと、そういうことでかなり町内でも増えているんですね。やはり知らないうちにつくられたということが、一番住民にとっては不安要素になりますので、そういうところを条例で網かけをするべきではないかと私は思っているんです。こういう問題は各周辺の市町村でも起きているので、坂城町がね、手本になるようなすばらしい条例をつくって、坂城町を見習えと言われるように、先進的な町になることを願って、次の質問に入ります。

2. 防災について

イ. 緊急時の対応について

私、このことは災害時のときの物資などについてはね、町もいろいろなところと協定を結んで必要な物資は届くようになっていますが、例えばライフラインが破損したときにどうなるのかなど。例えば電気やガスによって第2次災害が起こるのではないかと、そういうちょっと懸念をしましたので質問に入れたんですが、月見区の場合は、LPガスなんですが、集中ガスで配管が走っているので、もしガス管がね、破損したらどうなるのかなどと思って、LPガスの会社に聞きました。そしたら地震が起きたときには自動的に元栓が閉まるようになっているということで、ちゃんと対策はとっているんだなということで安心しましたが、中部電力の場合はどうなっているのか、電柱が倒れてショートしたりとか、そういうので火事が起きないのか、そういうことについてちょっと質問をいたします。

その対策、例えばそういうことが災害が起きたときは、中部電力と町が災害のマニュアルづくりみたいなので、結んでいるのかどうかね、そのことについて答弁を求めます。

それから、ロとして雨水の活用をですが、先ほども小学校の校庭の散水に雨水を使っているということでしたが、実際、坂城小学校、すごい集中豪雨だと、何というんですか、埋めてあるパイプから、道に物すごい滝のように流れてきて、あそこが川みたいになっちゃうんですね。非常にそういうことで、登下校の子供だとかあそこを通る人たちもいつも難儀しているんですが、そういう集中的に降る雨に対して雨水の活用ができないかと。長野県でも上田市や長野市、東御市、中野市、岡谷市、安曇野市、飯田市、山形村の7市1村が雨水タンクの補助制度をつくっています。大体、費用の2分の1の補助率なんですが、100Lリットルから500リットルまでは大体2万5千円から3万円、500リットル以上は5万円ということで、あと長野市などは、不要になった合併浄化槽を改良して貯水槽として使うと10万円の補助を出していると、そういうところもあります。ああいう集中的に降る雨を少しでもためて、災害対応にならないかと、そういうことについてどう考えるのか、答弁を求めます。

それから、ハとして役場の避難訓練はですが、来庁者を交えた避難訓練を実施したいと、昨

年3月の議会で総務課長の答弁がありました。その後、来庁者も含めた避難訓練を実施したのでしょうか。委員会視察で松川町に行ったときに、庁舎に来庁者用のヘルメットが用意してありました。本当にそこまで町民のことを考えているのかなって驚いたんですが、やはり坂城町もそういう気配りができているのか、全職員のヘルメットや来庁者用のヘルメットが用意してあるのでしょうか、答弁を求めます。

それから、この間もデータについて聞いたんですが、データについては長野に本体があって、役場ではバックアップしているという企画政策課長の答弁でした。そのときも長野では近すぎて同じ被害をこうむると思うので、大丈夫かと、もっと遠距離地にそういうものが避難、避難というか、同じデータが保管する必要があるのではないかという質問をしたんですが、戸籍は国のほうで一括管理体制をとっているし、電算も最新設備でデータ保管をしているので心配ないという答弁でしたが、原発の安全神話のようにね、いつどのような非常事態が起こるかわかりません。想定外だったと言わないように万全の対策がとれているのでしょうか。東北の場合は大地震の教訓から遠距離地の関西などに保管場所を移しています。被害が起こらないような場所を選び、バックアップデータを分散するなどの対策は考えているのか、再度質問します。

住民環境課長（金子君） イの緊急時の対応についてお答えいたします。

災害時における電気にかかわる協定でございますが、電気については災害時の避難生活に欠かせないライフラインではありますが、災害状況や避難状況によっては、中部電力は2次災害の防止のために特定地域の電力の供給を停止します。

町は災害が発生したり、発生するおそれのある場合は、災害対策本部を設置します。災害対策本部が設置された場合、状況に応じて中部電力株式会社の社員が災害対策本部の構成員となり、町内において避難区域が設定されたり、立ち入り禁止区域が設定された場合には、中部電力株式会社は被害状況や避難状況に応じてその地域への電力の供給を停止します。また、広域的な床上浸水や高圧線の断線などの場合も、漏電や火災等の2次災害の防止のために電力の供給を停止します。中部電力上田営業所長には、坂城町防災会議の委員を委嘱しており、町の防災計画に沿い、中部電力株式会社としての活動を行っていただきますので、こちらにつきましては改めて協定を取り交わす必要はないと考えております。

2次災害防止といった観点からは、電気及びガスについては事業所より対策を講じていただいておりますが、町民の皆様におかれましても災害時に避難等で自宅を離れる場合は、自己の財産を守るという点からもガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切り、避難するといった行動をしていただけますよう、今後も災害の心得などの啓発にも力を入れてまいりたいと考えております。

続きまして、口の雨水の活用についてお答えいたします。

雨水の活用につきましては、国土交通省の資料によると雨水利用は昭和30年代後半に始ま

り昭和53年福岡渇水など、渇水の頻発を契機に水の有効利用の方策の一つとして注目され、国や地方自治体によって雨水利用が推進されたことにより、昭和50年代後半から水需給の逼迫した地域を中心に本格的に導入されるようになりました。

雨水の活用方法として雨どいに接続した貯留タンク、または地下タンクなどの雨水貯留施設の設置などがございます。雨水貯留施設の効果として、雨水を一時的にためることで水路や側溝などに一挙に流れ出る雨水の量を減らすことができ、浸水被害を減らす。ためた雨水は草木への水やり、庭の散水、洗車など雑用水として有効活用、突然の災害時など非常時に生活用水として利用が考えられます。

貯留タンクなどの雨水貯留施設の設置にかかわる補助金でございますが、県内で補助を行っている自治体もありますが、一方で利用件数が少ないことから、なかなか効果が上がらず、補助制度を廃止した自治体もございます。

今後、補助制度を取り入れている自治体などの状況を調査するとともに、浄化槽の転用などによる雨水利用のPRを行い、治水及び利水の観点で、町としてどのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

総務課長（田中君） ハの役場の避難訓練はについてお答えいたします。

役場の避難訓練につきましては、昨年10月30日に千曲坂城消防本部が実施した役場東側のガソリンタンクで火災が発生したとの想定で行われた危険物施設総合防災訓練に合わせ、役場庁舎内の避難、誘導訓練などを来庁されていた皆様にもご協力をいただき実施いたしました。

訓練の内容といたしましては、消防署や庁舎内への連絡通報及び町長が出張していたため、町長への緊急連絡を行った連絡通報訓練を実施いたしました。また、各課長等の指示により、1階の窓口にお越しの方や3階で会議に出席されていた方を実際に役場前庭まで避難させる訓練及び避難誘導班の職員により、役場庁舎内に来庁者が残っていないかを確認した避難誘導訓練を行いました。あわせて、役場前庭において、各課からの人員報告を行い、来庁者及び職員の安全確認を行いました。このほか役場東側の道路において、役場内の屋内消火栓を使用して行った役場職員で組織する自衛消防隊による放水訓練も行いました。さらに危険物施設総合防災訓練に合わせて行われた応急手当訓練にも職員が参加をいたしました。今後につきましても、避難訓練を定期的の実施していく予定でございます。

ご質問の来庁された方への避難用のヘルメットの整備につきましては、現在、備えております。1階、2階にヘルメットがあるんですが、そのヘルメットなどを必要に応じて活用してまいりたいと考えます。

企画政策課長（荒川君） 行政情報のデータ保管についてお答えいたします。

昨年の答弁と基本的に同じでございますけれども、町では町民の皆様に関する個人情報や戸

籍情報といった重要なデータを多く扱っております。あらゆる要因を想定をいたしました対策を講じております。

具体的には、業務上使用するデータベースをシステム提供業者のデータセンターに預け、専用回線をつないだ運用により耐震性やセキュリティー、電源確保などにより情報管理を行っております。この長野でございますデータセンターは、過去の大地震のデータをもとに基準とされます最大震度7にも耐え得る構造であり、加えて従前の建物ですね、耐震に加えて免震構造という形で建物自体の構造体が守られる仕組みになってございます。加えまして電源供給、セキュリティー等々備えた施設になってございます。また立地もですね、エリア的に洪水、土砂災害といったハザードマップの危険区域にも該当しない地点が選定されて建設をされております。

データセンターとの専用回線によりリアルタイムで通信を行って、加えて遠隔監視体制によりまして業務を行っておりますが、万が一通信できない場合も考慮いたしましてバックアップデータを役場庁舎内に毎日保管することによりまして、通常の窓口業務に支障が出ない体制を整えております。

なお、戸籍情報につきましては、法律上、町庁舎で保管することが義務づけられており、民間のデータセンターに預けることはできませんけれども、東日本大震災以降、庁舎でのバックアップとは別に、国で定めるデータセンターに副本データを送るといった運用を、平成25年度から執行しているところでございます。

9番（入日さん） この間、NHKで、エネルギー問題を放送していました。原発に頼ると核のごみが増え、放射線汚染で人間の住む場所がなくなってくる。新興国のエネルギー需要が増え、安い石炭などの化石燃料を使って大気汚染や地球温暖化を加速させている。インドネシアでは、安い石炭でエネルギーを20%増やす計画を立てました。

しかし、このまま進めば2050年には地球温暖化が進み、海面は8cm上昇しインドネシアの国土の半分は水没するというデータが出ています。経済が上向いても国民の多くが住む場所や仕事を失えば、より国の負担は増えると思うのですが、経済最優先でほかのことは目に入らない。このまま進めば地球の温度は40℃を超し、作物は枯れ水もなくなり、食物がとれずに地球に飢餓が襲うと予想されます。未来をそういう世界にしないために、次の世代にも美しい地球を手渡すためにも、私たちは地球の環境を考え行動する必要があると思います。

地球温暖化を防ぐことが異常気象を防ぐことにもなります。今こそ、知恵を出し合い、世界の人と手を結ぶときだと考えます。災害はいつどのように起きるかわかりません。備えあれば憂いなしのことわざのように、考えられるあらゆる対策を立てることが大事だと思います。そして、町民が避難しなくてもよい安心・安全な町になるよう、ともに努力したいと思います。以上で私の質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時34分～再開 午前10時44分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、7番 西沢悦子さんの質問を許します。

7番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 少子化対策について

イとして、若年女性の減少についてです。

この質問につきましては、昨日の塩野入議員の内容と重複する部分もございますが、ご了解の上ご答弁をいただきたいと思っております。

5月8日に日本創成会議の分科会が発表した20代から30代の女性人口の試算は、衝撃的な内容でした。子供を産む中心の年代である若年女性の2040年の数が、2010年と比べ半数以下の自治体は全国で5割、長野県では34市町村が該当し、坂城町もその中に含まれていました。さらに該当市町村は出生率が上昇しても人口維持は困難で、総人口が1万人を下回る市町村は消滅の可能性がより高いと指摘されました。さらに日本創成会議が試算した2040年時点の坂城町の人口は9,919人です。その中で20歳から39歳の女性は2010年から51.5%減り744人とあります。およそ26年後の人口の試算です。

私は、この試算については全てとは思いません。今後の大都市と地方の関係、あるいは道州制を視野に入れた自治体のスケールの問題などに波及していくのではと考えると、衝撃的な数字だけを取り上げて、将来へのまちづくりを見失ってはならないと思いますが、見方を変えると地方から大都市への人口の流出が続く前提で、若年女性の動向に注目したという点に、なかなか効果が上がらない少子化対策に新しい方向が見つかるのではないかという思いがしました。

そんな中、厚生労働省は2013年の人口動態統計を発表しました。合計特殊出生率は2年連続でアップし1.43に、しかし赤ちゃんの出生数は過去最少、また人口の自然減は過去最大、さらに若年女性が一番多い東京の出生率は1.13で都道府県の中で最低という、さきの分科会の試算を裏づける内容でした。

5月10日に開催された議会報告会でも、少子化が進み若い人が住めない町になってしまう、子供が減るのはどうしようもない現状だが、それに対して町が何をしているかが見えてこない、危機感を感じて何かをしなければという気持ちなどの意見が出ました。多くの町民の皆さんが、なかなか人口減少がとまらない今の現状に焦りを感じていると思います。

分科会では、合計特殊出生率の目標値を1.8への引き上げ、東京一極集中の是正、非正規雇用の処遇の改善など、生活基盤の確保、その費用捻出のため高齢者施策の見直しなどの提言も公表しました。若い女性がつきたい仕事がある、子育てがしやすいなど、町ができることも

あるはずですが。もう一度坂城町の将来について考える必要があると思います。

そこでお尋ねします。日本創成会議が発表した2040年の人口の試算について、どのように考えますか。また坂城町の現在の20歳から39歳の若年女性の数、それと10年前と比べてはどうか、把握できる範囲でお答えをいただきたいと思います。

次に、この年代の女性が何を求めているか、望むものはなどの意識調査をする考えはあるでしょうか。

次に口として、基本計画の見直しはです。

坂城町第5次長期総合計画は、平成23年4月からスタートし、平成32年度までの10年間の計画です。この計画は、社会的、経済的条件や住民の意向に対応できるよう、弾力性を持たせるとともに必要に応じて見直しができ、また基本計画は前期5カ年が終了する平成27年度をめどに見直しを行うこととなっています。さらに基本施策を実施するための実施計画は毎年度見直され、28年度までの計画が示されています。計画では、将来人口を平成32年の最終年には1万5千人と設定しています。その上でのまちづくり計画です。

基本構想の第4章「まちづくりの主要課題」の第3節では、少子化・高齢化への対応として福祉・介護・保健・医療サービスの充実、子育て支援、住宅政策など、少子化対策を積極的に展開していくことが大切と述べています。以上の基本構想を受けて基本計画の第2章「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」の中で少子化対策に関するほぼ全体を網羅する基本的な政策が掲げられているわけです。

さて、この基本施策を実現させるための実施計画、平成26年度から28年度では、子育て支援センター、子供への福祉医療給付、多子世帯の保育料軽減の拡大、乳幼児健診、不妊治療費の助成などが主要施策と位置づけられています。本当に重要な施策で、この主要施策につきましても計画どおりに進めていただきたいと思いますが、人口が急速に減少する中で、このままの計画を遂行するだけでいいのでしょうか。子育てがしやすく、女性が生き生き働ける職場がある魅力的なまちづくりを少子化対策に強く反映させるために、人口が急速に減少する中で、特に若年女性の動向に着目して基本計画の再検討はできないか、お尋ねいたします。

次に、ハの子ども・子育て支援事業計画についてお尋ねします。

国は、次世代の社会を担う子供の健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法を改正し、有効期限を平成37年3月31日までと10年間延長しました。その主な目的は職場、地域における子育てしやすい環境の整備としています。この法律の改正により市町村には子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。本年の当初予算にも、子ども・子育て支援事業として235万2千円が計上されています。

そこでお尋ねいたします。町の次世代育成支援行動計画は、10年間で終了ということで延長はされないのでしょうか。また、この10年間の総括については、どのようにお考えでしょ

うか。

次に、国の法改正の背景には、少子化危機突破のための対策という考えも示されていましたが、町の子ども・子育て支援事業計画には、少子化対策についてどのように反映されるでしょうか。内容的には今までの行動計画を継続するという考え方でしょうか。以上お尋ねいたします。これで1回目の質問といたします。

町長（山村君） 今、西沢議員さんからご質問いただきました少子化対策の中の（ハ）子ども・子育て支援事業計画について、私から答えさせていただきます。

次世代育成支援対策推進法は、急速な少子化の進行等を踏まえまして、子供が健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、平成17年度から26年度までの10年間に集中的かつ計画的に対策を実施するための時限立法として制定され、行政、企業等の関係者が同法に基づきまして対策に取り組んできたというところでございます。

このたび、国は、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るため、職場、地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法を改正し、その有効期限を平成27年4月1日から37年3月31日まで10年間延長いたしました。この次世代支援対策推進法は、企業における仕事と子育ての両立支援のさらなる取り組みを推進するため、行動計画策定指針の内容に新たに非正規雇用の労働者が取り組みの対象であること、また男性の育児休業取得促進、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進など、働き方の見直しに資する取り組みを進めることが重要であるということが盛り込まれ明記されました。

このように企業の子育て支援に向けた行動変容を促すためにも、企業における仕事と子育ての両立支援につきまして、より一層の取り組みの推進が必要であるとされ、さらなる取組期間として次世代育成支援対策推進法が10年間延長されたものであります。

さて、町の次世代育成支援行動計画につきましては、平成17年度から21年度までを前期、平成22年度から本年度までを後期として計画策定し、子育て環境の整備や仕事と子育ての両立のために取り組んでまいりました。平成27年度以降につきましては、今後国からの行動計画についての指針が出ることとなりますので、延長も含め指針に従って行ってまいりたいと考えております。

町の次世代育成支援行動計画、10年間の総括はということですが、「地域みんなで子育てサポート～子どもすくすく、家族にここ、地域いきいき～」を基本理念に子供とその家庭を取り巻く地域、企業、行政等を総合的に捉え、それぞれの事業に優先順位をつけるのではなく、事業全体を総合的に推し進めてまいりました。

この間におきましては、乳幼児等の福祉医療の対象者の拡大、不妊治療費の助成、成長と健康の記録の配布、子育てに関する相談体制の充実やブックスタート事業、一時預かり事業の拡大などに取り組んでまいりました。さらには、5歳児健康相談事業すくすく相談や6歳児発達

フォロー事業のすくすくランドの実施、また第3子以降の保育料軽減など、町独自の事業も取り入れながら子育て支援、保育サービスの充実に努め、子育て家庭を中心に行政、関係機関、地域社会等それぞれが役割を担いながら、ほぼ計画どおり実施してまいりました。次の時代を担う子供たちや子育て家庭のために子ども・子育て支援事業計画に盛り込み、引き続き継続してまいりたいと考えております。

国におきましては、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度から子ども・子育て支援新制度のスタートを目指し準備が進められております。町では、この関連3法の一つであります子ども・子育て支援法の規定により、5年を1期とする坂城町子ども・子育て支援計画を今年度策定いたします。

子供を産みたい、育てたいと望む人が安心して子供を産み、子育てができる、また生まれてきた子供たちが健やかに育つことのできる町を目指し、進めてまいりました町の行動計画や今後示される国の基本指針を踏まえて、さらに町の子供、子育て支援のニーズを反映させた支援計画を策定し、少子化対策の一環につながるよう、子育てしやすいまちづくり、子育て支援の環境を整えてまいりたいと考えております。

昨日、ご説明いたしました坂城町の若者・子育て世代支援プログラム、これもその一環というふうにご理解いただければと思います。また総合的な対策がまことに重要でありまして、ちょっと話がそれるかもしれませんが、一昨年に坂城町のびんぐし湯さん館を改修工事しました。そこでキッズコーナーとか子供のお子さんの授乳室だとか、いろいろメニューを変えました。その途端にきゃっきゃとする子供の声が湯さん館で聞こえるようになり、子供を中心にしたご家庭が利用していただくという姿になっております。町ではこのように総合的な施策をこれからも続けていきたいというふうと考えております。

企画政策課長（荒川君） （イ）若年女性の減少についてから順次お答えを申し上げます。

2040年の人口推計につきましては、民間組織でございます日本創成会議の人口減少問題検討分科会から発表されたもので、これまでの政府による各種人口推計と比べ、地方部の人口減少についてかなり厳しい内容となっております。

今回、着目されたのは、20歳から39歳の女性の人口動態であり、2040年には全国の49.8%に当たる896の市区町村で20歳から39歳の女性が5割以上減り、このうち523の市区町村では人口が1万人未満になるという内容のものでございます。

当町も若い女性の人口変化率がマイナス51.5%、総人口も2040年には1万人を割り込むとの試算がされており、こうした自治体は女性が生涯に産む子供の数が増えても、人口を保つことができないことから、消滅する可能性がある自治体と位置づけられたところであります。このことは言い換えれば、中長期において厳しい姿を見せられることで課題解決に向けて早期に取り組んでいける、そのように考えてまいりたいというふうに思います。

次に、町内の20歳から39歳の女性の数における10年前との比較でございますけれども、長野県、毎月人口移動調査に基づく統計データによりますと、平成16年4月1日現在では、1,798人、平成26年4月1日現在では1,263人で、10年前と比べまして女性は535人の減となっております。また若者の定住という観点から現在の町内20歳から29歳の人口と10年前の町内10歳から19歳の人口を比較してみますと、平成16年が1,799人、10年後の26年には1,122で、やはり677人の減となっております。

全国的に若者の地方から大都市への流出が危惧されているところではありますが、当町でも進学や就職などの理由による若者の町外転出が多く見られる、そのようにうかがえるところがあります。

続きまして、20歳から39歳の女性に対する意識調査についてであります。今年度県の元気づくり支援金事業を導入をいたしまして、「輝く女性パワーアッププロジェクト」と題した事業を計画をしております。この中で現役で働く世代、子育て世代、そして中学生、高校生へもアンケートの調査を予定しております。この事業は幅広い世代の女性の実態を把握し、女性の意識改革とともに、行政と企業、地域が情報共有しながら課題解決に向けて取り組んでまいらうとするもので、長野大学の協力もいただき産学官連携により実施を計画をしております。アンケートでは、女性を取り巻く就労環境や就労実態の把握のほか、子育てに関することもお聞きし、今後の施策展開に生かすとともに、若い女性の定住につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、ロの基本計画の見直しはについてであります。

長期総合計画における基本計画は、基本構想で設定しております町の将来像及び施策の大綱を実現するために必要となる部門別の計画であり、長期10カ年構想の中間年となる5年目において社会情勢などの変化に対応するため見直しを行ってまいります。

第5次長期総合計画では、平成32年度を目標年次と定めており、前期5カ年が終了する平成27年度において基本計画の見直しを予定をしております。計画の策定に当たっては、現状と課題など坂城町を取り巻く状況を認識した上で、その方向性と取り組みを明確にしていきたいと考えております。

日本創成会議による人口推計は全国的に大きな衝撃を与えましたが、少子化に伴う人口減少問題は、以前から指摘されていたところであり、今回の報道だけを捉えるのではなく、若年女性に着目した計画の見直しでございますけれども、若者の定住促進、少子化対策、子育てをしながらも安心して働ける環境整備など、現状を把握するとともに今後の施策展開について検討していきたいと考えています。

7番（西沢さん） 最初に2回目の質問をいたします。

イの若年女性の減少についての中で、創成会議の試算をどう考えるかというところで、こう

いう結果を見て早期にこの課題について解決をしていくというようなお答えをいただきました。本当にそのとおりだと思います。この内容をそのまま衝撃的な結果と捉えるのではなくて、それを今後に活かして早期に対策をしていきたいという、私も本当にそのように思っております。

それから、今の答弁の中で若者のあれですね、平成16年の若者人口1,799人が10年後に1,122人に減少しているという、この内容については本当に進学、就職などで若者が流出しているということが、本当にこれ数字に出ているわけで、この辺についてもやはり今後の対策の中で、きっちり考えていかなければならない課題だというふうに思っております。

それから、お伺いしたいのは先ほどの答弁の中で、輝く女性パワーアッププロジェクトの中で、アンケートを実施していくんだということでございました。もう一度、ちょっとお伺いしたいんですが、アンケートの対象者は中学生、高校生、あるいは働く女性という内容でよろしかったでしょうか。その方法ですね、いつごろ、どういう形でアンケートをとるのか、また結果がまとまるのはいつか。このアンケートの中で、年代別な捉え方はできるのかどうかということと、このアンケートをする担当はどこが受け持つのか、その点についてお伺いいたします。

企画政策課長（荒川君） アンケートの概要についてお答えをさせていただきます。

この取り組み自体がですね、従前、「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき」昨年からちょっとより方向性を色濃く出しまして、働く女性の支援という形でそこに焦点を当てて取り組んできております。

ご案内のとおり、昨年、国立日本女性教育会館の内海理事長さんをお招きをしておきの講演会、そして町内でご活躍をされている経営者の皆さんのパネルディスカッション、それを受けて、実は今年度はもう少し現場で働く皆さんの声を前面に引き出してみたいと、またそれだけではなくて、今、実際に子育てをなさっている方、逆に先ほど申し上げましたけれども、今の中学生、高校生の皆さんが将来どのようにお考えになっていらっしゃるか、そんな声も引き出してみたいというのが、アンケートのもくろみでございます。

具体的には、まだこれからになりますけれども、今考えている範囲は、一応18歳から60歳未満の町内在住の女性の方、一応サンプル抽出をいたしまして、アンケートをお願いをしてみたいというふうに考えています。

内容については、就労の状況でございましたり、望んでいらっしゃる必要な支援、また現在抱えていらっしゃる悩み等々をご記入をいただくような、そんな形を考えています。学生の皆様にも同様に、これはまた学校等にもお願いをしてみたいわけですが、中学校、高校生を対象にですね、別途、これから社会に出る生徒の皆さんへの意識調査というものを主に考えてみたいと。

今申し上げたこのアンケート、そしてこのアンケートの分析等につきましては、長野大学の支援をいただいて、アンケート調査の設計、分析等を行ってみたいというふうに考えてお

ります。

今期、そのような準備を行いながら、整い次第なんですけれども、年内にですね、そのアンケート結果をベースとした座談会、働く女性応援座談会、これ仮称でございますけれども、このように題した座談会を設けて、ディスカッションをしてみたいというふうに考えているところでございます。詳細は、これから大学と設計等の日程を組み上げてですね、進めてみたいというふうに考えています。

7番（西沢さん） 新しい試みで本当に素晴らしいアンケートだと思います。ただ、そのサンプルの抽出であるという点、これはどのくらいの数を予定されているのか。

それから、長大の支援という中で、坂城町の意向が全て受け入れられるのか、それとも長大のほうの方針もそこに加わってくるのかという、その辺についてだけ確認をさせていただきたいと思います。

企画政策課長（荒川君） アンケートでございますけれども、今考えておりますのは一般対象の方500名のサンプル抽出を計画をしております。

先ほど長野大学というふうに申し上げましたけれども、男女共同参画の専門のご担当の古田先生がこの事業のご支援をいただけるというお話の中で、ご自身の研究も含めてですね、もしできることであれば学生さんもそこに入ってくださいような取り組みができないかというお話をいただいています。しかしながら、学校授業等のお話がございますり、前期ではなかなか対応できないという部分では、まずアンケートを先行させてその分析から実際に手をかけていっていただける、そんなような計画で進めていくものでございます。

あと担当はですね、共同参画という部分で企画政策課が主体となって取り組んでまいります。

7番（西沢さん） 済みません、続けてお伺いすればよかったんですが、このアンケートを分析した結果、その基本計画の見直しに生かしていくという、それは27年度の見直しに向けてということで考えてよいのでしょうか。それともう一つ、それとは別に、来年度の新しい事業の計画の中にも、これを生かしていけるのかどうか、お伺いいたします。

企画政策課長（荒川君） 初の試みでございますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、今まで男女共同参画社会の実現という切り口から働く女性というものに視点を当てて取り組んできております。ただこれは言葉を変えますと、今議論になっております若年女性、また少子高齢化に向けての施策という面も当然うかがえるところかというふうに考えています。

このアンケートをもって直ちに後期というお話になるかどうかという部分は、これから何とも申し上げられないところがございますけれども、今、創成会議が指摘をしている中でもですね、やはり人口減少に向けて歯どめをかけていくには、一つは進学、就職、また転職等の契機、定年後等々、人生の中での転機がある。その際に合わせた時期にさまざまな施策を打っていくことが必要ではないかと、そういった捉え方をしながらですね、今回のアンケート、特に子育て

て、若い方、女性の方に視点を当てていますが、女性だけではなく男性も含めて、またそれを支えていただく社会の皆さん、環境も含めてですね、意識啓発を進めていかれるものに結びつけてまいりたいと、そんなように考えています。

7番（西沢さん） ぜひ今後に生かせる内容のアンケートであってほしいというふうに思います。

次に、ロの基本計画の見直しはについての2回目の質問をいたします。具体的にこれ、どのような手法で見直しをしていくのかということなのですが、この少子化対策については、基本計画の中の第8節に、この少子化対策という部分を加えることができるのかどうか、あるいは言葉で中に盛り込んでいくのかどうか、その辺、基本計画を見直しをするというルールの中で、どのようなことが考えられるのかお尋ねいたします。

企画政策課長（荒川君） 基本計画の見直しについての考え方でございますけれども、町の基本計画、章立てでつくってございます。ただ役場の組織もそうですけれども、例えば福祉、子育て、教育、住宅、就労、そしてまたバリアフリー等々のインフラの整備、各部門になりますけれども、それは見方を変えますと、少子化対策でございましたり高齢者支援であったり、働く女性の支援、そのような形になるかと思えます。個々それぞれが受け持つ施策と、それが横断的に機能を果たしてですね、町民の皆様の福祉向上、それは町の活性化、にぎわい、そんな意識づけの中でですね、私ども行政も取り組んでまいりたいというふうに考えます。

7番（西沢さん） この基本計画、実施計画につきましては、新しい事業がぽっと出てきたときに、それは計画に位置づけてあるかどうかという部分が、重要な部分になってくるわけです。ですので、計画の中にあらゆる面に少子化であるとか、女性支援であるとか、いろんな面が組み込まれてはいるんですが、その中でも少子化の対策だという部分をもっと出せるような、そういう見直しをしていただきたいというふうに思います。

次にハの子ども・子育て支援事業計画について、2回目の質問をいたします。まず、お聞きしたいんですが、今、町長答弁の中で、次世代育成支援行動計画、町の行動計画が延長もされるかどうかという話だということなのですが、そういうことになれば、子ども・子育て支援事業計画とのすみ分けはどのように考えたらいいのでしょうか。

子育て推進室長（宮嶋君） 現在のところ、国の指針がまだ届いておりません。町といたしましては、計画のほうに組み込んで継続して進めていくという中で、ニーズ調査の結果も踏まえて行っていきたいと考えておりますが、国の指針が出てまいった時点でまたその点については、検討させていただいて、行っていきたいということですので、よろしくお願ひしたいと思えます。

7番（西沢さん） 国の指針がまだ出てこないという状況の中で、この子ども・子育て支援事業計画も27年度までに策定をするという内容ですよね。そうすると、本当に忙しいわけですが、ここでちょっと私も確認をさせていただきたいんですが、この子ども・子育て支援事業計画は、

地域における子育て環境のさらなる整備を町に求められているというふうを考えてよろしいのでしょうかということと。

それから先ほど町長の答弁にありましたように、企業におけるいろいろな子育て支援、あるいは就労支援について、さらに進められているという内容ですが、職場における部分についてというところについては、これはストレートに事業所に求めていくということなのでしょうか。

それと、もう一つ、この計画策定のためにアンケートを実施したとお聞きしておりますが、その中で、どんなことが見えてきたか、多くの人が望んだ町に対する多くの人が望んだ事業はどんなものがあったか、以上お伺いいたします。

子育て推進室長（宮嶋君） 子育てしやすいまちづくりを目指してということで、子育て支援、子育てなどに係る事業等を充実を図るということが、一番の目的であります。そういったことが、少子化対策の一環にもつながってくるということでございますので、町の実情やニーズ調査の結果等を踏まえまして、また子ども・子育て会議等のご意見をいただく中で、町にふさわしい計画を作成してまいりたいということでございます。

また、アンケート調査を昨年12月に実施したわけでございますが、その中では、幾つかのご意見を頂戴しております。保育園を利用できることで安心して仕事ができるとか、あるいは毎日いろいろなことを連絡帳に記入してもらい、保育園の様子がわかり、子供の成長がよくわかるですとか、あるいは保育園の園開放はもっと保育園の先生と遊べる企画にしてほしいとか、いろいろな意見をいただいております。また、ご要望もあります。そういったご要望、意見等につきましても、このアンケート調査の結果を反映させて支援事業計画の中に取り入れていきたいというふう考えております。

また、企業等への働きかけということでございますけれども、こういったことにつきましては、当然企業等への働きかけをするわけですが、労働局のほうで管理をしていただいて、それぞれ働きかけをしていただけるということでもありますので、町は町の中で行政としてやっていけるものをしていきたいということでもありますので、よろしく申し上げます。

7番（西沢さん） この子ども・子育て支援事業計画の中にですね、坂城町独自でこの問題を新たに計画に入れていきたいと思っているものがありましたら、お答えいただきたいと思います。

子育て推進室長（宮嶋君） 現時点では、特に新しい事業等はございません。しかし、子育てしやすいまちづくりを目指し、子育て支援や子育てに係る相談事業等の充実を図ってまいりたいということでもあります。そういったことで坂城町にふさわしい計画を策定していきたいというふう考えております。

また、それぞれ担当課、担当係では、子育てに係る事業をそれぞれ行っておりますが、町の子育て支援に係る連携及び体制づくりをさらに強化しまして、出生から就学、そして卒業までの間の子育てを一貫した体制で支援していけるように、計画とあわせて支援体制を構築してま

いりたいと考えております。

7番（西沢さん） さらに事業の充実を図って、連携を強化し一貫した支援体制ということでございます。本当にそのように進めていただきたいというふうに思います。これは子育て中のお母さんから昨日要望された内容なんですけど、この件につきましては、答弁は求めませんので、よろしく願いいたします。

地域経済の活性化を図るためとして事業化され、平成25年度は経済効果が約7,200万円あったという、住宅リフォーム補助金についてですが、建設課へ申請に行ったところ、下水道に接続していないと受けられませんと断られたということなんです。補助金ですから、それなりの資格を求められることは十分理解できますが、お母さんは子育てに精いっぱい、とても下水道までは回らない、状況を理解してもらえないかということをお話しておりました。私も、子育て中の世帯については、条件を緩和するなどの柔軟性があってもよかったのではないかとこのように思いました。社会全体で子育て世代を応援しようというときです。ぜひ、再検討をお願いしたいと思っております。

それでは、2の空き家対策について質問をいたします。

イとして現在の状況はです。

増え続ける空き家対策、自治体が相次ぎ空き家対策に乗り出すといった報道が目につきます。空き家が増えるということは人口が減り、地域のコミュニティーが保てないばかりでなく、景観、防犯、防災上の問題も出てくるなど、放置できない問題です。自治体の中には、適正管理を促すための条例制定や福祉の現場で交流スペースとして活用したり、介護施設、若者向けのシェアハウスなど、町再生の中心に位置づけているところも少なくありません。

空き家になってしまったからの期間が経過すればするほど、解決しなければならない問題が出てきます。やむを得ず空き家にしてしまったが、何とかしたいと考えている所有者も、また空き家を利用させてほしいと思っている人もいるはずですよ。

そこで実際の状況はどうでしょうか。長野県の空き家率は19.3%で、全国2位という数字が発表されています。これは2008年の調査によるものです。この19.3%には別荘、アパートなども含まれますので、そのまま当てはめるわけにはいきませんが、それでは坂城町の状況はどうか。空き家についてこの現状を把握しているのでしょうか。また、まちづくりに生かすために、このままではなかなか難しいと思います。実態を調査する考えはあるのでしょうか。

次にロとして、庁内での体制はです。

空き家の状況を見ると、管理できない老朽化している、景観の問題、取り壊したいが税金面が気がかりだ、賃貸を望んでいるなど、その事情も理由もさまざま、意向調査をするにも、個人の財産であり個人情報保護などで難しい状況です。ですが、まちづくりの新しい施策として考えるときだと思っております。事情や理由も対応するには、複数の課にかかわってきます。イで

調査についてお聞きしましたが、調査の段階から特別チームのような各課横断的な取り組みができれば、よりよいのではと考えますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。以上で1回目の質問といたします。

企画政策課長（荒川君） 空き家対策について、現在の状況はから順次お答えをさせていただきます。

まず、町内の空き家の現状でございますが、5年ごとに実施をしております。先ほどご質問にもございましたが、住宅土地統計調査により総体的な状況をうかがうことができます。直近に行いました平成25年度はまだ未公表ではございますので、先ほど2008年とございましたが、平成20年度の数値でいきますと、空き家率が最も高いのは、山梨県の20.3%、長野県が19.3%と報じられております。しかしこの中には、空き家の区分といたしまして、先ほどもございましたが、別荘、賃貸借の住宅も含めた数字となっており、特に別荘に着目をいたしますと長野県が4.6%、山梨県が4.1%、続く静岡県が3.2%と、上位を占めておりまして、全国平均の0.7を大変大きく上回っている、そんな状況でございます。

そして、長期不在や建てかえ等のために取り壊すことになっている住宅など、そういう区分にくくられた、いわゆるその他の住宅という、これが空き家というふうになるのかと。一方的に空き家という定義は、所有者の方には失礼なお話にもなろうかと思えますけれども、そういうくくりで見ていきますと、全国平均の4.7%に対して長野県では6.3%となっております。

これを今度、坂城町で見た場合でございますけれども、総体的な空き家率は16.7%、内訳的には賃貸借の住宅ですね、が7.2%、そしてその他の住宅が9.1%となっております。なお、これは平成15年度、5年ほど前のデータと比較いたしますと総体的な数では12.3%から先ほどの16.7%ですから、プラス4ポイント、賃貸借の住宅では4.1%からプラス3.1ポイント増と。またその他の住宅も平成15年度が7.8%でございましたのでプラス1.3ポイントと、いずれも増加の傾向にございます。しかしながら、分母となります総体の住宅総数も平成15年度が5,790戸から平成20年度では6,280戸とプラス8.5ポイントといった状況になっております。

現時点において、独自の調査をする考えはございませんけれども、指定統計調査からうかがえる状況、傾向などについて、注視をしてみたいというふうに考えております。

次に、庁内の体制でございますが、空き家対策につきましては、ご案内のとおり、移住交流でございましたり、定住人口の増、また防犯、防災、景観、まちづくり、さまざまな視点から取り組まれている自治体がございます。人口施策、地域の安心・安全、町の活性化など各課それぞれでキャッチした情報を共有をしながら、例えばそういうご要望があった場合にですね、県の空き家バンクに登録をされたいといったご要望を取り次ぐであったり、管理状況によって

もし近隣にふぐあいが生じていること等についてはですね、直ちに特別チーム、プロジェクトといった取り組み以前に、連絡調整や情報共有ができるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

7番（西沢さん） 今、状況をお答えいただきました。坂城町の空き家率は16.7%で、そのうち、その他でこれは長期不在、取り壊しというふうにくくられている中で6.3%であるというお答えでございました。

前回から確実に増えているわけですね。それでもうここに来て、町としてこの空き家の問題についてどう向き合うかというところが、本当に大事な時期に来ていると思うんですよ。そのときに、その内容について調査する考えはないということでしたが、所有者の意向であるとか現状のままであるとか、管理を委託したいとか、売却したいとか誰かに利用してほしいとか、そういう意向も聞こえてくるわけです。

私もつい最近に、地域でお年寄りの皆さんとお茶飲み会などをしたんだけど、一般のおうちでやるのはとても大変なので、あいているお宅が借りられればそこでやりたいなという希望があるということもお聞きしました。ところが、希望があるけれども、それを直接あの家あいていそうだとか、そういうこととお話を持っていくわけにはとてもいきません。そこで町の中で、もしそれが把握できるのであれば、こういうお宅がどのくらいありますとか、どのじゃなくて、どのくらいありますとか、お貸ししたいというお宅もありますよぐらいの状況の把握はしてもいいんじゃないかというふうに思います。

それで、庁内での体制ということも含めてお伺いいたしますけれども、個人の財産であるので、そう勝手にお宅空き家ですからどうですかというわけにはいきません。もし、こんなことができるのであれば、その一例として、固定資産税の毎年送っている固定資産税の納付書の中に、全ての世帯にアンケート用紙を入れて、できる範囲のアンケートのお答えをいただくというような方法は考えられないかどうかということと。

もし、そういう方法で調査をしたり、これからのまちづくりの施策として位置づけていくという考え方の中で、やはりこれは庁内、役場内の各課連携を密にした体制づくりが必要だというふうに考えますので、その辺についても一度ご答弁をお願いします。

企画政策課長（荒川君） なかなか空き家という言葉の概念でございますけれども、先ほど申し上げた数字は、あくまでも住宅土地統計調査の中でのくくりの中での空き家という数字を申し上げたところでございます。実際所有者の方のご意向を伺ったわけではございませんし、例えば住んでいらっしやらないお宅であってもですね、長期不在であったり長期入院、施設に入っただけでいらっしやる等々の方もこの調査のときにですね、空き家というふうに判断といいますか、数値的に区分けをされてカウントされているものもあろうかと思っております。

また、所有者の方のご意向でですね、今はちょっと家をあけているけれども、後々には帰っ

てくるんだと。当然、今管理をなさっていらっしゃるその管理の度合いは、個々それぞれの財産でございますので異なるかと思えますけれども、それをもって一概に空き家というのはなかなか厳しいものがあるのかなと、そのように考えております。しかしながら、地域の活性化であったり、定住人口の呼び込み、そういったことから場合によっては商店街の活性化であったり、まちづくり、さまざまな観点からそういったものを有効活用していこうと、そういう部分では、空き家というくくりは失礼かもしれませんが、活用すべき大きな財産、そのように捉えることもできるかと思えます。

なかなか個人的な財産の中に立ち入る話にもなりますので、聞き方一つが大変厳しいものがあるかと思えます。先ほども申し上げましたけれども、もしお貸しをしたいというようなご要望があればですね、それは県等が設けている空き家バンクがございますので、そちらに取り次ぎたいということは当然できるかと思えますが、なかなかそのようなご案内をしている場面もございませんので、それにつきましては今後検討してまいりたいというふうに考えます。

また、現在、課税をしているところに含めてですね、アンケートというお話、ご提案もございましたが、直ちにそういうことを取り組んでいくというのは、なかなか厳しいものがあるのかなと。先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり今あいている状況をもう少し有効に活用できないかという部分は、検討しなければならない事案というふうに捉えております。つけても、まず地域の中でですね、生活に支障がある、例えば有害獣であったり、草であったり、大きな問題等々があると、そういったような場合、多分近隣でどこにお住まいの方、どなたが管理なさっているかという情報をお持ちかと思えます。そういったところから、まず当面、住環境に影響がないような形という部分では、努めていかなければならないと思えますし、場合によっては、ちょっと崩れそうになっていて危険だと、もしそういうような事案があるとすればですね、連絡をとって対応をしていく等々のお話というのは、当然のことながらやっつけていかなければならないというふうに考えます。

直ちに空き家について市内の連携を図ってという部分は、なかなか厳しい部分がございますけれども、それぞれで安心・安全の部分であったり、うちの住宅を貸してもよろしいよという情報等があればですね、1カ所にちょっとまとめながらどういった活用ができるかという部分では、市内で検討ができるようにしてまいりたいというふうに考えます。

7番（西沢さん） ただいまのご答弁から、空き家を利用してもらいたいのがあるよと言えば、県の空き家バンクにつなげたり、生活に支障があればそこは何とかしましよと、これはちょっと消極的だなというふうに思うんですね。町としてどのようにかかわっていくかというところを、そろそろ考えるときじゃないかというふうに思いましたので、今回、こういう質問をいたしました。ぜひ、そこの部分についても今後の課題として早目に取り組んでいただきたいというふうに思います。

人口が急減する社会、町が消滅するわけではないけれども、向かっている方向は同じという現実です。議会報告会の中でも、いろいろな意見をいただきました。住みたい町、住み続けたい町をつくること、そのために町民も行政も議会も力を合わせなければ、まだ間に合うと信じて、以上で一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時39分～再開 午前11時49分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、4番 窪田英子さんの質問を許します。

4番（窪田さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 不育症について

不育症とは、2回以上の流産、死産、生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡がある場合です。2ないし3万人の患者がいると推定。厚労省は適切な診断と治療によって患者の80%以上は出産できるとしている。県下で、不育症支援は7市5町村だけ。本人たちは、検査を専門医が横浜で遠いため、交通費もかかり絶望感に耐えがたい、周りに経験を共有し理解してくれる人がいないと訴えている。

理解と後押しをし、人口減少への力になることと、町も申請することすらできない人たちに目を向けてほしい。でも理解の早い市町村、12は申請できるのになぜ坂城が理解ないままに過ぎてきているのか。こんな面で力になって子供が増えていったら坂城は素晴らしいところと若い人たちが住みついて子供を産んで人口を増やしてくれる町となる。治療への理解も後押しを行政ですすんでやってほしいと思います。

では質問に入ります。

イとして、坂城での治療助成は

不妊症ほど知られていないが、治療費の助成はぜひ1人の子供を育てるのにお金をかけ、悩んで病と闘っているので、助言と助成をしてほしい。

坂城町での不育症患者数は、これで1回目の質問といたします。

福祉健康課長（天田君） 私からは、不育症についてお答えをいたします。

不育症については、ご質問にもございましたとおり、妊娠はするものの流産や死産などを繰り返してしまう状態を言い、厚生労働省研究班は女性の16人に1人の割合で患者がいると推定をしております。一般的には流産等を2回以上繰り返した場合に不育症と診断され、医療機関において検査、治療が行われています。

不育症の原因につきましては、いまだ研究段階のものが多く、完全に解明されているわけではありません。また治療方法も確立されていないのが現状ですので、医療の発達とともに治療

の技術も年々進化をしております。不育症の方の半数は胎児の染色体異常による流産がたまたま繰り返されたことによるもので、特に治療を行わなくても次回の妊娠により出産に至る確率は高いと言われております。また約35%は、夫婦のいずれかに何らかの原因がある場合で、検査で見つかった原因を取り除くための治療が行われています。適切な検査、治療を行うことにより、不育症の方の80%以上が無事出産しておられますので、専門医への相談、受診がより重要であると考えております。

不育症に関する保健センターへの相談につきましては、今までに把握している限りではございません。また対象の方の人数につきましても、把握はしておりません。一般的には、不育症はそれほど知られておらず、周知を図り認知度を高めることが課題であると考えております。なお、相談があった際には、専門的な相談窓口であります長野県不妊専門相談センターや医療機関を紹介するなどの支援に努めてまいります。

不育症の治療費用につきましては、一般的な検査や治療は、ほとんどが医療保険の適用がされておりますが、有効性や安全性が十分確認されていない研究段階の検査や治療につきましては、医療保険が適用されておらず高額となります。治療費用の公的助成制度につきましては、現在国や県における助成制度はございません。また、県内では12市町村が独自の助成制度を行っておりますが、実際には、ほとんど利用がされていないとお聞きをしております。

不育症については、病気の内容や相談窓口等の周知を図ることが重要であると考えているところでございます。専門的な相談窓口や医療機関で十分な相談を行い、不育症をより理解することで、無事出産に至る確率は高くなるとも言われております。

当町におきましては、今年度から開始いたしました不妊治療費の助成事業に力を入れているところでもございます。不育症の助成のあり方につきましては、国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

4番（窪田さん） 大体今の意見ですと不妊症には力を入れるけれども、不育症には力を入れないということがわかりました。やはり1回ぐらいでは完全に聞いてもらえないというのはわかっているんですけども、ちょっとね不妊症の人たちも大変かもしれないですけども、不育症って知られていないだけに関心がないし、行政も力が入らないんだと思います。もう少し、力を入れてこれからも不妊症と平等に扱っていただきたいと思います。

若くて出産にまでいかない夫婦にこれからも温かく見守り、助成されて心配なく子供を育てられるように、町も努力していただきたい。将来に子供が増える希望を持って次の質問に入ります。

2. 働く女性への支援について

働く女性は、子供がいるとなかなか大変で、子供が風邪を引いたり頭痛やおなかが痛いなど、朝の出来事と自分の支度等で大変で、それこそ朝食の支度があるので、家族の理解がないと毎

日勤めることすら大変なこととなります。政府も育児休暇が取りやすいよう、環境整備や復職支援の強化を挙げています。また男女の仕事と家庭のバランスについての考えに隔たりがあり、男性は外で働き、女性は家庭を守るのがよいという考えも、また女性は家事、育児を優先し余裕があれば仕事をするものの、この二つが約50%ぐらいを示しており、男女とも同じように仕事をして、家事、育児は平等に分担するのがよいといった考えは女性が51.5%、男性は38.4%、現場には悩みや課題がたくさんで大変な生活をしています。質問に入ります。

イ. 坂城町として支援活動の内容は

働く女性について、どんな取り組みをしているか。働く女性が子供のこと等で悩まない学童の保育の充実は。これで1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 今、ご質問いただきました。2番の働く女性の支援について、その中で、
(イ) 坂城町としての支援活動の内容はということでございます。

お答えする前に、前の質問、お話の中でですね、坂城町は不育症について力を入れていないということじゃなくて、ぜひともご相談来てくださいということでもありますので、その辺誤解ないようにお願いしたいと思っております。いろんな取り組みをしたいと思っております。

さて、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みが行われておりますけれども、我が国の経済分野において女性はまだまだ十分にその能力を発揮されていないと言われております。女性が経済分野においてその力を発揮する機会を得ることは、公平、公正といった理念に根差した社会的な要請とともに、経済成長の担い手として期待されております。

そして、人口減少と少子化、高齢化に当たって、国、地域、企業、世帯等あらゆるレベルで再び力強い成長力を取り戻すためにも女性の活躍こそが原動力であり、成長戦略の中核として位置づけられております。

そういった中、昨年度、女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき2013につきましては、働く女性をキーワードとする企画として、独立行政法人国立女性教育会館理事長の内海房子さんをお招きしまして、第1部では「女性の働きやすい環境づくりに向けた取り組み」と題した基調講演をいただきました。

続く第2部では、坂城町でご活躍されている3名の女性経営者、力石化工の佐藤洋子社長、西澤電機計器製作所の西澤孝枝社長、味ロジジの西澤てる社長と内海房子理事長をパネラーにお願いしまして、私がコーディネーターを務めてのパネルディスカッションを行いました。初めての試みでありましたが、第1部の基調講演の感想やおのおの自社の労働環境だけでなく、ご自身の苦労話、そして異口同音に女性が働くためには、家族や周囲の人々、社会の協力が不可欠といった意見集約がなされ、大変に有意義な深い議論ができたところであります。

今年度は昨年度の取り組みを一步進めて、「輝く女性パワーアッププロジェクト」と題した県の元気づくり支援金による事業を計画しております。事業の概要であります、女性の就労

に関するアンケート、またそのアンケート結果を受けての座談会、そしてさまざまな分野で活躍する女性が意見交換を行う輝く女性のトークセッションといった三つの柱による内容となっております。

なお、アンケートにつきましては、女性を取り巻く就労環境や就労実態の把握、悩み、望んでいる支援などについて伺う一般向けと、中高生向けに対しても将来の夢や働き方、社会への要望等といった若い世代の声を伺ってみたいと考えております。

また、本プロジェクトは産学官の連携といった観点から、長野大学の全面的な支援協力をいただく中で、アンケートの設計、集計分析、座談会のファシリテーター、そしてメインの輝く女性のトークセッションでは、客員教授の三四六氏をインタビューアーに迎えての事業を予定しております。

今、働いていらっしゃる現役世代、働きたい意向をお持ちの子育て世代、中高生の若い方々の声をお寄せいただける場づくり、興味を持って参画できる共有空間を通じて働く女性の支援、男女共同参画社会に向けて坂城ならではの取り組みにしてみたいと考えております。以上であります。

教育文化課長（柳澤君） 支援活動の内容はにつきましては、児童館についてお答え申し上げます。児童館につきましては、児童福祉法あるいは町の児童館条例などの規定によりまして、児童の福祉を増進することを目的に、児童に健全な遊びを提供しまして健康増進を図ることを目的として運営をしているところでございます。

また児童館におきましては、放課後児童健全育成事業としまして、就労等により保護者が昼間家庭にいないおおむね10歳未満の小学生に対しまして、放課後や休日等に安全で安心な生活の場や遊び場を提供することを目的としました放課後児童クラブを設置しております。5月1日現在の児童館の登録児童の状況でございますが、南条児童館58名、坂城児童館53名、村上児童館50名の受け入れを行っている状況であります。

放課後児童クラブにつきましては、児童にとって放課後に安心して過ごせる生活の場としての機能を重視した運営が求められております。そのような状況から今年度につきましては、定期的を開催しております小学校との連絡会議や保護者の意見をお聞きする中で、毎月1回行っている土曜日の午前開館を午後の参観日にあわせまして、午後開館とするなどの対応を行っているところでもございます。

児童健全育成という部分、家庭を中心としつつも社会全体で支えていく必要があると考えられますので、児童館におきましても児童の様子を家庭に伝え、日常的な情報交換を行うことによりまして、児童を見守る視点を家庭と補い合いながら、子供たちの発達、成長、そして自立を促せるように取り組んでいるところでございます。以上です。

4番（窪田さん） 先ほどの1番の件で、町長さんから誤解のないようにという伝達がありまし

たので、不妊症と不育症は差別がなくこれからもぜひ不育症の夫婦がいらっしゃったら、ぜひ町のほうへ来てほしいということです。訂正しましたので、よろしくお願いします。

今、2番の件に関してですけれども、働く女性への支援が細かく計画されていて、本当に安心して女性も働けるということがわかりました。

それから教育文化課長からのお話ですと、留守になる家庭の児童に対して発達、成長、それら全てを満たすよう努力してくださっているそうですので、これも安心しました。

働く女性がノイローゼになったり、くじけたりしている女性の身を守ってほしい、子供が夜泣きで自分も眠れず、外に出て川の橋を渡っていて、ふと川へと考えてしまったこともあると聞いています。大きなことになる前に、上役は働く人たちの心をつかんで使用してほしいと思いました。これで二つ目の質問を終わります。

3. 坂城駅の169車両の利用は

169系電車の開放は。ふード市の際、開放され、車内見学をしました。それだけで何ら変化もなく、興味を持って接していなかったもので、少しもったいないなと感じてしまいました。しかし、最近、高齢化が進み、仕事もなく外に発散するものを見出して、外出している人たちは心配ないのですが、スポーツに興味がなく、一日中家の中に閉じこもっている方々のことを考えると、先が大変です。どうにかして多くの人と接し、会話のできる生活をどうしたらできるか少し考えたとき、バスもあるし駅前を下車して169系電車の毎日の開放で、集合場所にして、人と人との接する場所として開放したらどうでしょうか。お弁当を売ったり、坂城のみんながそこに行ったら楽しく過ごすことができるまちにしてほしい。では、質問に入ります。

イとして、169車両の有効利用は

坂城町の169車両の活用法について考えはどうですか。カラオケや読書ルームや小さな子供たちのおもちゃのお部屋などにして、にぎわいのできる町を目指しては。これで1回目の質問を終わります。

まちづくり推進室長（中村君） 169系車両の利活用につきましては、昨年あそこに静態保存されて以来ですね、町内の有識者、商工関係者、教育関係者、駅周辺住民代表の皆さんにお集まりをいただきまして、169系電車利活用検討会を開催をし、さまざまなご提案をいただきながら地域の皆様と連携をして活用を図ってまいりました。

具体的には、昨年5月の静態保存記念イベントや坂城どんどん、商工会主催のふード市に合わせた見学会や休憩所としてのご利用、年末にはにぎわい坂城の皆さんと連携したイルミネーションの飾りつけなど169系車両を出会い、交流、ふれあいの場として活用してまいりました。またこの3月には、しなの鉄道株式会社や坂城町169系電車ファンクラブの皆様のご協力をいただく中で、中心市街地コミュニティセンターにおいて「169&ろくもん講演会」と題してしなの鉄道観光列車ろくもんや169系電車の現役時代の話題で多いに盛り上がりまし

た。

今年度では、去る5月24日の坂城駅エレベーター竣工式に合わせて坂城町169系電車静態保存1周年&坂城駅エレベーター竣工記念イベントを開催いたしました。169系車両内では、写真や鉄道グッズの展示やクイズラリー、運転席での記念写真撮影、しなの鉄道の制服を着てねずこんとの記念撮影会などを行いました。

また、駅ギャラリーでは、Nゲージ模型の展示、それからオレンジカードコレクションの展示を行い、また10組の子育て世代の皆様が駅エレベーターを利用してベビーカーを使って列車に乗り、上田駅までの間を往復するという親子エレベーター乗車体験会も行いました。

今年度、さらなる活用を図るため、既に坂城駅寄りの1両に照明設備と電気が使えるように整備をいたしてありますけれども、近々エアコンも設置をしております。坂城どんどの昼間の催しとして、クールシェアスポットとしての位置づけも行いながら、活用してまいりたいと考えておるところでございます。

毎日のご利用ということでお話がございましたが、あの車両の管理という部分で、毎日というのは課題がございますけれども、なるべく多くの機会にあの車両を町民の皆様が活用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

4番（窪田さん） 私が知らない間に、こんな結構催し物をしていてくださったんだと思って、本当に感心しました。その上、エアコンが入るとのこと、本当にうれしく思います。

毎日の利用といっても、多分カラオケも毎日行くという人はいないと思いますので、そこは多分いいと思います。万が一、毎日行きたいような方がいらしたら、毎日使用は1人を常駐しなければいけない、毎日開放することはできないとのこと。ボランティアでどうにかできないか、また利用する責任者が責任を持ってとか、そんな面ではカバーできないでしょうか。これだけよろしくをお願いします。

まちづくり推進室長（中村君） 169系車両の電車ですものですから走っていた当時の、今そのままの鍵だとか、そういったものがそういう状況になっています。それから貴重な車両であるということで周辺にフェンスを設置をし、またそこにも鍵がつけているという状況で、フェンスの鍵については、どなたでも開錠はそんなに難しいことではないんですが、セキュリティであったり、それから車両の特殊なあけ方等がございますので、当然、多くの方に利活用は今後していただきたいということはございますので、今ボランティアというお話もありましたけれども、いろんな活用の仕方等は地域の皆様と相談する中で、今後とも検討してまいりたいと考えております。

4番（窪田さん） すぐというわけではありませんので、何か、今のお話を聞くと、少なくとも二、三年くらいの間には何かできるような気もしました。またぜひ、ボランティアのできるんでしたら、ボランティア募集してぜひいい方向へ運んでいただきたいと思います。では、これ

で三つ目の質問を終わります。

4. 消防団について

議会報告会で質問された問題です。私たち議員も賀詞交歓会の際、皆さんご高齢の皆さまが、2ないし3時間立食パーティーですので、挨拶から立食が終わり、終わりの挨拶までずっと立ちっぱなし、消防の方々は道路で歩き、文化センターに入って90分立ちっぱなし、壇上で椅子に座って下でも椅子が用意されており、来客や婦人消防は椅子が用意されております。しかし消防の方々は立ちっぱなしで、何か外部で起きても体がその活力をなくしてしまうとのこと。質問に入ります。

イ. 出初式について

団員が90分立ち続けているのを改める考えはないか。万一式典中に災害が発生したとき、疲れていて出動する活力が弱まっているという心配があるかどうか。立っていることができないで倒れた人がいるとのこと。何か対策は。これで1回目の質問といたします。

住民環境課長（金子君） 出初式についてお答えいたします。

消防団出初め式は、毎年1月の第3日曜日と第4日曜日に千曲坂城消防組合の管轄する市町、坂城町と千曲市で交代でとり行っております。昭和22年に各市町村が任意に設置する消防団が誕生し、翌23年には消防組織法と消防法が制定され、自治体消防が誕生し、消防機関は消防本部と消防団の二種類になりました。その翌年の1月に東京消防出初め式が開催され、同時期に各地で出初め式が開催されるようになりました。

出初め式は、年当初の1月に開催され、今年1年間の火災予防を願い、新年最初の行事として消防団が気持ちを引き締め、町民に向け消防への理解と信頼を深めることを目的として行われております。

坂城町の出初め式は、消防団の理解を得る中、終始起立での姿勢を用いておりますが、消防団、婦人消防隊の負担を軽減すべく、機械器具点検の省略、街頭行進時の婦人消防隊の行進距離の短縮、式典では一部婦人消防隊を着席させ、表彰の一部を代表者のみとして全体の時間を短縮してきております。

千曲市については、あんずホールにて行っており、消防団員は表彰を行う際は着席し、それ以外の訓示、来賓祝辞等については坂城町と同様に起立にて行っております。出初め式は、格式と伝統のある行事であるとともに、消防団の資質の向上を目指す場でもあることから、坂城町では当面、現在の方式を採用してまいりたいと考えております。しかし、今後、消防団活動において、見直し等の必要性が生じた場合には、検討してまいりたいと考えております。

4番（窪田さん） 倒れた人もいる中で放っておくことはできないので、事前にアンケートをとり、できる人とできない人がいたら、その分は椅子を用意して大変なことにならないよう、また消防団員になりたくない理由にならないよう、細かい配慮をしてもらいたい、その件につい

ては、いかがでしょうか。

住民環境課長（金子君） 中には体調悪い方、出る場合もございます。そういった場合にはその場を席を外していただいて、端のほうでお休みいただければということにも配慮しているところがございます。いろんなそういった意見等が多くの消防団から出てくるようなことであれば、また消防の本部またはそういった関係機関とですね、協議をしながらまた検討していきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

4番（窪田さん） では、体調を配慮して、できるだけ今までどおりやるということで。確かに立っていて大変だなと思って、消防団の人は結構鍛えているからこうなんだなって、すごく尊敬していたんですけども、中にはそういう人がいるということだけは頭の中に入れてやっていただきたいと思いました。これで、4番目の質問を終わります。

5. 全国学力テストについて

県内市町村教委対応、新聞等でも問題になっていて、新聞を見たら、未定、坂城と記されていきました。その理由は学校別成績公表せず73%、序列化招くと、慎重な姿勢がうかがわれる。公表のあり方、ぜひ地域で議論を。県内572校参加し、見比べるわけではなく、その結果、教育者としていろいろと判断し、反省の材料とするのか。質問に入ります。

公表では、未定でしたが、その理由は。その結果の活用法はきちんとしているのでしょうか。これで1回目の質問を終わります。

教育文化課長（柳澤君） 全国学力テストについて申し上げます。

全国学力・学習状況調査につきましては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとされております。

調査結果につきましては、みずからの教育及び教育施策の改善、児童・生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとされております。今年度も、全国学力状況調査・学習状況調査、全国学力テストのことでございますが、これにつきまして、4月の22日に全国一斉に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されました。

調査結果の公表につきましては、これまで市町村教育委員会による学校別成績の公表は行わないこととされておりましたが、今年度から公表の際の配慮事項に沿って公表が可能とされたところです。配慮事項としましては、平均正答率のみの公表は行わない、分析結果や課題の改善方策もあわせて行う、学校別平均正答率の一覧や順位づけは行わない、学校と事前に十分相談すること、個人情報保護や地域事情への配慮が必要であること等が挙げられております。

昨年度、町教育委員会としましては、学校と相談の上、3小学校全体の平均を全国、長野県の平均と比較した結果を公表いたしました。今年度につきましては、昨年の方針が示され

て以来、学校との相談を重ねまして、国の示す配慮事項を踏まえた上で、昨年度と同様に3小学校全体の平均と全国、県の平均を比較し、分析結果と改善策について提示をした公表を、教育委員会として行うことを5月の定例教育委員会で協議いたしまして、承認をされたところでございます。また、学校におきましては、各校とも学校だより等で保護者へ伝えていくといった方向で考えております。

学力状況調査の結果だけではなく、あわせて行われる学習状況調査の結果も踏まえ、教員の指導力の向上につなげ、児童・生徒の学力向上を図る事業として捉えていきたいと考えておるところでございます。以上です。

4番（窪田さん） 今の一番最初にお願ひした公表では未定という、その理由はなんだったのか、それはご返事いただいていないような気がするんですけども。

教育文化課長（柳澤君） 申しわけありませんでした。学校と相談をする中で協議をしてみましたので、その期間の間に関しまして未定という回答になっていたところでございます。以上です。

4番（窪田さん） わかりました。そこの中に工作があるのかとちょっと考えちゃったんですけども、ただ、学校との相談の間、答えが出なかったということによろしいんですね。

序列化を招くことが問題になるのでしょうか。これだけ全国的な学力テストが行われ、親たちも自分たちの子供の学力は他校と比べどんな位置にいるのか知るチャンスなのに、何の問題も起こらず静かに終わる、それを望んでいるのでしょうか。疑問が残ります。公表のあり方を議論して、公表に踏み切ったとしてもそれだけのことだと思います。子供を責めるわけのものでもなく、教員を責めるわけでもなく、勉強の方法もいろいろあるので、家庭家庭で学力がなかったら、親がしっかりと捉えて努力させるほか道はないので、高校、大学それぞれ序列化は自然で、努力のみの世界でそれを努力なしで学力が上位になることはない。ぜひ一度議論をし、いろいろの考えのあることを知りたい。これで五つ目の質問を終わります。

6. 徘徊について

有線で尋ね人が流れていました。二、三日すると、テレビで徘徊について流れました。一番感心したことは、町ぐるみで徘徊する人を見守ったらどうかということでした。家族の人も悩まず、公にして気づいたらその家族に帰してあげる。県下で認知症の患者数は約129名、身元もわからない人もいて、6月中に市町村に呼びかけて調査するとのこと。質問に入ります。

イ. 徘徊についての対策は

町ぐるみでその家族を見守り、家族に帰してあげたらと大牟田市認知症研究会の大谷るみ子さんがテレビで「安心して徘徊できる町」と発表しました。お友達のご主人は、マツタケとりが大好きで認知症になってもそのことは忘れず、山に1人で登り下山までしたのに、家と一部落離れたところにたどり着いたとのこと。その部落の人が連絡をくれて迎えにいったとのこと。

もう一つ、今は施設に入っているが、家の前までせつせと歩いてきて、元気と言って手を振ると、元気そうな返事があって帰っていきました。車があると乗り回すので危ないので、キーを取り上げること、近所にいるだけで近所で見守ることはできそう。これで1回目の質問を終わります。

徘徊についての対策、お願いします。

福祉健康課長（天田君） 徘徊についてのご質問にお答えをいたします。

徘徊は、理由もなく歩き回る一見不可解な行動と捉えられがちですが、ご本人にとっては目的があっての行動であり、歩き始めてから目的や行き先を忘れてしまうために混乱している状態であると言われております。

このような症状が見られる方に接する際、大切なことは、ご本人の気持ちを理解しようとする、異常と思われる行動もご本人にとっては理由があるということを理解することが、徘徊を防止するヒントにつながるとも言われております。しかし、このような状況は認知症という病気によるものと理解していてもなかなか受け入れられず、介護をする人の葛藤とつらさは想像を超えるものがあると思います。

町では、高齢者に係る相談窓口として地域包括支援センターが随時認知症のご相談をお受けしております。また担当するケアマネージャーや介護サービスに携わるスタッフなども同様の相談に応じていただいております。さらに町内には、認知症の専門知識を持つ医師が4人いらっしゃいますので、受診をお勧めしたり、県の認知症コールセンターをご案内するなどの対応にも努めておりますので、家族だけで介護を背負うのではなく、ご相談いただきたいと存じます。

また、介護者のリフレッシュや介護者同士の交流の場として、介護者交流事業の実施、徘徊高齢者の位置情報を検索できる徘徊検索機器貸与事業など、介護者の支援にも努めております。

町民の皆さんに認知症を正しく理解し、声かけや見守りなどを支援していただくために、町社会福祉協議会や各区の福祉グループの皆様にご協力いただき、平成23年度より認知症サポーター養成講座を開催し、現在までに330人ほどの皆さんに受講をしていただいております。毎回反響が大きく、町民の皆さんが認知症について関心を持っていただいていることがうかがえます。今後もより大勢の皆さんに受講していただけるよう、機会を設けていきたいと考えております。

今後も増加が予想される徘徊高齢者の対応につきまして、地域包括支援センターを中心に、町や社会福祉協議会、民生委員、介護サービス提供事業所など、関係機関、医療機関、地域などが連携し見守り体制の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

4番（窪田さん） 現在、何名、徘徊するような患者さんがいらっしゃるのか、それもちょっとお聞きしたいんですけども。

福祉健康課長（天田君） 町のほうに寝たきり等高齢者ということで、要介護3・4・5の認定を受けられた方で在宅生活を送られている方でございますけれども、そのうち認知症をお持ちの方が30名ほどいらっしゃいます。ただその中で、徘徊だけをお持ちの方というのは、数名いらっしゃるような状況でございます。

4番（窪田さん） 最近、有線放送でも流れているように、多いらしく、県や国が調査をするので、もうじき数字的なものが出てくる。近所で見守るように、安心して徘徊できる町にしたいものです。これで、一般質問を終わります。

議長（柳澤君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日11日は、午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 0時38分）

6月11日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名

| | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 柳 澤 澄 君 | 8 番議員 | 山 崎 正 志 君 |
| 2 〃 | 塚 田 正 平 君 | 9 〃 | 入 日 時 子 君 |
| 3 〃 | 吉 川 まゆみ 君 | 10 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 4 〃 | 窪 田 英 子 君 | 11 〃 | 塚 田 忠 君 |
| 5 〃 | 塩 入 弘 文 君 | 12 〃 | 池 田 弘 君 |
| 6 〃 | 塩野入 猛 君 | 13 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 7 〃 | 西 沢 悦 子 君 | 14 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 | 田 中 一 夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 荒 川 正 朋 君 |
| まちづくり推進室長 | 中 村 淳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 金 子 豊 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 天 田 民 男 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 村 田 よ し 子 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 建 設 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 宮 下 和 久 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 大 井 裕 君 |
| 総 務 係 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 竹 内 祐 一 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |

4. 職務のため出席した者

| | |
|-------------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 議 会 書 記 | 小 宮 山 和 美 君 |

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 高齢者が安心できる坂城町にほか | 塩入 弘文 議員 |
| (2) 多面的機能支払交付金についてほか | 中嶋 登 議員 |
| (3) 最終段階へ向かう公共下水道についてほか | 山崎 正志 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（柳澤君） 最初に5番 塩入弘文君の質問を許します。

5番（塩入君） おはようございます。ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をします。

今、安倍首相は22日までの国会で何としても集団的自衛権の行使を閣議決定しようとしています。公明党は否定的な立場です。安倍首相は、なぜ急ぐのでしょうか。彼の野望があるからです。閣議決定すれば、自衛隊の武力行使を認めることになり、憲法9条に違反します。今まで歴代自民党政権が守ってきた憲法9条を変えることになります。自衛隊が戦闘地域でも実質的に武力行使をすることができる機会を増やし、アメリカと一緒に戦争できる国にしようとしているわけです。そうなればアメリカの戦争のために若者が血を流し、そしてまた安倍首相自身も日米同盟を血の同盟にしたいというふうを考えています。再び戦争はしないと誓った憲法9条があるからこそ、日本はどの国とも戦争をしませんでした。だから、テロの対象にもなりませんでした。各国から日本は憲法9条のある国と信頼されてきたのです。

今、安倍内閣は再び戦争できる国にしようとする国民を統制し、多くの負担をかけるための法案を次から次と矢継ぎ早に提出し、多数の力で強行採決しようとしています。

戦争をできる国というのは、どういう国でしょうか。必ず国民を犠牲にします。私のことも振り返ってみますと、私は小学校1年生のときに終戦を迎えました。当時は国民学校と呼ばれていました。戦時中のことは覚えています。当時は「欲しがりません勝つまでは」というのが合い言葉でした。国民は戦争に勝つために何でも我慢を強いられます。また、終戦になって教

科書の部分を墨で塗りつぶした記憶があります。それは「ススメ ススメ ヘイタイ スススメ」という言葉でした。先生からも戦争が終わったんだから、戦争に行くことはないと言われて、墨で消した覚えがあります。

このように戦争体験を少しでもしていれば、戦争をする国というのは全ての国民が犠牲になることだとわかります。戦争を知らない安倍首相は、そんな気持ちはさらさらないのでないでしょうか。

今、国民の目、口、耳を塞ぎ、国民を監視する特定秘密保護法、国民に秘密にして進めるTPP交渉、戦後の民主教育の中心になった教育委員会制度が改悪、再び軍国主義、国家主義教育を進めるための愛国心教育の復活、マスメディアを統制するためNHK人事への介入、国民に負担を強いる消費税の3%アップ、そして来年は10%を目指しています。また、社会保障費の大幅削減もされようとしています。

今回、消費税は8%にアップしましたが、政府の宣伝広告では消費税は全て社会保障の充実のために使うと言って宣伝しました。しかし、実際に使われるのはわずか5千億円程度で、1割に過ぎません。9割はどこへ使われているのでしょうか。大部分は軍事費の強化、大型公共事業、そして大企業への大幅法人減税、東日本大震災の復興税の廃止のためにお金は消えていきます。だから、消費税を上げても社会保障はよくなり、かえって悪くなるばかりではありませんか。

今、国会で問題になっている医療・介護総合推進法案は、今後の高齢者の生活に大きな影響を与えます。その内容の一つは、重症の入院患者も病院から追い出されたり、多くの高齢者が介護給付サービスから除外されます。具体的には要支援1、2の人が介護給付サービスの対象から外され、市町村の事業へと移行します。今まで保険料をずっとかけつづけてきたのに、いざ使いたいときに介護サービスが使えなくなる、こんなひどい話はないじゃないですか。5月段階で全国で210の地方議会が反対の意見書を出しました。

また、特養の入居条件も介護度3以上になり、介護1、2の人は入れなくなります。利用者負担も年金収入が夫が280万、夫婦合わせて359万以上の人は2割に上がります。先日の参議院の審議会で共産党の小池晃議員が追求しました。そして2割にする根拠が崩れ、政府は撤回しました。このようないいかげんな法案を今、参議院で強行採決しようとしているわけです。

医療の面でも2025年までに入院ベッド数を全体で54万床減らすことが予想されます。2000年につくられた介護保険制度の目的は、個人の負担をできるだけなくし、社会全体で支援していくための介護の社会化を目指しました。この法案は、この制度の目的に逆行し、全て自己責任にされる危険性があります。

そこで、この医療・介護総合推進法案について、町としてはどのように考えていらっしゃる

か答弁を求めます。

次に、口の介護の実態と課題について質問します。

第1に、要支援1、2の人は全国で160万人もいます。町内には25年度は98人いました。そのうち介護サービスを受けている人、ヘルパーの訪問介護を受けている人が25名、デイサービスでは45名、この人たちは今専門職のヘルパーさんや介護士さんの厚い介護を受けて、自立の生活ができるよう頑張っています。また、要支援1、2の中でひとり暮らしの人は16人もいます。自宅の掃除、買い物、調理などしてもらい、安心して生活しています。ところが、今度の法改正でこれらの専門職によるサービスが打ち切れ、市町村の事業に移行すれば、町へ移行した場合、同じサービスが果たして受けられるかどうか、とても心配しています。その点について質問します。

第2に、要支援1、2で認知症になっている人への対応をどうするかということです。認知症は、ご存じのように初期対応が最も大切だと言われています。一昨日「クローズアップ現代」を見ていましたら、イギリスのスコットランドではリンクワーカーと呼ばれる専門的知識を持った人が認知症の人に正しい知識を知らせて安心させ、人生にチャレンジする勇気を与えていました。しかも無料で必要に応じて見守っています。もし、ヘルパーさんにかわって素人のボランティアになれば対応できません。一体どう対応するのでしょうか。

次に、第3にですが、認知症の実態です。今、全国で65歳以上の認知症は460万人います。その中で行方不明になる人は毎年1万人以上と言われています。驚くべき数字です。その中で300人以上の人が死亡し、いまだに行方不明でわからない人が200人を超えています。長野県でも1年間で129人の人が行方不明になりました。最近、町内でも野外放送で放送されています。愛知県では91歳の男性が徘徊中、電車にはねられました。要介護1の妻がちょっと目を離したすきに家を出てしまいました。名古屋高裁は、その妻に350万円をJR東海に支払うよう命じました。こんなひどい判決はあってよいのでしょうか。国や自治体で対応できないでしょうか。全て自己責任にされてしまいます。個人の責任でなく国や自治体で保障するのが社会保障でしょう。こんな悲惨な事故を繰り返さないために自治体を中心に地域で見守る体制づくりが求められています。自治体を中心に地域で見守る体制をどうつくるのか、構築するのか第3に質問します。

また、坂城町の認知症の実態、例えば町の中で何人ぐらいいるのか。また、行方不明になったり、死亡した事例はあるのかお聞きします。それと認知症対策、特に初期対応が大切だと思いますが、認知症対策について質問します。

次にハですが、ひとり暮らしの実態とその対策について質問します。具体的には安心電話の使用状況、安否確認、人感センサーの設置の見通しについてです。以前、私は町長にこの安否確認人感センサーについてのことを質問しました。町長は前向きに検討していきたいという答

弁をされました。その点についてもよろしく申し上げます。

以上で第1回の質問とします。

町長（山村君） 塩入議員さんから、高齢者が安心できる坂城町にということでイ、ロ、ハと質問をいただきました。私からは（イ）の医療・介護総合推進法案についての件について申し上げます。

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になると言われております。このような超高齢化社会を迎えたときに十分な医療、介護サービスを受けられるよう、限られた医療、介護資源を有効に活用し、今後も持続可能な社会保障制度の確立を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備等に関する法律案が今国会に提出されております。

介護保険制度につきましては、平成12年の制度発足から、そのときに応じた改正が行われてきたところでありますが、今回、保険給付で実施されてきた要支援認定を受けた方の訪問介護サービスと通所介護サービスを、市町村が実施する新しい総合事業の中で実施する方向が示されております。

サービスの内容等が全国一律で決められている保険給付よりも、その地域の実情に応じ柔軟に対応ができる市町村それぞれの事業として実施することで、より効果的、効率的なサービスが提供できるのではないかと狙いがあります。実施方法としましては、町が事業所を指定し、実施する現在の保険給付と類似した方法や事業者への委託や補助、町による直接実施などが考えられます。サービス内容、サービスの利用料金など詳細につきまして国からガイドラインが示される予定で、実施時期については平成27年度から段階的に実施し、29年4月からは全ての市町村で実施するというようになっております。

また、特別養護老人ホームにつきましては、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点を置き、入所条件を新規入所者については原則要介護3以上とする改正が予定されております。他方で軽度の要介護1、2の方は、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められた場合は、市町村の関与のもと特例的に入所を認めるとなっておりますが、認められる要件などについて、さらなる検討が重ねられるという予定だというふうに聞いております。

病床の大幅削減につきましては、坂城町においては有床診療所及び病院がありませんので、今までどおり広域的な連携により医療の充実を図っていきたいと考えております。また、今回の改正には地域における効率的かつ効果的な医療提供を確保するため、入院医療を高度急性期病院、急性期病院、慢性期病院、回復期病院に分化し、それぞれの病院が連携することにより、その病状に見合う病院で医療を受けることができ、早期の在宅復帰や社会復帰が可能となるなど、在宅における医療の推進に重点が置かれております。坂城町としましては、千曲市や上田

広域連合、各医師会と連携しながら、これからの地域医療について検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、医療・介護推進法案に関連する詳細につきましては、今後順次決まってくると思われまますので、今時点で町の対応について若干不明確ではありますが、国の方向性を確認しながら住みなれた地域の中で安心して暮らしていけるよう、坂城町として工夫を重ねてまいりたいと考えております。

ロ、ハにつきましては、担当課長のほうからご説明申し上げます。

福祉健康課長（天田君） それでは、ロの介護の実態と課題についてから順次お答えをいたします。

要支援1及び2の認定を受けている方で定期的なサービスを利用している方は、3月の実績から80人ほどであります。サービスの利用内容は通所介護サービスが62%、歩行器や手すりなどといった福祉用具のレンタルが32%、訪問介護サービスが28%となっております。

要支援1、2の方は、わずかな支援があれば自立した生活が営める状態にあるので、ご本人の持てる能力や機能を、維持または向上させるための支援計画を基本にサービスの提供がされています。

法改正後の訪問介護サービス及び通所介護サービスの内容等は、市町村で定めることとなりますが、市町村によるばらつきを抑えるため、先ほど町長から申し上げましたが、国からガイドラインが示される予定であります。町におけるサービス内容等は、それが示されてから検討することになるかと思いますが、今受けているサービスが低下することなく、できる限り同等のサービスが提供できるよう考えてまいりたいと思います。

次に、要支援の認定を受けた方の中で認知症状がある方の状況ですが、先ほどのサービス利用者80人で見ますと、日常生活に支障を来すような症状等が多少見られるが、誰かが注意していれば自立できる軽度の方が16人、20%で、中等度、重度の方はいらっしゃいません。この16人の方のサービスの利用状況を見ますと、通所介護サービスが一番多く10人、次いで訪問介護サービスが4人、福祉用具レンタルは2人、訪問リハビリ、訪問看護がともに1人です。認知症状の中でも特に軽度の方にとって、その進行を早めないためには、ご本人ができること、興味を持つことに取り組むことが重要となります。さらに人とのかかわりは非常に重要で、家族はもとより家族以外の方がケアすることで適切な対応が可能となりますので、継続してサービスを利用することが大変効果的であります。こうしたことも踏まえ、できる限り今と同等のサービスが提供できるよう検討してまいりたいと思います。

次に、認知症の実態について申し上げます。要介護認定調査から集計いたしますと、介護認定者663人のうち軽度に区分される方は252人で38%、中等度の方は163人で24.6%、重度の方は41人で6.2%であります。合計で全介護認定者の68.8%がい

ずれかの認知症状を有していました。4月1日現在の65歳以上人口4,935人中、9.2%で、約1割ということになります。

町内において認知症高齢者で行方不明または死亡した事例は昨年の1件で、その方は不幸にも亡くなりました。

町では中等度、重度の認知症状で要介護3、4、5の介護認定を受け、在宅で生活している方に寝たきり等高齢者として登録いただき、福祉事業として日々使用する介護用品購入費の補助を初め、徘徊が見られる方へ徘徊検索機器の貸与、また介護者の支援として介護慰労金の支給や介護者のリフレッシュや交流の場として介護者交流事業を実施し、負担の軽減に努めております。

町民の皆さんに認知症を正しく理解し、声かけや見守り等の支援をしていただくため、町社会福祉協議会などにご協力をいただき、平成23年度より認知症サポーター養成講座を開催しております。また、地域包括支援センターでは随時高齢者の皆さんにかかわるご相談をお受けしております。さらに専門的な知識を持っておられる町内の医師や県の認知症コールセンター等もご紹介をしております。

続きまして、ハのひとり暮らしの実態とその対応について申し上げます。

ひとり暮らし高齢者で町に登録されている方は201人で、そのうち要支援の認定を受けた方が32人、要介護の方が18人で、それぞれサービスを利用されております。要支援、要介護認定を受け、サービスを利用されている方は、地域包括支援センターやケアマネジャーが作成する介護支援計画に基づきサービスが提供されているため、必要な生活支援や見守りがされております。

介護認定を受けていない方につきましては、お一人で自立した生活を送ることができている方で、この方たちは在宅介護支援センターの保健師等が定期的にお宅を訪問し、健康や生活の困りごとの相談に応じております。その経過や変化によって支援が必要になったときは介護保険や福祉事業でのサービスの利用をお勧めするなど、適切な支援ができるよう手配をしております。

また、地域の民生委員さん並びにひとり暮らし訪問者には、ひとり暮らし高齢者の訪問や相談、見守りなどをお願いしております。地域包括支援センターでは、お知らせいただいたひとり暮らしの高齢者の状況を必要に応じ離れて暮らすご親族にお知らせし、情報の共有に努めています。

ご質問の緊急通報装置を貸与する、あんしん電話事業もひとり暮らし高齢者の見守り事業の一環で、現在79台が稼働中でございます。平成6年に事業を開始して以来20年が経過しようとしています。老朽化した端末機器や高度の見守り機能を付加する必要などの課題から、システム全体の更新に向け検討中でございます。更新に当たり新システムの条件として、効率的

な見守り機能としての人感センサーの付加や通話を受ける側の受信センター機能の強化、故障、増設などに即座に対応でき、経費の負担が少ない端末機リース方式の導入の3点を挙げ、検討を進めております。

新システム導入の時期につきましては、できるだけ早期に実現できますよう直接担当している地域包括支援センターばかりでなく福祉健康課を初め、関係部署の意見も求める中、よりよいシステムの導入に向け調整していく考えでございます。

5番（塩入君） ただいま町長と課長から答弁がありました。まだ具体的に国からガイドラインが示されていないという状況ではありますが、しかし、あの法案を見ると、必ず市町村へ移行するということは、はっきりしているわけで、それに対して町としてはどういう構えで対応するのかという点について、2回目の質問をしたいと思います。

町内で要支援1、2の人で介護サービスを受けている人がおよそ70名います。今後サービスが受けられないのではないかととても心配しているわけです。町としては要支援1、2の人の立場に立ってどう対処するのか、大きな課題です。国がやらないのなら町として町民の命と暮らしを守る自治体の役目から、当然今までと同じ水準で介護サービスができるように全力を尽くすべきだと思います。そこで次に、五つ質問したいと思います。

第1に、今までのように全ての要支援1、2の人がヘルパーさんや介護士さんなどによる専門職の介護サービスを受けることができるのか。

第2に、今までと同じ介護サービスを受けるとすれば、利用料は今までと同じ1割で済むのか。不足分は町独自で支援体制を考えるのか。

第3に、社会福祉協議会を初め、今まで利用してきた事業所を引き続き利用できるのか。

第4にですが、認知症の人を地域で見守るために飯綱町でモデル地区をつくっています。これは県がつくったパンフレットで、認知症の方にも安心して暮らせるためにということで、非常によくできているパンフレットです。これを半分以上は、このモデル地区の飯綱町で町民代表、住民代表80名がネットワークをつくってつくったものです。ご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、非常に具体的でわかりやすくなっています。このような計画を坂城町でもこれからつくられるのかと。

第5に、要支援1、2の人を市町村の事業に移行すれば、地域包括支援センターの役割はますます重要になってきます。先ほども町長の答弁にもありました、地域包括支援センターを中核にしながら地域包括ケアのネットワークづくりが求められています。これもその一つだと思います、どう考えているのか。特に私はスタッフの中にリーダーがいるとは思っていません。正規職員で責任を持ってやる人を採用すべきではないか。

以上で、第2回目の質問とします。

福祉健康課長（天田君） 再質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず、要支援1、2の方のサービス提供ということでございますが、これも繰り返しになって恐縮でございます。国のほうからガイドラインが出てくるということで、現時点におきましてはどのような状況になるかというところが非常に不透明でございます。ですので、専門職での派遣だとか利用料、また事業所等の関係、そのあたりは今後ガイドラインを見る中で町のほうで進めていく、そんな形となっておるところでございます。

また、認知症の対応についての計画でございますけれども、これは今年介護保険事業計画並びに町の老人福祉計画を策定をいたします。こちらのほうに盛り込んでいけるのかなと考えるところでございます。

それと、地域包括支援センターの関係でございますけれども、リーダーがいないのではないかというご指摘でございますけれども、私どもの地域包括支援センターには係長として看護師がリーダーという役目を担っておるところでございます。また、地域包括支援センターでは地域のケアマネジャー及び介護サービス提供事業所との定期連絡、情報の共有化を図っているとともに病院や医師との連絡調整にも努めております。

また、特に認知症に関しては医師や地域包括支援センター、社協の代表者が発起人となって千曲・坂城認知症連携の会を立ち上げて学習会とか事例検討などを進めて、常にそういう方面での連携を整えております。

また、社会福祉協議会、事業所、また医療機関、身近な相談役である民生委員さん、また地域、そして保健センターなどとネットワークを組む中で地域ケア体制を整えてまいりたいと考えております。

5番（塩入君） 今、課長から答弁がありました。3回目の質問を町長にしたいと思っております。2点です。

一つは今、国のガイドラインがまだはっきりしていないから、ちょっと具体的には考えられないという趣旨の答弁がされました。しかし、市町村へ移行することは確実なんです、これは。だから、そういう意味で特に要支援1、2というのは町長もご存じだと思いますが、本当に介護の最初の段階で初期対応を一番大事にしなきゃならない、ここできちんとした専門職の立場の人が介護すれば、自立の道へも歩めるかもしれないし、これをしないとますます重症になって介護度が上がっていきます。そういう重要なところに位置しているのが要支援1、2なんです。だから、そういう意味で本当にこの要支援1、2の人、これに近い人はまだたくさんいると思うんですけれども、ここをどうやって町としてはカバーしていくのか、支えていくのか、その辺をやはりこれ以上もう重症にさせないと、本当に要支援1、2の立場に立って町長にも考えていただいて、もう一度その辺の決意を、町としてはここまではできるという決意を述べていただければありがたいと思っております。

それから、地域包括センターのリーダーの問題です。これは僕も何回か質問してきました。

現在は、スタッフの中で確かに臨時で社会福祉士はいらっしゃいます。しかし、これから地域のネットワークの中核となるね、地域包括支援センターを強化していくためには、その中心になるリーダーは町長がおっしゃっていますが、リーダーが必要だと思うんですよ。リーダーになるには、やはり正規でいろいろ研修を受けて、非正規だとなかなか十分な研修もできないだろうし、制限も、時間的にも制限があると思うので、本当にこれから将来超高齢化社会に向けて展望を持ってね、やっていく場合にはきちんとしたリーダーが必要だと。それには正規のやっぱり社会福祉士の資格を持った人を正規採用すべきではないか、あえて町長にこの点質問したいと思います。以上2点。

町長（山村君） 先ほども申し上げましたけれども、国の制度変更であります。ガイドラインがまだ決まっていないということで、その中で何を細かくどうするかというのは言えないんですけども、先ほど課長からもお話申し上げたように絶対サービス低下はさせないというのは、私の所存であります。逆に市町村に移管するということになった場合ですね、むしろユニークな仕組みを考えるということもできるかなと思っております。サービス低下をさせないというふうに思っております。

それから、地域包括支援センターについてはですね、これは私も3年前から言わば離れたばらばらなサービスしているなという感じがあったものですから、昨年からこの役場の1階にですね、地域包括支援センターとして統合しました。いわゆるワンストップ・ソリューションということで、そこに行っていただけであればいろんな問題、相談ごとが解決という体制にいたしました。

それから、非正規だとおっしゃる意味がわからないんですけども、今担当になっている先ほど話に出た女性ですけども、これは正規従業員です。何か勘違いされているのではないかと思います。

5番（塩入君） 最初に今、町長に指摘されたように非正規じゃなくて正規社員だということで、それは訂正します。

それで今、町長からね、今までと同じように介護サービスは低下させないと、そういう決意のもとで進めていきたいという力強い決意がありましたので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次のほうへ移りたいと思いますが、ハのひとり暮らしについて2回目の質問をします。

「あんしん電話」を使いたいという希望があるのに、設置してもらえないという声が幾つかあります。この声にはやはりすぐ応えるべきじゃないかと。また、ひとり暮らしの人にアンケートをとって、あんしん電話や安否確認センサーを希望するかどうか、またそのほかにどんな要望があるか調査すべきじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

第2に、金井区を初め、安心安全カードをつくって対応している区が幾つかあります。しか

し、まだつくられていない区もあります。千曲市のように町が責任を持ってやるのが一番よいと思います。前も同僚議員が質問されました。町がリーダーシップをとって町として補助をし、全区でやるような体制はできないものかどうか、以上2点を質問したいと思います。

なお、町長、安否確認センサーについての進捗状況、これからの見通し、わかりましたらまたお願いしたいと思います。以上2点。

福祉健康課長（天田君） まず、おひとり暮らしの方の緊急通報装置あんしん電話の関係についてお答えをいたします。

先ほど、ひとり暮らしそれぞれの皆様からアンケートをとって、必要な機器等の調査を行ったかということでございますけれども、先ほどもお答えを申し上げましたが、ひとり暮らしの方の訪問をしている中で、いろいろと要望等をお聞きする中で考えているものでございまして、先ほどの人感センサーの付加というようなところも新たに加わってきたところでございます。

それと、安心カードの関係でございましてけれども、この関係は行政協力員会の中でもお話をさせていただく中で、各区にアンケート調査をさせていただくということで企画政策課のほうで対応をさせていただいているところでございます。

5番（塩入君） 今、課長の答弁の中であんしん電話とか、または安否確認人感センサーとか、そういうものについてはアンケートをとって、もっと実態を調べるといふ答弁をちょっと僕はわからなかった、していただけるのでしょうか、その点ははっきり、もう一度確認します。

福祉健康課長（天田君） アンケートの件についてでございますけれども、それぞれからアンケートをとるといふことでは、現在のところは考えておりません。先ほど申し上げたように訪問をする中で、それぞれの皆様のご意見、ご要望等をお聞きして努めてまいりたいと、こんなことで考えております。

5番（塩入君） 僕としては、ぜひアンケートもとっていただいて、大勢の方からの声を聞いてもらいたいと思います。

次に、2の子育てしやすい坂城町にするためについて質問したいと思います。

そこで、まず第1回目の質問ですが、6月8日に私は保育園のカーニバルに招かれて行ってきました。三つの保育園の保育士さんたちが熱心に準備されて、活気あるカーニバルでした。保護者や子供たちも楽しく参加し、大喜びでした。こんな計画をしてくれる保育士さんたちは、ほかに余りありません。保育士さんたちによる子ども・子育て新制度についての寸劇を見て、これは大変なことになる、坂城町は今までどおり三つの保育園で公的保育が行われていくのか心配になりました。会場にいた保護者にも聞いてみました。中には難しくてよくわからないという人もいました。どうなるか心配だという人も多くいました。そこで、質問したいと思います。まず、子ども・子育て支援制度について2点質問したいと思います。

第1に、新制度は今までの保育園とどう違うのか。第2に、坂城町はどんな保育を目指して

いくのか、今までどおり3園で公的保育をしていくのか、それとも新たに政府が考えている幼保連携型認定こども園に移行する考えはあるのか。以上、2点質問したいと思います。

そして次にハですが、今までの公的保育の水準は守れるかどうかについて質問したいと思います。例えば第1に、保護者の就労時間によって保育の時間に差がつけられるのか。例えば保育の必要ないと認められれば、子供は午前中で返されてしまうのか。それから第2に、今後民営化の方向は考えているのかどうか。第3に、今後も町は児童福祉法24条1項により保育実施責任を果たしていくのか。以上、第1回の質問とします。

子育て推進室長（宮嶋君） 子育てしやすい坂城町にするためにについて順次お答えいたします。

初めに、子ども・子育て支援新制度についてでございますが、全ての子供の良質な生育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、子ども・子育て支援関連3法案が平成24年8月10日、参議院本会議で可決成立いたしました。

これを受け、子供たちが笑顔で成長していくために全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために、とする子ども・子育て新制度が平成27年度からスタートいたします。新制度は共働き家庭だけでなく、全ての子育て家庭を支援する仕組みとなっており、地域のさまざまな子育て支援を充実させていくものであります。新制度における保育園につきましても、働く家庭のための保育園としての位置づけでございます。そういった意味では現在と変わりが無いものと考えております。今後も引き続き子供たちに安定した保育環境の中で南条、坂城、村上の3保育園の公的保育を進めてまいります。

町は幼保連携型認定こども園に移行する考えはあるのかということでございますが、幼稚園、保育所等のうち、就学前の子供に幼児教育、保育を提供する機能、子育て支援を行う機能等を備え、認定基準を満たす施設について県知事から認定こども園の認定を受けることができます。

しかし、現時点において町では、認定こども園に移行する考えはございません。今までどおり3保育園の公的保育を進めてまいりたいと考えております。

次に、今までの公的保育の水準は守られるかについてであります。

新制度においてはパートタイム就労を想定した保育短時間とフルタイム就労を想定した保育標準時間に区分されます。保育短時間の利用は最長8時間、保育標準時間の利用は最長11時間となっております。いずれかに区分されることになっておりますが、保育短時間の利用の場合でありましても保育時間が最長8時間となっておりますので、現在の保育時間と変わりはないものと考えております。

また、今後民営化は考えているのかについてでございますが、現時点では保育園の民営化についての考えはございません。今後とも3保育園の公的保育を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、児童福祉法第24条1項に規定されております保育所への入所に関しましては、

新制度のもとでも現在と同様に市町村が保育の実施義務を担うこととなっておりますので、町といたしましては保育に関する責任が後退することなく、保護者の皆様が安心して保育園を利用していただけますよう運営を進めてまいります。

5番（塩入君） 今、推進室長から答弁がありました。坂城町は新制度になっても、今までと変わりなく三つの保育園で町の保育実施責任を果たしていきたいということで、私も非常に安心しました。

しかし今、少子化の時代を迎える中で子供たちを地域の宝として、一人一人に行き届いた保育が求められています。保護者が安心して預けられる保育園、子供が楽しく遊べる保育園、障害を持った子も頑張れる保育園にするためには、職員体制の充実が大切です。今年度は正規職員2人を採用していただき、本当にありがたかったと思います。

しかし、まだまだ現場は大変です。特に、障害を持つ子が今増えてきている中で、障害児加配の先生を午前中だけでなく、一日通して子供と向き合うようなことができないでしょうか。

また、6・3制でなくて通年勤務体制にできるように少しずつでも必要なところから前進させることができないでしょうか。これは保育園からもずっと要望が出されている問題です。ぜひその点について、質問したいと思います。

議長（柳澤君） 職員体制のことを除いて、子育て推進室長。

子育て推進室長（宮嶋君） ただいまご質問いただきました障害児保育の加配の職員の体制についてでございますが、障害児保育の加配の職員の体制につきましては、加配時の状況等について各保育園、あるいは検討委員会というものを組織立ててやっていこうということで現在準備を進めております。加配については障害児のお子さんを十分に保育できる体制づくりを進めていこうということで準備を進めてやっておりますが、現在のところ年間を通してできないわけですけれども、半年、半年ということで1年を通して加配について保育をしているという状況であります。

5番（塩入君） 今答弁がありましたように、特に障害児加配につきましては、この三つの保育園の中でも大変困っている問題で、上田市の蓮の音こども園とも連携しながら、できるだけ坂城町としても受け入れられるように、そういう体制を準備していきたいということで、昨年度も私がこの問題について質問しました。そういうことで今の答弁の中に通年を通しては難しいかもしれないけれども、できるだけ対応をしていきたいという答弁をいただきました。

課長何かあるんですか。何かあるんですか。

議長（柳澤君） 直接の応答はやめてください。

5番（塩入君） もし私の発言の後、異論がありましたら、また話をしてください。

子育て推進室長（宮嶋君） ただいま答弁が足りなくて申しわけありませんでした。障害児加配については、年間を通して加配をしております。ただ、そういった形での加配の年間を通して

ということであり、職員をずっとつけてはやっておるところであります。

また、蓮の音こども園等との他市町村との連携についても交流保育から始まりまして、支援を重ねながらお互いに協力してやっているところでもあります。同じ共通意識の中で保育ができるようにということで、坂城町の保育園では対応をしているところでもあります。

5番（塩入君） 今、課長から答弁がありましたように本当にこれは長年の懸案でもありますので、ぜひ今年度力を入れて実現していただけるように、少しでも前進できるようにお願いしたいと思います。

じゃあ、まとめに入りたいと思いますが、かつて福祉国家を目指した日本は、70歳以上の医療費は無料の時代もありました。今の日本の社会保障の現状を見ると、国保にしても介護保険にしても年金にしても国は予算をどんどん減らして、自治体や個人の責任に押しつけようとしてきています。この国の悪政から、いかに住民の暮らしや安全を保障してやるかが自治体の大きな仕事になってきています。自治体としても本当に困ると思うんです。次から次と地方分権と言いながら地方へ丸投げされてきている現状を議員の一員としても大変だという思いをしています。原村の清水村長は、65歳以上の老人の医療費を無料にしてきました。国がペナルティーを迫る中、これを維持することは大変です。

医療・介護総合推進法案は、介護を必要とする高齢者から介護サービスを奪うものです。そこで、坂城町としては要支援1、2の人が重症化しないために最大限の努力をしていただきたいと思います。

また、子ども・子育て支援新制度について今答弁にはありましたように、町が保育実施責任を持って果たしていくと、これからも今までと変わりなくすばらしい保育にしていくということも答弁されました。さすがに坂城町だと思っています。保育士や保護者、そして何よりも子供たちにとって安全で楽しい保育園になることを期待しています。少子化の中で一人一人の子供に行き届いた保育になることを願って、私の一般質問とします。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時23分～再開 午前 9時34分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、10番 中嶋登君の質問を許します。

10番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、数カ月前ではありましたが、国道18号線四ツ屋の跨線橋歩道の橋を、しなの鉄道の上にかけていただきました。中沢町政のころから何度もしつこく一般質問をさせていただき、当時私は田町の信号から歩道を歩いて四ツ屋に向かい、しなの鉄道の上に来ると突然歩道がなくなってしまう、車道を通らなくてはいけない状況であったのであります。でありますので、

殺人歩道であると厳しいことを一般質問の中で言うとともに早急に国にお願いをし、歩道をつくるよう提案をしまいいりました。山村町政となり、長年の私の懸案事項でありました跨線橋歩道をおつくりをいただきましたので、坂城町における国道18号線の歩道は数カ所は右か左に渡らなければならないが、上田に行くにも、また千曲市に行くにも歩道が全面整備され、車道を通らずに行くことができるようになりました。当然、交通事故も減少すると思います。ウォーキングや散歩など歩く人が大変多くなった時代であります。坂城町の18号においての歩道が全面開通により、安心・安全のまちづくりを行っている山村町政に敬意を表するものであります。

それでは、質問に入ります。

①多面的機能支払交付金について

(イ) どのような内容か

本年度始まった国の農業・農村政策の四つの改革のうち、地域政策として農地を荒廃させないよう維持をして守っていく活動を支援するための国、県、町の交付金かと思うが、内容の詳細説明をお尋ねいたします。

(ロ) 町内団体の取り組み状況は

南条、中之条の欠口土地改良区の有志役員により発起人会を立ち上げて、地権者にアンケートをとったり、各地区で説明会を開催したりする中で全員に参加、合意するよう呼びかけております。当然、私も大賛成で合意をしたことは言うまでもありません。また、町内において各団体の取り組み状況もお尋ねをいたします。

(ハ) 今後どのように推進していくのか

今後、町としての取り組みをお尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

産業振興課長（塚田君） 多面的機能支払交付金についてお答えいたします。

この多面的機能ということは洪水や土砂崩れ、土の流出を防ぎ、地下水をつくり、川の流れを安定させ、生き物のすみかとなり、文化を伝承し、農村の景観を保全し、さらに人々の癒しや安らぎをつくるといった、いろいろな機能のことを申し上げます。この多面的機能を持つ農地を農地として維持していくため、農業者が共同して取り組む地域活動や農地、水路、農道などの地域資源の質的向上に取り組む活動に対して支援することを目的として今年度から新たに創設・組みかえがされました。

この制度は農業振興地域内の農用地が原則的に対象となり、その農地のある地区や土地改良区あるいは農業者のみで構成される活動組織が交付対象団体となります。この多面的機能支払交付金制度は農地維持支払と資源向上支払の二つの交付金により構成されています。

一つ目の農地維持支払交付金は、農業者で構成される活動組織が行う農地、水路、農道などの基本的な保全活動など農地の多面的機能を支える共同活動を支援するもので、具体的な活動

といたしましては、農地ののり面の草刈りや水路の泥上げ、農道の草刈りのほか、農地集積の加速化や、高齢化等の構造変化など将来の課題に対応するため、地域ぐるみによる保全管理の内容や方向について考えていくための組織体制の拡充及び強化、保全管理構想の作成があります。

二つ目の資源向上支払交付金は、地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の長寿命化を図るための活動を支援する交付金で、具体的な活動は水路や農道の軽微な補修、植栽による景観形成など農村の環境保全のための活動、また防災、減災への強化、遊休農地の有効活用、また水路や農道等をできるだけ長く維持するための老朽化部分の補修、整備となります。

この交付金事業の対象となるためには、まずは受益者の皆さんの同意のもと組織の会長や会計担当などの役員体制を構築し、活動組織を立ち上げていただく必要があります。活動組織は取り組む内容を話し合い、活動計画を作成し、町と協定を結ぶこととなります。なお、活動計画及び協定の期間は5年間となります。

交付金に関しましては農地維持支払、資源向上支払とも交付単価が定められており、新規組織の場合、農地維持支払は田が10a当たり3千円、畑が10a当たり2千円の交付となります。また、資源向上支払は田が10a当たり6,800円、畑が10a当たり3,440円となります。交付金の補助率については国が2分の1、県と町が4分の1ずつという負担割合になっております。

参考までに一例を挙げますと、新規組織の対象農用地が田んぼが20ha、畑が20haといたしますと、農地維持支払と資源向上支払の活動を全て行うといたしますと、組織への交付金は年間約300万円程度となります。前段で申し上げたような草刈り等の基本的な保全活動及び水路や農道の整備など活動組織の実情に即した交付金の活用が可能となるというわけでございます。

活動組織においては、地域で取り組む活動計画を策定し、その計画に基づき活動を実施しますが、日々の活動の作業内容や金銭の収支等について記録し、それをもとに当該年度ごとの報告書の作成、またその報告書を町及び県に提出するという仕事がございます。

ロの町内の取り組み状況につきましては、対象農用地が該当する既存の土地改良区や用水組合、中山間直接支払事業に取り組んでいる組織、区など9団体へこの制度の内容等をお話させていただきました。現時点では、これまでも農地・水保全管理支払交付金事業に取り組んできました上平緑の里については、継続して実施することが決まっております。このほかにも今年度中に参加する意向で地域内の調整を図っている団体が2団体ございます。

町といたしましては、地域の皆さんがみずからの手で地域の農地や水路、農村環境を守るという機運を大切にし、引き続き参加可能な組織へ多面的機能支払交付金制度の内容を紹介するとともに、現在取り組むことを前提に検討されております、先ほどお話もありました欠口用水

の方々とか、そういうような団体につきましては組織づくりや活動計画の立案等の支援、指導を行ってまいりたいと考えております。

10番（中嶋君） ただいまは課長より懇切丁寧に、また詳細にわたり説明をいただきました。大変よくわかりました。なかなか難しい部分もありまして、私もいろいろパンフレットを見たりとか研究をしたんですが、課長の今のご答弁で大分理解できました。

うれしいことにですね、金額を聞いたらびっくりしまして、300万円なんていう交付金というような部分もありまして、これもびっくりしております。大きなお金が出るものだなと。それからまた、5年という縛りはありますが、9団体、またそこへプラス2団体ということで約11団体の皆様のご研究をなされていると。大変私は素晴らしいことだと思っております。皆さんご存じとおりに荒廃農地が増え、まさに農業、農家が疲弊しているこの時代に、これはなかなか素晴らしい交付金制度かと私は思います。

これはまあ大きなことを言うようではありますが、町長を先頭にですね、全庁挙げてこれは取り組むようにご配慮を私は願いたいと思います。でありますので、先ほども課長からご答弁があった9団体プラス2団体ということだけではなくて、まだ私は間に合うと思いますので、坂城町全域にかかわり合いがある団体があれば、積極的にですね、町のほうからご報告、ご案内を申し上げて、ぜひいい制度だから取り組んでくれと。今、課長からの答弁の中に事務的処理は大変難しいような部分もあるようですが、もう既にこの法律の前に似たような法律があったときに村上、上平の皆さんは80万から100万くらいの補助金をいただいているなんていうような話も私は朝倉農業委員長さんからも聞いております。そんなようなことを含めればですね、この5年間を大いにうまく利用をして、坂城町でとにかく、全団体の皆様が補助金がいただけるように、こんなご努力をお願いをして、第2質問に入らせていただきます。

さて、ねずみ大根と坂城町をPRする日本一かわいいゆるキャラのねずこんは2匹に増え、ゆるキャラグランプリでは町長も大分力を入れていただきまして、県内市町村で1位に輝き、3Dで制作されたねずこん起き上がり小法師、ねずこんストラップ、ねずこんの縫いぐるみ、ねずこんファイル、そして最近新発売をされました、ねずこんのピンバッジ、私も町議のバッジと仲よくねずこんがここに並んでおります。いつでもここへ私はつけて、かわいいねずこんなどとPRしております。特に小中学生の女の子たちや、こういう言葉はどうかあれですが、おばちゃんたちにまでも、中嶋さん、いいバッジつけているね、その後がちょっといけませんでね、くれやと言われますのでね。これは町でとにかく今一生懸命力を入れているねずこんだから買ってくださいよと。ちなみに400円だぞなんていうようなPRもして、お話を聞けば大分売れているということでございます。でありますので、ねずこんグッズはまさにネズミ算のごとく増殖しており、ねずみでありますので、グッズ売り上げ日本一のくまモンにも必ずや勝って、日本一のねずこんになること私は間違いないと思っております。

ちなみにくまモンの経済効果は、ゆるキャラグランプリで2011年に優勝をいたしまして、2年間で約1,244億円だったそうです。これもびっくりしました。今年のゆるキャラグランプリでは町長を筆頭に我が議会も全町挙げて応援態勢をとり、ねずこんを日本一にしようではありませんか。質問に入ります。

②ねずみ大根拡販について

(イ) 販売状況は

ねずこんには負けてはいないと思いますが、まさに本家であります。ここ数年のねずみ大根の販売推進をお尋ねをいたします。

(ロ) 通年販売を

去る5月10日、町内3カ所で議会改革の目玉である議会報告会を今年は大きく趣向を変えて、これからの坂城町を考える会として昼間開催されました。私の担当は文化センターでありました。人数は余り多くはありませんでしたが、全員からご意見が聞けて内容の濃い町民の皆様のお考えや要望などお話を聞くことができました。

その中でねずみ大根生産者の方がおまして、ねずみ大根を通年販売をするため、町で冷蔵庫など保存方法を研究してもらえないかのご質問が出されました。このことを踏まえて議場でそういうお話をするとお約束をいたしましたので、ここで質問をさせていただきました。町の施策などお考えがあれば、お答えをいただきたいと思います。以上であります。

産業振興課長（塚田君） ご質問にお答えいたします。

ねずみ大根につきましては、町特産品の一つとして生産振興を図っているところでございます。ねずみ大根の販売状況につきましては、JAちくまの過去5年の状況を見ますと、平成21年が12.1t、22年度が3.4t、23年度が12.8t、24年度が5.8t、25年度が8.8tと、その年の天候や連作障害等で収穫量も左右されておりますため、ばらつきが出ております。大根の平均単価も販売量が少ないときは1kg当たり260円と高く、過剰なときはその半分以下と安価となり、採算が合わなくなってしまう。このような過去の経験から、ねずみ大根振興協議会では出荷が集中することなく安定した小売単価になるように、ねずみ大根の栽培量や出荷時期を毎年調整し、品質のよい大根の生産に努めているところであります。

以前、テクノセンターの技術交流会において、ねずみ大根のしぼり汁の保存研究がされたと聞いておりますが、そのときには0℃という一定の温度を常に保つことが重要という結果が出たということがございます。しかしながら、この調査結果を実用に移すまでには至っておらないところであります。

振興協議会においても通年販売は課題となっておりますが、既におしぼりうどんを提供している飲食店では、それぞれ独自で冷蔵保存をして営業をしております。ちくま農協の冷蔵庫の

利用というお話もありますが、農協の冷蔵庫にスペースがなければ利用できません。また、使用料についても有料となってしまいまして、通年販売は可能かもしれませんが、コスト的に販売につながらないということが危惧されます。

しかしながら、ねずみ大根も信州の伝統野菜に認定されておりますし、当町のマスコットキャラクターのねずこんもゆるキャラグランプリで長野県下市町村で1位ということでもあります。ねずみ大根の認知度も高まっている状況でもありますので、通年販売の取り組みについては今後保存方法も含め、振興協議会の会員の皆様と協議検討してまいりたいと考えております。

10番（中嶋君） 再び、課長にご答弁をいただきました。今お話があったとおり、これは大根の収穫量であります、やはり工場で機械でつくるものとは違って自然相手のことですので、これは今のばらつきがあつて当然かと思ひます。また、そのばらつきがあつたときには当然少ないときには農業生産物は高くなるものであります。あんまりとれ過ぎれば、今度はうんと安くなっちゃうと。こんなようなところで農業者、皆さんご苦労をされているところではあります、今、課長にお答えしていただきましたが、農協のですね、今のリンゴの入れてある冷蔵庫なんかは季節が変わったときにうまくできればいいのかなと思つたんですが、なかなかその辺も難しいようなお考えでもあるようであります。

ただ、そうは言ひましても、また私はもう少しいろいろ農協との話し合い、町が中へ介入することに当たつて場合によっては補助金を出すとか、いろいろな施策はあるように思ひます。

それから、これは昨日同僚議員からこんなお話がありまして、千曲市の倉科、森のアンズ農家がですね、アンズの保存用にこれは個人で数t入る冷蔵庫を持っているという話を伺ひました。そういうことを考えると、今この季節、アンズがとれる季節であります。でありますので、農家がとつてきたやつを冷蔵庫へ入れて、あれはすぐ悪くなるといひますかね、腐っちゃうなんて言へば怒られますが、そういう状況ですので、冷蔵庫へ入れておいて、それで天日干しをしてですね、いい製品にして、それを工場関係へ売るとかというお話でありました。でありますので、例えばそんなようなところとですね、町が介入する中で千曲市のこととあります、私は千曲市の議員によく言ふんですよ、おいだれとおらだれは親類だぞなんていうようなことも言つて、とても千曲市とは仲よくやつております。そんな部分もありますので、うまくそこは融合ができれば一つの考え方かなというふうにも思ひます。

先ほども課長からもありましたが、まさに今のねずこんのまさに元祖でありますねずみ大根も、ましてやこれはもう当たり前の話であります、坂城町の唯一のブランド商品であります。そういうことをですね、考えますればもっともっとPRして、これは私はまだまだ地方区かなと思つておりますので、全国区にしていかなければいけないと思ひます。そういうことをお考

えをいただきましてですね、例えば全国区になんかなればですね、これは今大変これも先ほどもちょっと話を私しましたけれども、荒廃農地を皆さん考えてくださいよ、どうするんですか。町長のご提案でもってワインということですね、大いに頑張っている部分もあります。これはこれでとっても私は素晴らしいことだとは思いますが、そうは言いましてもですね、まだまだいっぱいあちこちにあいたところがありますよ。そういうことを考えて、簡単に乗っかれなんて私は言っているわけではないんですが、せっかくねずみ大根がこのようにですね、ブランド化されたということを考えれば、私はこの今の地方のブランド品だけにしておくだけではもったいない。これは全国区へ打って出るべきだと私は思うものであります。

そういうことを考えれば、まさに通年販売に向けていかなければ、季節ものだろうなんていうことばかり言われてられない、全国区になれば。いつ坂城町の農協、場合によっては個人の農家でもよろしゅうございますが、お電話1本いただければ、いつの季節のときにでも1tでも2tでもどうぞと。例えば今のあれです、東京から注文が入った、大阪から注文が入った、名古屋から注文が入った、おいおい今度は九州まで注文が来たぞなんて、こんなようなふうになればですね、荒廃農地も大分緩和されていくんじゃないかというふうに思いまして、こんな質問をさせていただきました。ぜひひとつお考えになって、それこそ長野県を挙げて宣伝していただいている部分がありますので、町長ぜひ全国区にしようではありませんか、ねずこんも含めてよろしく願いをしておきたいと思えます。

それでは、最後の質問に移ります。

③商業振興について

(イ) 坂校のパン販売は

数年前1社、最近2社パン屋が廃業し、坂城町から自社でパンを焼き、お総菜入りのあのおいしいパンをつくっていただいていたパン屋さんが何と皆さんゼロになっちゃったですよ、ご存じのとおり。そういうことでありますので、これはえらいことになっちゃったなど。坂城町でパンを焼いているお店がなくなっちゃった。こういうことであります。私は坂城高校の卒業をしておりますので、後輩のことがちょっと心配になりました。というのは、最後におやめになったこの1社はですね、数十年坂城高校のお昼どきにパンの販売をお願いしておりました。でありますので、この部分がとても私は心配であります。どのようになったかをお尋ねをしたいと思えます。

県の関係だから、こんなのわからないよというふうに言われればそれまででしょうが、そうは言いましても坂城高校というのは、坂城町唯一の高校であります。私は大事な学校だと思っております。こういうことを言うと怒られますが、上田高校や屋代高校よりも私は坂城高校が大切です。地元の高校であります。そういうことを考えますと、忙しくて母ちゃんに弁当をつくってもらえなかったなんていうときには、ちゃんと坂城町は配慮して、パンを売ってあげて

いた、そんなようなこともありましたので、あえてこの質問をこの場所でさせていただきます。

(ロ) 横町・立町の活性化を

いよいよ町長のマニフェスト、公約でございました坂城駅にエレベーターが設置され、まさにバリアフリー化が進んでおりますが、これを契機に駅前を中心に商業振興を図って、横町、立町に昭和30年ごろのにぎわいが取り戻せればいいなど、こんなふう思うものであります。その辺の施策はあるのか、ここをお尋ねをしたいと思います。以上であります。

大変済みません。12年もここへ立っていますが、やっぱり緊張をしております、今日は。もう皆さん静かに聞いていただいていますのでね、たまに笑ったりやじが飛ぶのかなと思いましたが、皆さん真剣に聞いていただいています。敬意を表するものであります。

(ハ) 町内全域について

工業はアベノミクスの影響により我が町も少し上向いてきたとは思いますが、今後、町内全域における商業振興施策をお尋ねをいたします。以上であります。つけ加えたような質問で申しわけございません、よろしく願いをいたします。

町長（山村君） 今、中嶋議員さんから3. 商業振興についてということで坂校のパンの販売、横町・立町の活性化、町内全域についてというお話がございました。今お話がありましたように私は坂城町が高齢の方やハンディのある方、あるいは子供たちにとって優しい町であるべきだということで進めてまいりました。今お話がありましたように、その象徴的事業として、しなの鉄道の坂城駅のエレベーターが完成して、5月24日から利用されているというところがあります。この竣工式の当日にも国や県などの来賓の皆さんや地元の立町、横町の皆さんもご出席いただき、盛大に完成を祝うことができました。

また、同時にですね、坂城町の商工会商業部の皆さんが主体となって、同時にふど市というのも開催されました。ここには町内の事業者の皆さん17店舗が出店されて、約600名の方にご来場いただいたというところがあります。

商業振興に当たりましては、このようないろいろな物事の取り組みの積み重ねが大事だろうと思っております。買い物をされている皆さんも販売している商店の皆さんも笑顔でやりとりをする姿を見て、私としてもとてもうれしく思いました。やはりフェース・ツー・フェースでインターネットで物を買える面はありますけれども、フェース・ツー・フェースで商売をするということは非常に大事なことだろうと思っております。

横町、立町地域の活性化ということによりますと、これまでハード面では町が主体となりまして鉄の展示館あるいは坂木宿ふるさと歴史館、けやき横丁の整備等を行ってまいりました。また、ソフト面では坂城町商工会、にぎわい坂城、まちづくり坂城などの団体が中心となって坂城駅前のイルミネーションを設置したり、クリスマスコンサートの開催ですとか横町・立町

通りをサフィニアの花ですね、で飾っていただいた、またふード市の開催、協力等の事業を行って来てまいりました。今申し上げたようなことも町の皆さんとご相談して、2年ぐらい前から始まったということだと思っております。

今年度につきましては、にぎわい坂城の皆さんが6月下旬に国の地域商店街活性化事業補助金の応募に向けて、葛尾山登山ルートと地元商店との連携プランや、坂木宿ふるさと歴史館を会場に地元食材を活用した料理教室ですとか、古雛まつり関連イベント等の新たな企画の実施に向けて準備を進めているというように聞いております。町といたしましても、この事業が採択されて地域のにぎわいが創出されるよう応援してまいりたいと考えております。

それから、私も坂城町におきまして坂城高校というのは非常に大切なものだと思っております。本当に坂城町の高校だというふうに理解をしております。そこで、かつて坂城町において営業されておられたパン屋さん3店舗がここ数年で町外移転、もしくは廃業されたというところがあります。その中に今ご指摘がありましたように坂城高校の昼食時に販売されていた業者さんもありましたが、現在はですね、このパン屋さんはもちろん坂城高校では販売していないんですけれども、この坂城高校から町内のほかの事業所さんへ販売を依頼して、おにぎりだとかコロッケなどを中心に生徒さんに販売されております。

また、坂城高校の近くに現在新潟県を拠点とするホームセンターが、来年春を目標に出店に向けて準備を進めておられます。約1,860m²の店舗面積を予定しております。住宅関連用品ですとか生活用品を主体に販売するとお聞きしております。近々大規模小売店舗法に基づく説明会の開催も予定されているということでございますので、町としましても町民の皆様への情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、町内全域の商業振興施策はということでございますけれども、いろいろ現状を申し上げます。

先日、5月22日に村上地区でありますけれども、ドラッグストアが新しくオープンいたしました。これから国道18号線坂城更埴バイパスが鼠橋から北へ整備されてくるということでもあります。このような大型店舗店の出店が増え、村上地域だけでなく坂城町全体の商環境が大きく変わってくる可能性もあるかなと考えております。

このような状況の中で少子高齢化などの社会変化に対応して、いわゆるご用聞きビジネスの展開ですとか、町内の商業の方が共同で受注、配達する仕組みを整えるなどの工夫により、既存の商店についても新たな方向性が見出せるのではないかと、またその動きも既に始まっているようでございます。今後も引き続きまして坂城町商工会や関係団体と連携、研究しながら、住民に優しい明るいまちづくりを目指した商業振興施策に取り組んでいきたいと考えております。

10番(中嶋君) ただいま、町長よりのお答えをいただきました。町長も坂城高校を大切にしていこうと、そういうお気持ちで取り組んでいただいていることにまた敬意を表するもので

ありまして、私が心配しておったパンがだめだったら、そこですぐおにぎりであるとかコロケであるとか、そういうご手配をいただきましてですね、坂城高校の腹の減っている世代です、その子たちの胃袋をですね、満たしてあげるような施策をおとりいただいていると、これはたしか町の業者だと思えます。近場の業者だと思えます。うまくバトンタッチができたのかなど。大変そのパン屋さんがなくなってしまったことには、私も残念に思いますが、そうは言いつてもちゃんとその配慮をして、坂城高校で販売をしていただいているという今お話を伺いましたので、私も一安心いたしました。ありがとうございます。

それでまた今申し上げましたように、そうは言いつても立・横町の皆さんも自分たちが本気になってね、いろんなイベント、またお考えをいただいて、何とか活性化をとということで、これも地域の皆さんが本気で取り組んでいるということに対しては敬意を表するものであります。ましてやあそこの電車の前でいつもやっているふード市、驚きました、600人も来ていたとは。これも一つの私は評価できる部分だとは思っております。

ただ、ここでちょっと欲をかけた話を町長すればね、600人も集まってくる部分だから、できれば立町、横町にきちんとした店舗を出してですね、それで商業者の皆さんがそこで活躍なされるなら、方法、施策もこれからはですね、考えていく、私はべきだと思えます。このふード市はある意味通過点だと私は思うものであります。

それから、けやき横丁のお話もできました。あそこも何年も何年もあいておってね、この議会側から何をやっているんだって大勢の皆さんが一般質問しましたが、このたびいろいろなお店が入られたり、ハイカラなおいしいアイスクリームの売っているようなね、何と申しますかジェラシーだかジェラートとか何とか言いましたが、英語は町長にまたこれ俺勉強しなきゃいけないんですが、そういうおいしいですね、アイスクリーム。これもお話を聞くところによれば、二十歳代の女の子が頑張って今やっているなんてお話も承りました。その辺はなかなかうまくいっているのかなど。

それから、イルミネーションのクリスマスコンサートもちょっと名前を忘れましたが、ここで私が褒めた彼女、サクソフーン吹いたりね、かっこいいお嬢さんが来て、これも坂城町の出身の子です。すばらしいクリスマスコンサートを伺ったときなどは、鉄の展示館のところのですね、あそこらはもうとにかく満員になったというようなね、こともありました。これが私がよく言うまさににぎわいだと思えます。町のにぎわいが、どんどんどんあっちでもこっちでも起きてきて、坂城町がにぎやかになっていくことを期待するものでありまして、また今お話を聞けば、この間私も行ってみましたが、村上にね、大きい薬屋ができて驚きました。でかい薬屋ができたなど。横には農協のあれですか、お店がありながらまたあの横へ大きな薬屋ができた。これもまたにぎやかになっていいなど。町長もちょっと言っていました、またね、私は坂城バイパスがあいていつも言っているんですが、あの坂城バイパスがあいて、

中之条のインターからあの橋ができて、それで私はなから交通網、坂城町は完成するかなと思っておりますが、そんなことも考えての私は出店だと思います。いいことだなと思っております。

それから、また今お聞きしますれば、坂城高校の下、あれは田町か御所沢地区になると思いますが、うんとでかい大型店、これはホームセンターだと思いますが、できるということが町長から今お話を承ったわけですが、ただ、町民の立場としては大型店舗ができて、うんと安いものを売ってもらえれば、うんとうれしい。だけれども、そうは言いましても横町、立町という昔からの既存のですね、頑張っシャッターをおろさないでいる店舗もあります。お店もあります。そういうことを考えれば、先ほど町長も言いましたが、商工会と話をしたり、それからまたその地元の実際商店を営んでいる人たちとの話し合いをする中で、うまくすり合わせをしてですね、大きい店が来ることはいいって町民が喜ぶけれども、今の話、やっぱり昔からの人はちょっと困ったな、おいそんなでっかいものが来ちゃえばなんていう人も私はいると思います。なかなかそういうことは片っぽがよければ、片っぽはちょっと難しい部分もありますが、それを逆に乗り越えて調整をとりながら、坂城町を立派にしていくのは、やはりこれは山村町政だと私は思っております。でありますので、その辺のところは慎重に、そうは言いましても町民のためにですね、町民益をトータル的に考える中での判断をお願いしたいと思います。場合によっては我々が議会も町長がそういういいご発案、ご提案をすれば、反対しないで賛成のほうへ回る議員が大勢私はいるとは思いますが。そんなことも踏まえてですね、質問はこの程度にしておきたいと思っております。

さて、皆様ご承知のばら祭りにはですね、県内外からも多くのお客様が来町して連日にぎわっておりますが、ここでちょっとまた問題がありましてですね、下支えをしている薔薇人の会の会員が高齢化とともに会員数が少し減ってきているとのことでもあります。でありますので、私も昨年より会員にさせていただきました。今日も時間があれば、これから会場に行ってお手伝いをしてきたいと思っております。もちろん15日までは会場に行き、シャッターマンをやったり、「さかきの輝」のバラなどを販売したりボランティアに行き、私も一生懸命お祭りをですね、盛り上げていきたいと思っております。

そしてまた、盛り上げるだけではなく、この間聞けばですね、茨城県から来たとか隣の群馬から来たとか、新潟から来たとか、東京の方もおりました。結構県外の方が大勢来ています。それからバスも8台入ったとか、10台入ったなんていうようなお話も聞いておまして、もう大変坂城町の中では、今のところあそこが一番にぎわっております。そんなことがありますので、特にお客様には私も坂城町をアピールするためにバラだけじゃないんだよと、びんぐし湯さん館というすばらしいお風呂もあるよと。それから鉄の展示館へ行ってくださいよと、人間国宝宮入刀匠がおつくりになった刀がいっぱい並んでいると、こういうものを見なけりゃ坂

城町へ来て損をしちゃうよと。そうしたらああそうだね、なんて言って大勢の観光客の皆さんに私は今アピールをしています。

それでは、最後に一句添えます。「咲き誇る坂城のバラは日本一」「咲き誇る坂城のバラは日本一」

これにて私の一般質問を終わりいたします。ありがとうございました。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時16分～再開 午前10時27分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、8番 山崎正志君の質問を許します。

8番（山崎君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

1. 最終段階へ向かう公共下水道についてであります。

本年度下水道の幹線が南条小学校建設にあわせて国道を渡ります。いよいよ坂城町の最南部への工事が始まるわけです。そこで順を追って質問いたします。

イ. 今後の事業計画は

山村町長は3月の議会招集挨拶において、32年度をめどに整備を進めていくとおっしゃっております。そこでまず、今年度事業計画はどのようになっているかお伺いいたします。

次にまた、今年度の事業計画に含まれているかもしれませんが、南条小学校建設に伴う南条小学校周辺の整備計画についてお伺いいたします。

次に、谷川以南の国道西への接続工事についてであります。現在、本管が布設されている日精樹脂工業駐車場脇からは南北に町道はありません。そこで、国道に配管工事を行う箇所があります。国道の掘削にはいろいろな制約があると思いますが、国交省との協議をどのように進めているのか、あるいは進めていくのかお伺いいたします。

次に、谷川以南の金井、新地、鼠地域への工事計画はどのようになっているか。また、事業完了年度の目途はどのようになっているかお伺いいたします。

次に、負担金についてであります。均等割19万3千円、面積割350円/m²、1坪当たり1,155円ですと条例にあります。町民が均等に負担しなければいけないことはわかっていますが、今まで待たされたとおっしゃる方もいらっしゃいます。その点をどのように考えているのかお伺いいたします。

ロ. メンテナンスについてで、メンテナンスの負担はであります。

平成12年の通水から15年になります。マンホールポンプ等メンテナンスの負担は、どのようになっているかお伺いいたします。また、マンホールポンプの耐用年数と単価及び設置箇所は何か所あるかお伺いいたします。また、マンホールポンプの交換は今まであったか、その

他の幹線においてのトラブルはあったか伺いたします。

以上、下水道についての1回目の質問といたします。

建設課長（青木君） 坂城町の公共下水道は長野市、千曲市と構成する長野県千曲川流域下水道の上流処理区終末処理場アクアパル千曲で処理をしており、この区域は平成2年度から整備が進められ、最上流の坂城町は平成6年度から整備を始め、平成26年度末で約8割の整備を目指しております。

今年度の公共下水道事業計画につきましては、国の2月補正の前倒し事業費1億5千万円を合わせ、3億円での事業実施を計画しております。工事箇所につきましては上平の出浦沢周辺地区、網掛のびんぐし公園周辺の福沢地区、中之条中沢地籍の栗林製作所様周辺を予定し、さらに南条小学校建設にあわせた工事を行う予定となっております。また、平成25年度に認可区域の追加となった金井、新地、鼠地区については、工事を実施する上で必要なための実施設計測量を行う予定となっております。

次に、南条小学校建設に伴う小学校周辺の整備計画につきましては、南条地区の幹線管渠が日精樹脂工業様南まで入っておりますので、この管渠を推進工事により国道下を貫通させ、南条小学校南側の体育館までと正門玄関の北側のところまでの開削工事を実施いたします。幹線管渠の布設工事に伴い、周辺住宅への下水のつなぎ込みの工事も実施する予定となっております。

次に、谷川以南の幹線管渠の布設について長野国道事務所との協議につきましては金井、新地、鼠の国道の光ケーブルの入っていない側の車道に下水道の管渠を入れる予定になっております。国道工事事務所との協議は延長で2kmと大がかりな工事となりますので、概略については4年前から進めており、昨年度から詳細について実施設計測量をして協議を進めております。国道は舗装後5年間の掘り返しができないなど、もろもろの規制がございますので、引き続き協議を詰め、公共下水道管の布設が可能な時期等を確認してまいりたいと考えております。この金井、新地、鼠地区の整備につきましては、町の第5次長期総合計画でも位置づけをし、平成32年度を整備目標年次として整備を進めております。

次に、受益者負担金の関係でございますが、この制度は都市計画法の規定に基づくもので、公共下水道の整備により、その利益を受ける範囲において事業費の一部をお願いしていくもので、これは利益を受けない方々との公平性を保つためにも必要なものであります。平成11年度に坂城町都市計画審議会において検討を行い、審議会からの答申を町が受け、議会に諮り、条例化いたしました。

坂城町の場合は1区画ごとに均等割とし、19万3千円とそこに面積割として1m²当たり350円を乗じて加算したものが受益者負担金となります。審議会で坂城町の場合は土地利用の実態を考慮すると均等割と面積割としたほうがより適切であると判断され、均等割と面積割

の割合において、面積の大きい方々と小さな方々の負担の偏りができるだけ少なくなるように考慮し、単価の設定をしたものでございます。なお、農地や排水ができない駐車場、更地等については申請いただき、現地を確認し、基準と照らし合わせ徴収猶予をしております。

次に、メンテナンスに対する負担でございますが、下水道使用料などの一部が充当されておりました。下水道使用料は平成25年度1億1,100万弱の収入となっており、このうちマンホールポンプの点検やマンホール等の修繕に約300万円が充当されております。

次に、マンホールポンプの設置箇所についてでございますが、現在21カ所ございます。マンホールポンプの処理能力、地域の状況等にもよりますが、耐用年数はおおむねで15年、設置費用は300万円から1,500万円程度でございます。

マンホールポンプのトラブルによる交換につきましては、設置後現在まで交換したものはございません。幹線管渠においても今までトラブルによる交換はございません。今後も定期点検等を行い、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

管渠の耐用年数は50年であります。建設から20年が経過したところもあり、長野県も持続的な管理運営を提唱しており、メンテナンスについては引き続き管渠、マンホールポンプの長寿命化及び維持管理費の軽減の研究をしてみたいと考えております。以上でございます。

8番（山崎君） それでは、下水道について2回目の質問に入ります。

南条小学校建設に伴って国道を渡っていくと。体育館また体育館の南側ですか、正門の北側まで管が通るといことで、周辺については行くまでにもうその接しているところは、やっっていくというお話のようですけれども、一つだけ質問したいところがあるんですけれども、欠口用水が通っていますが、7組合のところ、あそこは出入り口が欠口用水に当たっているお宅も何軒があるんですけれども、そういうところはどのように対応していくのか、一つお伺いしたいと思います。

また、先ほどのもう1個あったのが負担金の話ですけれども、固定資産税の課税においては宅地であるお宅として固定資産税を払っているところがあります。それを中で家庭菜園、やっている方も結構いらっしゃると思いますけれども、そういう場合にはそういうところをどのように軽減するような措置はあるのか。また、今まではそういうことがあったのかどうか、お伺いしたいと思います。

建設課長（青木君） まず、欠口用水のところが出入り口にかかっているというお宅があるというご質問でございますが、これは個々にそれぞれまた幹線のいくところに地元説明会を開きまして、それぞれ各戸担当のほうと、また業者のほうと現場のほうを立ち会いまして、どのような方法ができるかということをそれぞれ現場のほうで検討させていただきますので、その中でできる方法をまた検討していきたいということでございます。

あと、軽減の関係でございますが、その軽減を行うにはそれぞれ理由がございます、農地の場合は農地法に規定された農地という一つの契約がございます。この農地法というのはあくまでも耕作していることが原則ということになりますので、宅地の中の一部が農地として使われている場合、例えばそれが販売ですとか、そういう実際に農地としてやっている場合については、その部分について現場のほうで確認をして、農地として猶予している部分はございますけれども、家庭菜園等につきましては一応対象にならないということをご理解いただきたいと思います。

8番（山崎君） 家庭菜園という部分でなくて、今までにそうやって農地としてやれたと、そういう宅地でもそういう何というんですか、販路としてやっている方に対しては、そうやって軽減があったという形でとれますけれども、どの程度のお宅があったかは出てきます。

建設課長（青木君） 対象にした件数ということでございますが、実際に調査に上がって、そういう件数というのは年間に本当数件で、ちょっと件数について全体の件数はちょっと把握してございません。

ただ、25年度全体で受益者負担金の対象となった、新しく25年度だけで対象になった筆数が825筆ございまして、そのうち農地ですとか駐車場にしてあったり、実際の排水がないとか、今のそういうような部分で徴収猶予になっているのが148筆ございました。その中には数件でございますが、宅地の中にそういう形で農地としてやっていて、職員のほうで現場を確認し、農地と認められるものも入っているということをご理解いただきたいと思います。

8番（山崎君） それでは今、これからの下水道が南条小学校の建設にあわせて通っていくと。周辺には本当に欠口用水等の出入り口があるところもある、またそういうところには十分配慮をなされて、話し合いを持っていただいたり、説明会を開いていただくという形でやっていただきたいと思います。

また、国道への布設においても国交省の、5年間もうそうやって交渉も進められている話ですから、取り残されるところがないようにうまく進めていただきたいと思います。

マンホールポンプの設置ですね、いろいろ今のところ交換はないと。結構300万から1千万と高価なものですから、そうやってずっと使えればいいんでしょうけれども、どうしても耐久年数というものは出てくると思います。それは当然ながら町の負担という形で交換することになると思いますけれども、そういう部分に関しても、今までも平成22年度、5年前ですかね、5年前の段階で17基だったような気がしますけれども、それから4基しか増えていないということ、最近は増えていないんだなと私はこう思います。またこれから先、そういうところが出てくるかどうかまだわかりませんが、そういうところが出てきた場合にもまた考えなければいけない部分があると思います。マンホールポンプ設置で数百万かかるに当たって、私が思うには、そういうところには話をして、合併浄化槽という形もとっていったほうが将来

的に負担がかからなくて済むようなところもあると思いますけれども、これは今後の課題としていただきたいと思います。最終目的地に下水道整備が早期にたどり着くことを望みまして、下水道の質問を終わります。

それでは続きまして、2の南条小学校記念館についてであります。

イ．保存についてであります。

南条小学校建設が間近に迫りました。そこで、南条小学校記念館について最終的な結論を問う質問を行います。さかき歴史同好会は、南条小学校記念館の保存の要望書を議会に提出されました。同様に町当局にも要望書が提出されたと思います。南条小学校記念館に関しての概要は今まで何度か議会でも説明がありましたので、省略いたします。

それではまず、文化財としての価値はどのように考えているのか。また、有識者の意見はどのようなものだったのかお伺いいたします。

さかき歴史同好会が南条小学校記念館の解体処分を知ったのは、今年の4月に入ってからだそうです。そこで、地域住民に対する説明は十分だったのかお伺いいたします。

現在の場所に記念館を保存することは、新校舎の低学年棟がかかるため無理なことは理解しています。そこで、移築保存の考えはあるかお伺いいたします。

最後に、記念館をすぐに移築保存できなくても、将来移築できるように解体工事を行い、保管する考えはあるのかお伺いいたします。

以上、南条小学校記念館についての1回目の質問といたします。

町長（山村君） 2の南条小学校記念館について、その保存についてご質問をいただきました。私から基本的な考え方、それから住民への連絡といたしますか、それがどうなっているか、それは担当課長からご説明申し上げます。

まず、南条小学校記念館について申し上げますと、これは昭和2年に完成した木造校舎の正面玄関として建築がなされ、間口8間半、奥行き4間、延べ床面積102.68m²、約31坪の建物であります。現在の南条小学校校舎の竣工にあわせ、当時の木造校舎から切り離して部分改造により記念館として現在の場所に移設がなされました。

南条小学校の建設についてはもう足かけ3年間、委員会をつくっていただいて、たび重なる議論もしていきました。その中で記念館については現校舎の中の敷地内には置かないという結論に委員会のほうで意見が出ました。その間ですね、私は一度もこの記念館が文化財に相当するものだという話はどなたからも聞きませんでした。逆に言うと、あの記念館ができて30年間、果たして文化財として価値があるということを正式に議論されたのかどうか、それはなかったと思います。なぜならば、今ある記念館に、例えば立て札があつて、これは重要な建物で文化財だと、そういう申請をしているという議論がなかったわけでありまして、したがって、これからいよいよ今年、来年で建設に当たるという段階においてですね、今お話がありま

したように歴史同好会の皆さんからも要望書をいただきました。

そこで、この記念館は町の指定文化財となっておりますけれども、南条小学校の改築事業により、設計上その場所に当たるところがありますので、町文化財保護審議会において5月下旬に現地調査も行っていただきました。また、信濃伝統建築研究所の和田勝所長さんも当町の委員としてご参画いただいておりますので、建築文化財としての価値についてのご意見もいただきました。

建築文化財としての価値につきましては、間口2間半の玄関ポーチにつきましては赤色、赤色の鉄板ぶき屋根、それから銅製の棟飾り、漢字の八の字に開いた破風板ですね、破風板。それからガラリ窓、花びら模様のしゅくいこて絵など、大正末期から昭和初期における代表的な建築様式が見られるということでありました。

町文化財保護審議会といたしましては、現地調査と審議の結果、大正末期から昭和にかけての建築文化財として、また3小学校で唯一残る木造校舎部分という観点から、現在の建築形態での保存が望ましいというような意見でありました。また、現在の建築形態での保存を実施するに当たっては、単に静態保存をするのではなく、部分的であっても大勢の皆さんに見ていただき、活用できるような保存が望ましいというような意見もございました。

私はですね、先ほど申し上げたように文化財としての重要なものだということが坂城町の人が皆さんが共有していたと思っております。しかしながら、この文化財として価値があると新たな認識はされたものだというふうに理解をしております。今壊してしまうのは簡単です。全てなくなってしまいます。

したがいまして、私としましてはですね、現存する大正末期から昭和初期の建物が少なくても貴重な文化財であるならば、保存について検討していく必要があるだろうというふうに考えております。玄関ポーチ部分が特に建築物の形態として貴重であるとお聞きしておりますので、このようなご意見を踏まえまして、早急に方針を定めてまいりたいと考えております。

しかしながら、あのままですね、例えば、いただいたご意見の中で格致学校の横に移設をするとか、あのまま移設するというのでは多額の費用もかかるということでもありますので、何とか学校の近いところで活用できる形で、案としてはいろんな案があります。児童館をつくる時に何か部分的に対応できないかとかいろいろな案があります。児童館の入口に使えないかとかですね、それはこれから詰めていこうと思いますが、いずれにしても今のまんまで何も使わない形で保存ということではなくて、みんなが見られて活用できるような形での保存というのを、時間が余りありませんけれども、皆さんと早急に検討していきたいと思っております。

教育文化課長（柳澤君） 地域住民への周知という部分で記念館についてお答えを申し上げます。

この部分につきましては、南条小学校の建設委員会におきまして現地調査を含めてご意見をいただいていたところがございます。記念館につきましては経年による損傷もありまして、現

状では有効な活用も難しく、また新校舎の土地利用上からも取り壊すこととしまして、何らかの記念の形として残す方針となったところでございます。

建設委員会につきましては小学校区となります南条、中之条地区の全区長さんやPTAの皆さんにもご参画をいただいていることから、地域の方々にも説明を行ってきたと考えているところでございます。以上です。

8番（山崎君） 私も南条小学校建設検討委員会、あるいはその後続いた建設委員会もずっと拝聴してきました。その中でもいろいろ南条小学校記念館についても話し合われている部分も私も聞いております。南条小学校検討委員会、建設委員会における結論というのは、私は尊重すべき部分があると思っておりますが、それでもやっぱり私もあの小学校の卒業生でありますから、あの校門というところはずっと見てきた部分でありまして、私も建築部分でどの程度の価値があるかという部分でのそういう専門家でないからわかりませんが、そういう思い出が、思いがあるという方がいらっしゃるということは事実だと思います。

それで、お聞きしますけれども、あそこの今建たっている記念館ですね、実際にその大正当時あたりから昭和2年ですか、建設当時の部材としてどの程度の、その当時のまんま残っているところでポーチの部分が出ていますけれども、中の材とかそういう部分ではどの程度残っているかというのは把握していらっしゃるでしょうか。

教育文化課長（柳澤君） 現在、その当時のものがどれくらい残っているかという部分で、現在把握できているところでお知らせをしたいと思うんですけれども、基礎につきましてはやりかえられたというような状況となっております。また、廊下の床の部分でありますけれども、これにつきましても敷居等を取り除きまして床張りをするというような状況の様相が見受けられます。また、屋根につきましても新しく瓦をふいたというような状況が見てとれるというようなところで、かなりの部分で改造がなされているというような状況の把握をしているところがありますけれども、詳細につきましては、もう少し調査をしないとわからない状況となります。以上です。

8番（山崎君） 今のお話ですと屋根、基礎、床というのはあの当時のものではないと。そうすると、ポーチの部分とあと部材的にどの程度かわかりませんが、今回解体をして、あのままちょっと移築するのは無理でしょうから、それは無理ですから、それを解体するに当たって、その当時の部分だけでもどこかに保存しておいて、それをまたどこかに移築するような方法で保管はできるかどうか伺いたします。

教育文化課長（柳澤君） 解体の保存というような部分のところ、できるのかどうかということでございます。この建物につきましては老朽化によります雨漏りによります主要な部材の損傷、あるいは建具等の傷みなども各所に見受けられるというような状況であります。方法論的には、きっとやってできなくはないのかなとは思いますが、そのあたりにつきま

しては詳細な調査をしていく必要があると考えるところであります。以上です。

8番（山崎君） 今の技術でしたら昔のところを保管することは可能だと思います。これから町長も何かしらの形で残せればというお話をしておりますから、その旨期待して。できればそうやって後でもまた復元できるような形ができるように保管できればと私は思っております。

まとめに入りますけれども、安倍内閣が特定秘密法案を数の原理で成立させましてね、次に今度は第9条をねじ曲げて、理解して解釈して集団的自衛権を閣議決定しようとしております。我々の子供たちが、孫たちが銃を担いで人に銃口を向けるようなことがあってはならないと私は思っております。判断を誤ると後世に汚点を残すことにもなります。南条小学校記念館、どの程度のものかわりませんが、それをある程度の形で残していくのか、残していくことも一つの町の判断だと思います。

新しい南条小学校の早期完成を願って、一般質問を終わります。

議長（柳澤君） 以上で通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから明日12日までの2日間は委員会審査等のため休会にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。よって、ただいまから明日12日までの2日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月13日、午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時00分）

6月13日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名

| | | | |
|------|---------|------|--------|
| 1番議員 | 柳澤 澄君 | 8番議員 | 山崎 正志君 |
| 2 〃 | 塚田 正平君 | 9 〃 | 入日 時子君 |
| 3 〃 | 吉川 まゆみ君 | 10 〃 | 中嶋 登君 |
| 4 〃 | 窪田 英子君 | 11 〃 | 塚田 忠君 |
| 5 〃 | 塩入 弘文君 | 12 〃 | 池田 弘君 |
| 6 〃 | 塩野入 猛君 | 13 〃 | 大森 茂彦君 |
| 7 〃 | 西沢 悦子君 | 14 〃 | 宮島 祐夫君 |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘君 |
| 副 町 長 | 宮下 和久君 |
| 教 育 長 | 宮崎 義也君 |
| 会 計 管 理 者 | 春日 英次君 |
| 総 務 課 長 | 田中 一夫君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 荒川 正朋君 |
| まちづくり推進室長 | 中村 淳君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 金子 豊君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 天田 民男君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 宮嶋 敬一君 |
| 保健センター所長 | 村田 よし子君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 塚田 陽一君 |
| 建 設 課 長 | 青木 知之君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 柳澤 博君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 宮下 和久君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 大井 裕君 |
| 総 務 係 長 | 臼井 洋一君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | |
| 企 画 調 整 係 長 | 竹内 祐一君 |

4. 職務のため出席した者

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山崎 金一君 |
| 議 会 書 記 | 小宮山 和美君 |

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 請願・陳情について

第 2 議案第 2 2 号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について

第 3 議案第 2 3 号 東信地区交通災害共済組合の解散について

第 4 議案第 2 4 号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

第 5 議案第 2 5 号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入について

第 6 議案第 2 6 号 坂城町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

第 7 議案第 2 7 号 坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 2 8 号 坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 2 号）について

追加第 1 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について

追加第 2 発委第 5 号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書について

追加第 3 発委第 6 号 医療・介護総合推進法案に反対する意見書について

追加第 4 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。ただいまの出席議員は 1 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第 1 「請願・陳情について」

議長（柳澤君） 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第 1 号 特定秘密保護法の廃止を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

「陳情第4号 医療・介護総合推進法案に反対することについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

議長（柳澤君） 次に、日程に掲げた議案につきましては、去る6月2日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第22号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第23号 東信地区交通災害共済組合の解散について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第24号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第25号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第26号 坂城町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

6番（塩野入君） 本案は配偶者の海外出張などに伴い、離職を心配したり迷ったりすることから解放されるこれは朗報でありまして、歓迎する条例であります。そこで、2点ほどお聞きします。

まず、この任命権者が公務の運営に支障がないと認めるときに承認するとありますが、具体的にどんなこと、どんな事例が考えられるかをお聞きします。

もう一つ、第3条に期間は3年とありますが、この3年に区切った基準、根拠はどんなことか、以上2点お聞きをいたします。

総務係長（大井君） 順次お答えいたします。初めに、本条例案により、職員から休業の申請の申し出があった場合、職場の状況や担当業務の内容などを確認する中で、基本的には承認していくこととなります。

ただし、例えば重要な計画の策定など一定の成果に向けて集中的に取り組むような業務を

行っていたり、特定の業務に長い期間かかわってきた職員が、仕上げの段階において休業の申請がなされると業務の遂行に非常に大きな影響を与えることが想定されます。こういった場合におきましては、公務への影響を最小限にとどめるよう職員と話し合いを行う中で、開始時期などについて調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、休業期間を3年とする根拠についてであります。まず地方公務員法において休業の期間は3年を超えない範囲において地方公共団体の条例で定める期間とされております。本条例案では休業の期間として、この配偶者同行休業制度により休業することで、貴重な職員を失うことなく職場復帰できることを念頭に考えております。したがって、職場復帰の際に支障の余り出ない範囲を上限として考えております。

また、同様の休業制度として育児休業制度がございますが、こちらの休業期間の上限について3年としていることや数は少ないものの先進的に同様の休業制度を導入している民間企業においても、おおむね3年としている例が多いといった状況にあります。

このような状況を踏まえ、休業の期間として本条例案におきましては法定の上限でもありません3年を休業期間といたしたものでございます。以上です。

6番（塩野入君） 企業などは経済産業の情勢に敏感に対応していかなければなりません。現在の産業界あるいは産業の流れというのは早くて、その流れに素早く対応しなければ取り残されてしまうことにもなり、厳しい企業経営に迫られるというケースも多いと思います。

そうした中で海外赴任の転勤命令も短時間での異動がなされることが予想されます。この第9条も1年を超えない範囲で臨時的任用の補充ができる仕組みになってはいます。そうした中で今お答えにもありましたが、そういう最後の計画の節目だとか、そういうときには職員で話し合っ調整をすると、こういうことではございますが、例えばそうなる、そういうところに従事している職員は話し合いはするんだけど、もし急にそういうことになった場合には、なかなかその対応が難しいんじゃないかと私は思うんです。

そうすると、なるべく職員についてはそういう年度を超すものとか、あるいは今言った計画行政みたいにならずずっとやっているところの職員でなくて、例えば窓口だとか、それが短期間に終結をする仕事だとか、そういうところに仕事ですね、選別がされないかどうか、その辺のところはどうお考えでしょうか、お聞きをいたします。

総務係長（大井君） 職員の職務の選別への懸念ということでございますけれども、基本的には本条例案の第9条に議員さんもお指摘のとおり、9条において定めておりますように休業した職員の業務を配置転換などにより補ってまいりたいというふうにも考えております。それでもなお不足が生じるような場合、休業期間が終了するまでの間に必要な期間を臨時職員により対応することを想定しております。

また、先ほども申し上げましたように、一定の成果に向けて集中的に取り組む業務などを

行っている職員が休業を希望した場合には、公務への影響を最小限にとどめるよう、休業の開始時期等について調整を行うなどして、特定の業務を担当する職員が本制度を利用することができないことのないようにしてまいりたいと考えております。以上です。

13番（大森君） この条例について今の答弁についてですね、ちょっともう少し明確にしていただきたいというふうに思うのが、現在職員が非常にぎりぎりのところで行われている行政の業務であります。この業務に対してですね、例えば2人、3人の申請があった場合これをどう対応されるのか。

そして、最大3年でありますので、その間は欠員状態で行われていくのか、その辺はどんな対応をされるか、ご答弁願います。

総務係長（大井君） まず、条例案の9条において業務の配置転換等ということが第1点、優先的には考えますけれども、それでも不足するような場合については臨時職員の雇用等を考えてまいりたいと思います。

13番（大森君） 特に専門職、資格のあるような職員の場合は、そうはいかないと思うんですよ。そういう点についても、もう少し明確なといいますかね、それなりの基準はもう少しはっきりさせたほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺についていかがでしょう。

総務係長（大井君） まず、先ほども申し上げましたように、申請をなされた職員と話し合いを行う中で開始時期等についても調整をしていくという部分と、専門職等で出た場合というのも基本的に配置転換というか、その職場での対応、それからその専門職の臨時職員の雇用という部分で考えてまいりたいと思います。

議長（柳澤君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第27号 坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第28号 坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第29号 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

12番（池田君） それでは、補正の中から二、三質問いたします。最初に歳出のほうですけれども、5ページの節の説明のところスマートタウンホームページ制作委託って144万です

か、盛ってあるんですけれども、このごろあるところで上田市議員から町のスマートタウンってことで聞かれたわけなんですけれども、私もある程度説明はしましたけれども、町民の皆さんに聞かれて、細かいところまでは行き届いたお話ができないというようなことで、このごろ一般質問の中で公にいうとスマートタウン構想というのは、賢いまちづくりであるというように説明があったわけなんですけれども、このホームページとして製作されるその内容をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから8ページですね、8ページの一番下のところになります。この節の説明のところ、勤福会館の改築工事というようなことで1,200万ですか、盛ってあるんですけど、この内容をお願いしたいと思います。

それから次のページ、9ページの目3農業振興費という中で、節の説明の中で農作物災害対策事業費、これは振興費の中のこれは多分雪対策の事業だと思うんですけど、この1億ですか、200万と盛ってあるこの内容。

それから、まだよそへ行くともうでき上がっちゃっているというようなお話を聞くところありますけれども、何かこのごろ農協さんのほうの関係で聞くところによると、これからだというようなお話がある中で、大分おくらしているなというようなところで、どんな進行状況になっているかお聞かせ願いたいと思います。

それから、その下の節の説明の中で、さかきブランド推進事業と40万ですか、あるわけなんですけれども、一般質問の中でもあったと思うんですけど、さかきブランドのどのようなことを推進するかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう1点お願いしたいと思うんですけど、目2ですか、商工振興費の中で節の説明のほうのところ商工振興一般経費と出ていて250万ほど盛ってあるわけなんですけど、これは多分、秋の工業展のあれだと思うんですけど、どんな内容でやられるか、その辺のところも説明をお願いしたいと思います。以上です。

企画調整係長（竹内君） スマートタウンのホームページの製作についてでございますけれども、こちらにつきましては県の元気づくり支援金の採択を受けまして、今年度取り組んでくものでございますけれども、このホームページではこれまでのスマートタウン構想をですね、地域の皆さんにできるだけ理解をしていただく、浸透していくというツールとしましてスマートタウン構想ですとか現在取り組んでおります産学官連携による事業の紹介、それから子供向けの学習コーナー、それから昨年度、作成をしましたスマートタウンPRビデオの視聴などにより、楽しくわかりやすいページをつくり上げていくというものでございます。

産業振興課長（塚田君） 初めに8ページ、勤労者総合福祉センター管理一般経費の中で設計監理委託60万、施設改修工事1,200万の内容でございます。こちらのほうにつきましては、勤労者総合福祉センターの外壁の改修ということになります。

外壁につきましてはタイル張りで今現在なっているわけですが、建設以来16年が経過いたしまして少しタイルと本体のコンクリートのほうが大分中にすき間が出てきてしまったということで、3月の末に利用者の方から外壁が膨らんでいるよというような指摘がございまして確認いたしましたら、大分すき間が出てきておりまして、落下の危険があるということで急遽業者さんをお願いいたしまして、全面の外壁の検査をしていただきました。その結果、ほぼ全体にわたりまして少しすき間が見えるということで危険なこともございますので、ここで改修をいたしまして直していきたいということでございます。

やり方といたしましては、透明樹脂タイルピン固定剥離防止工法ということで、今のタイルを剥がすと、今度はコンクリートのほうの基本のほうは雨とかでやはり弱くなってしまいうことで、今のタイルを利用いたしましてタイルとコンクリートの外壁の間に樹脂を注入いたしまして、これは接着剤ですが、注入いたしまして、なおかつタイルの表面に樹脂をコーティングいたしまして、一面一枚のものにしてしまうと。そこをピンで基本、中の外壁と一体化させて落下を防ぐという形をとりたいというふうに考えております。そういう内容でございます。

続いて次のページの農業振興一般経費、農作物の災害対策事業補助金でございます。こちらにつきましては、お見込みのとおり雪害の関係でございます。雪害の関係でございますが、今現在、要望件数なんですけれども、撤去の要望が64件ございます。再建の要望が57件でございます。その両方合わせまして1億200万という金額ということであります。

ご質問にありましたけれども、もう既にでき上がっている人と、これからという人があります。これからという人は、どちらかというとな資材が今現在間に合わないという状況の方が多ございます。やはり農協のほうでは、早くても秋ぐらいになってしまうのではないかという話をされております。中にはもう既にでき上がっている方もいらっしゃいます。こちらのほうはもうやはり農業を経営していく上でどうしても早くやらなければいけないと。たまたま既に建設を予定していた方、要するに建て直しをしていこうと思っていたやさきに雪害に遭ってしまったという方については、やはり資材はもう既に整っておりましたので、そういうものについては幸運と言えば幸運なんですけど、そういう方してみればでき上がったもの、これは既にお支払も多分されておりますが、こういうものについてはそのまま補助の対象となります。

ただ、これからという方につきましては、業者さん3社に見積もりを出していただきまして、三つの業者さんの見積もりの中で一番安価な業者さんをお願いするという形になりますので、それが補助金の金額になります。

また、再建につきましては、国が2分の1、県と町が10分の2ずつですね、10分の2、10分の2で国が2分の1で自己負担は10分の1と、1割を自分で見るという形になります。

撤去につきましては、国が2分の1、県と町が4分の1ずつで自己負担はございません。ただ、やはり国の決めた単価がございまして。その単価と面積を掛けた金額か、あるいは実際に撤

去にかかった費用どちらか安価なほうが補助対象の額というふうになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。その合計が1億200万ということでございます。

続いて、その次のさかきブランドの推進事業でございます。こちらにつきましては坂城の特産物、そういうものをどんどん広くPRしていこうという事業でございますが、今回載せていただきましたのは、この6月28日に信濃グランセローズの試合がございますが、オリンピックスタジアムで開催されます。こちらのほう市町村の日ということで、グランセローズと信毎さんのほうで一緒になって市町村の日というイベントを行っております。その中でこの6月28日を坂城町の日ということで、坂城町のPRを野球を通じて大々的に行っていこうということで、今回そのイベントに係る費用を載せさせていただきます。

その次の済みません、10ページになります。商工費の商工振興費、商工振興一般経費の地域経済活性化対策事業補助金でございます。こちらのほうにつきましては、町商工会が行う事業に対しての補助金でございます。先ほど農業の関係では雪の害ということで大きな被害があったわけですが、やはり企業、事業所のほうでも2月の大雪の際にはテント倉庫の倒壊や損傷など、製造業の事業所を中心に約2億円近い被害が出ました。

また、商業や観光面におきましても高速道路や国道の除雪に時間を要したため、商品の入荷や観光客の減少などの影響がございました。そういうこともありまして、坂城町商工会といたしまして町内の商工業者の体質強化を図りたいということで新たな事業展開を支援して、町の経済の活性化を図りたいということで、この事業を行うということでございます。

内容といたしましては、BCPセミナーの開催ということで、BCPというのは事業継続計画というものでございまして、この2月の大雪のように何か大きな事故とかそういう出来事があった場合に、企業が安全にといいますか継続して事業ができるか、そういうことについてあらかじめそういう計画を立てておくものです。そういう突発的な災害等に遭った場合でも、企業として事業が継続できるというものをあらかじめ研修といいますか、していただくということでそのセミナーの開催を行うということが一つ。

それと、坂城町工業への支援ということで先ほどありましたけれども、ものづくり展に関連いたしましてウェブ版の企業ガイドブックの作成、またものづくり展のメディアのPRへの支援とメディアPRを事業所が行う場合の支援ということも考えております。

また、町商業や観光への支援ということでふーど市、またねずみ大根まつりなどのイベントに対して町外からの誘客を図る、そのような事業を行いたいと。例えば、しなの鉄道を利用いたしまして中づり広告を出すとか、そんなようなPR活動をしていきたいというものであります。

また、ねずこんを生かした新商品開発ということで、大分最近ねずこんグッズが増えてきましたけれども、さらに増やしていったら、それを増やした商品につきましては町内で希望する商

店で販売をしてもらおうと、そんなような形で商業の活性化を図りたいというものもあります。

またもう一つ、建設建築企業の住民への周知ということで、今回の大雪でもそうでしたが、町内の建設業の皆さんに修理をしてくれというようなこともお話があったわけですが、さらにこの町内の建設関係業者の皆さんを住民にPRをしていく、そんな「住まいづくり瓦版」というような、そういうものを発行していきたいと。今までも発行はしているんですが、特集号みたいな形で大々的に発行していきたいということ、そんなような五つほどの事業があるわけですが、これを商工会が中心となりまして行っていきたいというものでございます。以上です。

12番（池田君） 今、丁寧な説明をいただいたわけでございますけれども、今の商工費の中の私の考え違いで全然違うことを聞いたら、丁寧に違うほうのことで説明をいただきましてありがとうございました。

先ほどのさかきブランド推進事業ということで説明もあったわけでございますけど、さかきブランドっていうと農業ばかりじゃなくて、いろいろとあるわけなんですけど、どんなものが種類としてあるとか、またこの野球試合というのがどこである試合でやるかというのが大事だと思うんですけども、その辺お願いしたいと思います。

それから、勤福会館の今の工事のことなんですけれども、これは大変今お聞きすると難しい事業のような気がするんですけども、坂城町の企業というか中で行われている何というんですか、工事ができる会社があるということで入札等もあると思うんですけども、坂城町の業者も含まれるかどうか、その辺のところもお聞かせねがたいと思います。以上です。

産業振興課長（塚田君） さかきブランドについては、お話のとおり当然農業関係でもありますし、商業関係でもありますし、または企業関係でも考えられるものでもあります。これらの商品につきましてどんどんPRをして、またねずこんも昨年ゆるキャラグランプリで県下市町村で1位というふうになりましたので、ぜひ今年はねずこんをいっぱい露出させて、坂城町を大きくPRしていきたいというふうに思います。

また、野球のほうですけども、長野にありますオリンピックスタジアムで行いますので、小中学生には無料招待状をお渡しするという予定になっております。また、皆さんもぜひ坂城町のほうへ応援に来ていただいて、信濃グランセローズの応援をお願いしたいと思います。なお、対戦相手は富山サンダーバーズでございますので、よろしくお願いたします。

勤労者総合福祉センターの関係ですが、業者は町内かということですが、これはやはり決められたとおり、業者選定委員会の中で業者さんのほうは、まず候補を決めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

5番（塩入君） 今、池田議員が質問されたことにちょっとつけ加えて再質問したいと思うんですが、8ページ、今の勤労者総合福祉センターの問題です。もう十五、六年たって外壁が傷ん

でいると。そこで業者にね、タイルのすき間に樹脂を注入したり、またその上に樹脂をやるといことですけれども、これをやった場合にですね、これから耐用年数とすればどのぐらいもつのかと。今まで16年でもう傷んじやっているわけですね。だから、これをやった場合にはおよそどのぐらいの耐用年数が見込まれるのか、その点を一つ。

それから業者、入札されたと思うんですが、何社ぐらい希望されて。これからですね、済みません。これからですから失礼しました。その点一つお聞きします。

それから2点目ですが、これは9ページですが、今農作物対策事業で一番上に農業振興一般経費の農作物災害対策事業補助費ですが、1億からというとな本当に大変な額なんですけれども、大きな被害を受けたわけです。さっき、答弁の中に実際撤去と、64件、この方は、もうこれからは農業をやらないというふうに考えていらっしゃる方かと思うんですが、それから再建したいという方が67件と、57件、ごめんなさい。57件ということで、再建する場合には自分は1割負担でできるというふうに言われましたが、実際ね、もう一つは最大に被害を受けた世帯というのは、どのぐらいの被害を受けているのか、それを一つお聞きしたいと思うし、それから僕も聞いた中で再建してもね、これからやっていけるかどうか本当に心配だと。でも、やらざるを得ないということで、1割負担で何とかこれから頑張ってやっていきたいと思うんですということをおっしゃっていたんですが、やはり今後の見通しとしてもね、これは本当に大変だと思うんで、その辺、町としてもね、どんな対応をしていかれるのか、2点質問したいと思います。

産業振興課長（塚田君） 最初のご質問であります、この工事をやった後は耐用年数はどのくらいということでございます。そこがやっぱり一番気になる場所です。当初も最初の建物も耐用年数がまさかこんなに早くすき間があくとは思っていなかったわけですが、それはやはりその工事の施工の時期がちょうど冬で、一応暖房を効かせながら工事は進めたところですけども、やはりそういう季節的なものもあったのではないかとというふうに予測はされるんですけども、実際工事をやってみて、耐用年数は一応その工法による耐用年数は決まると思うんですが、やはり絶対かって言われると、なかなかそのときの条件があろうかということ業者さんのほうからは聞いております。最低でも20年ぐらいはよいだろうということでございますけれども、その辺できるだけ耐用年数がそのとおりになるような工事をお願いしたいというふうには考えております。

続いて、農作業災害対策事業補助金の関係です。農業をやめる人がいるんじゃないかと思うんですが、これは基本的に農業を継続する人に対する補助金です。やめる人には補助金はありません。その辺だけ一つよろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、最高額ということですが、大体ガラスハウスとか大型のガラスハウスとかになると思いますが、800万円ほどだというふうにご了解をいただきたいと思ひます。以上です。

3番（吉川さん） 済みません、ページ5ページの歳出ですが、目14の男女共同参画推進費の中に講師等謝礼が74万盛ってあります。当初22万1千円でしたが、この増額の根拠をお願いします。

それと、ページ8ページの款4衛生費のところは13004と6で検診の費用がまた補正を組んでありますが、これも当初のところに補正を組んでおりますが、この内容をお願いします。

それと、ページ11ページの款10教育費の用地代ですけれども、この内容についてお願いいたします。

企画調整係長（竹内君） 男女共同参画推進費の中の講師謝礼につきましては、県の元気づくり支援金で行います輝く女性パワーアッププロジェクトにおきまして、一般質問の答弁にもございましたけれども、長野大学の全面的な協力をいただくということの中で、大学の先生それからトークセッションということで三四六さんを招いての事業も計画しております。その長野大学とあと三四六さんに対する講師謝礼ということでございます。

保健センター所長（村田君） 衛生費の健康増進事業費増額分についてのご説明をいたします。

こちらにつきましては、女性特有のがん検診事業ということで21年度から開始しております、26年度からの対象者が国より変更されました。その増額分でございます。

変更内容につきましては、平成21年度から24年度に実施されました該当者の未受診者に再度受診勧奨をするようにということ、それと26年度につきましては新規受診対象者が子宮頸がんでは20歳のみ、それから乳がんにつきましては40歳のみということで対象者が変わっております。その増額分でございます。

教育文化課長（柳澤君） 11ページの南条小学校建設に関します用地代という部分でございます。場所でありまして、南条小学校の敷地の北側に隣接する土地でありまして、宇佐八幡宮の段下の土地につきまして、所有者からの買い取りの申し出があった状況でございます。

子供たちにつきましては、産業道路からこの宇佐八幡宮の横を通って北の門から通学してくる子供たちが大変多いわけですけれども、その道路が曲がっている、あるいは当該土地につきましては家屋もありまして、見通しが悪い状況となっているような状況でございました。

これらを踏まえまして南条小学校の駐車場用地として活用するとともに、子供たちの通学の安全性の確保も図ってまいりたいという内容でございます。以上です。

済みません。なお、面積につきましては235m²であります。

議長（柳澤君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（柳澤君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1 「議案第30号 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について

て」から追加日程第3「発委第6号 医療・介護総合推進法案に反対する意見書について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

議長(柳澤君) 朗読が終わりました。

最初に提案理由の説明を求めます。

町長(山村君) 議案第30号「平成26年度坂城町一般会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億4,940万4千円といたすものでございます。

内容につきましては、今月上旬に文部科学省より市町村が設置する小中学校の体育館の天井、照明器具、バスケットゴール等の落下防止対策について早急を実施するよう通知があったことを受け、小学校3校と中学校の体育館の状況調査にかかわる委託経費を計上するものであります。

なお、財源につきましては財政調整基金を繰り入れるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長(柳澤君) 次に、趣旨説明を求めます。

6番(塩野入君) 発委第5号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

平成25年12月6日、「特定秘密の保護に関する法律」が成立した。この法律は、安全保障に関する情報で、防衛、外交、スパイ活動等の特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関する事項のうち、特に秘匿の必要性があるものを特定秘密として指定するとしている。しかしながら、その指定の権限は当該情報を管理している行政機関の長に委ねられており、長の判断で情報が特定秘密に指定され、隠蔽されてしまうという危険性を含んでいる。

また、原発の安全性などの国民の生活に重要な意味を持つ事項も特定秘密に指定される恐れがあり、「国民の知る権利」や「言動の自由」を侵害し、民主主義の根幹を揺るがすことにもなりかねない。

成立後の世論調査でも、「国会審議不十分」、「特定秘密保護法に反対」などの批判的な調査結果が出ている。特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という日本国憲法の基本原則と相反するものである。

よって、国会及び政府に対し、特定秘密保護法の廃止を強く求める。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

7番（西沢さん） 発委第6号「医療・介護総合推進法案に反対する意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

今国会で成立させようとしている「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」、いわゆる医療・介護総合推進法案は、高齢者の生活に大きな影響を及ぼすものである。その内容は、多くの高齢者を介護サービスから除外し、入院患者を強引に住宅に戻していくもので、国民の間に大きな不安が広がっている。

要支援者に対する訪問介護と通所介護は介護保険の対象から市町村の事業へ移され、今までのような専門職のサービスは受けられなくなる可能性がある。自治体の財政難の中でサービスが低下すると、介護度の重度化が進んでしまうことも考えられる。また、認知症が増加する中で初期対応が遅れると急速な悪化も予想されるとともに、自治体の財政力によって介護サービスの格差が生ずることも懸念される。

医療でも、既に70歳から74歳の患者の医療費負担が2割になり、受診抑制が起こっている。この法案では、入院ベッド数を2025年までに43万床減らす計画で、重症患者まで在宅へ追いやることにつながる。

憲法第25条第2項では「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としている。国は、この憲法25条でうたわれた国の責任を放棄し、社会保障を国民一人一人の自己責任（自助）にすりかえている。これは介護保険制度導入時に掲げられた「介護の社会化」の理念に反するもので、制度の根幹を揺るがすものと言わざるを得ない。

よって、医療・介護総合推進法案に反対し、誰もが安心して受けられる医療・介護保険制度のため、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 要支援者の介護利用を、現行どおり介護保険給付の対象とすること。
- 2 特別養護老人ホーム入居条件に、要介護3以上の者等の枠付けを設けないこと。
- 3 介護保険サービスの利用者負担を、現行どおり1割負担とすること。
- 4 早期退院に拍車をかける入院ベッドの大幅削減をしないこと。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（柳澤君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時55分～再開 午前11時05分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第30号 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「発委第5号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（柳澤君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

3番（吉川さん） 私は、発委第5号の特定秘密保護法の廃止を求める意見書について、意見書提出に可決した委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

安全保障上守らなければいけない秘密があります。守るべき情報の漏えいによって外国やテロの攻撃にさらされる危険性があるからです。欧米各国あるいは韓国などでも同様の法律があり、そうした中、法律がなかった日本は諸外国からすると日本への情報提供は漏えいの危険があるとの懸念から、日本の安全を守るために必要な情報が入手できないという課題がありました。実際、2013年1月のアルジェリア日本人質殺害事件において、日本の情報管理が信頼されず、日本に情報を渡しても情報が漏れるとの判断から、政府による突入計画など重要情報が日本政府に入らなかったという事実もあります。

この法律の制定によって各国からの情報が入りやすくなり、国際テロなどの未然予防や中国の防空識別圏の問題などに対処する必要情報の共有が可能になります。そうした意味からすると特定秘密保護法は機密情報漏えい防止法と呼んでもいい性質のものです。

また、秘密の指定についても権力が乱用されることがないように、公明党の主張で特定秘密指定のための公開ルールを定めることが義務づけられ、さらに法律ができるまえは可能だった自衛隊情報などの破棄も防げるようになりました。秘密指定の適正をチェックする独立機関の設立も法規に明記されるなど、行政が秘密管理をしていたことに比べると格段の進歩です。

ただ、それと同時に国民の知る権利を確保しなければならず、このバランスが特定秘密保護法の課題でしたが、成立した法律は知る権利の確保も担保されています。むしろ行政に任せきりだった秘密のあり方をオープンに議論できるようにし、秘密行政のあり方を根本から変えるものです。

特別管理秘密42万件は、以前は各省で独自に秘密管理されていたばらばらな状態を統一し、国民に見える形でそれを監視する枠組みがつくられたのです。役所の判断で秘密情報として隠された情報の管理が衆人環視のもと法律で定められ、行政だけで判断されるような秘密の動きをなくすよう行政を縛る枠組みが特定秘密保護法です。

請願では、戦争の準備のための法律であることは明らか、さらに集団的自衛権の施行を可能

にするのは特定秘密保護法であり、極めて危険な法律であることは間違いないと断定していますが、その根拠は全く記載されていません。

今必要なのは公文書管理法、情報公開法、国会法など総点検し、よりより情報公開のあり方をつくることであると申し上げ、反対討論といたします。議員各位の賛同をお願いいたします。
(発言する者あり)

議長（柳澤君） 静かに願います。反対討論を求めます。ありますか。

(なしの声あり)

議長（柳澤君） 賛成討論。

8番（山崎君） 私は、発委第5号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

安倍内閣は、憲法9条を誇大解釈し、集団的自衛権を閣議決定しようとしています。再び戦争への道は断固阻止するべきであります。特定秘密保護法は世論の国会論議不十分という声に耳を傾けず成立させました。主権在民を全く無視したものであります。国民の知る権利、言論の自由が阻害される特定秘密保護法案は廃止するべきであります。

以上をもちまして、私の賛成討論といたします。

議長（柳澤君） 次に、反対討論はありますか。

(なしの声あり)

議長（柳澤君） 次に、賛成討論ありますか。

5番（塩入君） 今、山崎正志議員が賛成討論をされましたけれども、私もあえて特定秘密保護法の廃止を求める意見書に賛成する立場から討論に参加します。

秘密保護法は昨年12月に急遽出されて、わずかの時間で国民の多くは知らないままに自民党、公明党の両党の強行採決のもとに成立しました。

それ以後、国民の間では多くの疑問が出され、70%以上が今の秘密保護法については反対という世論調査も出されています。それだけ国民は心配しているわけであります。なぜ心配しているのか、その第1はですね、やっぱり政府が決める特定秘密保護法、特定秘密ですね、この特定秘密を国民には一切知らされない、何も知らない国民はまたそれを知った場合に罰せられると。何が秘密だかわからないものをこの世の中に出していいのでしょうか。これは全く民主主義に反する問題であります。

今、正志議員が言われたように国民が知る権利というのは、まさに民主主義の中で最も大事にされなければならない問題だと思うんです。これがなければ民主主義は否定されます。今の北朝鮮も中国も、自由民主主義がありません。そういう中で本当に民主主義が保障されない国というのは軍国主義国家にもいってしまうんじゃないでしょうか。そういう意味で、まず何が秘密か全くわからないものが出されている、それを具体的に知る場所もない。

今国会でその秘密を監視する審査会が審査されています。現在、審査されています。しかし、そこで問題なのは国会議員といえども、選ばれた議員だけで秘密にやっている。国会の中で秘密に審議されていると。国会議員全員が知らされないわけです。そんなばかな話はないはずで、国会議員一人一人の国民調査権、知る権利を調査することもできない。これが今の秘密法の実態です。これを許していいでしょうか。

第3にですね、民主主義国家で一番大事なのは、やはり情報公開を多く広めていくと。今、各地方自治体でもですね、情報公開を求める世論が広まっております。やはり民主主義の保障は知る権利、情報公開を求める、そういう国や自治体であってこそ民主主義が成り立つんじゃないでしょうか。

私は、この秘密法というのは本当に国民の知る権利を奪い、日本を民主主義国家から軍国主義国家、戦前の軍事立法に匹敵するこの法案によって、再び戦前の世の中に帰ってしまうんじゃないかと。今、集団的自衛権がまさに今国会で問題になっております。公明党の態度いかんによっては今国会で承認される、閣議決定されるかどうか瀬戸際になっています。今、今日の信毎の情報でもですね、公明党は限定的だけれども、承認する方向なんていう見出しがありました、トップの記事に。まさにこれと関連して秘密保護法がこれから発揮されるということになりますと、本当に物が言えない戦前と同じ国家になってしまうんじゃないかと。民主主義国家にとって最も大事な自由と民主主義、これをぜひ守るためにも秘密保護法を廃案にしたいと思います。

以上で、私の反対意見を申し上げました。以上です。

議長（柳澤君） 反対ですか。

5番（塩入君） ごめんなさい。意見書に賛成する意見を申し上げました。以上です。

議長（柳澤君） 次に、反対討論を求めます。

（なしの声あり）

議長（柳澤君） 次に、賛成討論を求めます。

（なしの声あり）

議長（柳澤君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（柳澤君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（柳澤君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対の討論をお願いいたします。

3番（吉川さん） 私は、発委第6号の医療・介護総合推進法案に反対する意見書について、意見書提出に可決した委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

介護保険法の現在の仕組みは、要介護1から5と認定された人は介護給付、要支援1・2と認定された人は、要介護状態になるのを防ぐための予防給付を受けております。また、将来的に介護が必要になりそうな人は、運動機能向上や口腔ケアなど市町村が行う地域支援事業を利用しております。

今回の見直しで、これまで全国一律に行われていた予防給付の訪問介護と通所介護を市町村が行う地域支援事業に29年度までに段階的に移行してまいります。これによりNPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合などによるサービスの提供が可能になり、地域の実情に合わせて柔軟にサービスの構築ができるようになります。

例えば、従来の要支援者向け介護予防給付では対象にならなかった庭の手入れやペットの世話なども各自治体の工夫によって対象にしていくことも可能になるわけです。

また、今までどおりヘルパーが身体介護などを行う訪問型サービスと施設で運動や口腔ケア、機能訓練などを行う通所型サービスはそのまま継続して行っていきます。ですので、決して専門職のサービスが受けられなくなるということはありません。

従来どおりに固執するのではなく、よりよいサービスのあり方を求めてさまざまな可能性を地域で考え、つくり上げていく姿勢こそ地域包括ケアシステムの構築のために重要と言えます。また、長野県においては施設の入所に関して優先ガイドラインが作成されており、これまでも状況に応じて適切に運用されてきております。

そして、介護サービスの利用者負担についてですが、現在日本は世界に類を見ないスピードで高齢化が進んでおります。10年から25年にかけて後期高齢者は全国平均で1.53倍、55年には人口の26.1%が後期高齢者になると見込まれ、要介護者が飛躍的に増えることが予測されます。介護の総費用は14年度で10兆円に上り、25年度は21兆円程度に膨らむ見通しです。そのため、制度維持の観点から厳しい状況です。介護保険料も現在の5千円程度から8,200円程度に上昇することが見込まれており、制度の持続可能性確保のための重点化、効率化が必要不可欠です。

そんな意味から負担増は一切認めないという姿勢は、制度の継続性を脅かすことにつながると考えます。その観点からも議員各位の賢明な判断を求め、反対討論といたします。

議長（柳澤君） 次に、賛成討論を求めます。

5 番（塩入君） 医療・介護総合推進法案反対する意見書に賛成する立場から発言します。

ただいま吉川議員から反対の意見が出されたわけですが、公明党は平和の問題、福祉の問題では一番力を入れてきた党だと私は思っております。しかし、今この二つの意見書について反対討論をされたということについては、ちょっと疑問を感じているわけであります。

まず、この反対の意見書にもありますように、今度の介護保険制度、特に介護保険にかかわってですね、今まで介護保険を40歳からずっとかけ続けてきた、そして今もかけ続けています。しかし、一番使いたいとき要支援1・2の段階で、その介護サービスから外されてしまう。これは大変なことですよ。地方自治体に任せるといっても本当に地方自治体がそれを保障できるか、これは国会でも論議されていましたが、十分政府は答弁できませんでした。地方自治体の長からも31%以上の自治体から自治体で事業を委託されてもできるかどうか、財政的にも本当に困難だという意見が多く出されているわけです。

我々は、この2000年に社会保険制度、介護保険制度をつくる時に一人一人の家庭では大変だから、ぜひ社会でやってほしいということで国も自治体も介護保険制度を2000年に出発したわけです。社会の力、みんなの力で支えていこうと、これが介護保険制度の趣旨だったわけですね。

ところが、ここへきてこれだけいろいろ削減されてしまう、国が出すべきものをカットしてしまう、そして市町村に全部を移行してしまう。こういうやり方はまさに介護保険制度の趣旨からもあるまじきことであり、保険あって介護なしの実態がさらけでてきているんじゃないでしょうか。そういう意味で今これを自治体に任されても、私が一般質問しましたときもそうですが、国からガイドラインが具体的に示されないと。それはなかなか町としても予想できないと、これからだと、こういう答弁をされました。しかし、町長はできるだけサービスが落ちないようにやりたいと、これはみんなの町民の願いであり、町の願いであると思うんです。しかし、それが現実に可能かということを考えた場合は、これは不可能じゃないかと。だから、このような介護保険制度をまさに全く逆戻りしてしまう制度には絶対反対したいということが第1点です。

それから第2点ですが、やはりこれは要支援1・2だけではありません。今度、特養へ入る人、今、特養へ入れる人は特に制限がなくて、いわゆる要介護者1・2の人も入っていますね。先日美山園のところへ第2美山園につくられたところへ行っても、要介護1・2の人が入っていました。しかし、今度は要介護1・2の人は入れません。3以上しか入れない。本当に重い人だけしか入れないという状況になってくるわけですね。だから、今まで本当に待望して待っていた人が入れなくなって、また先延ばしになってしまうということで、これも介護保険制度の趣旨からいって全く逆行していると。

それから、2割負担にもなるわけですよ。どういう人が2割負担になるか、利用料がなるか

たとえば、いわゆる夫婦で325万円年間所得がある人は、利用料は2倍になるっていうわけですね。介護サービスが2倍にされるわけですよ。ここにいらっしゃる方は多分みんな2倍になると思うんです。せっかく介護保険料を払い、これから死ぬまで払い、それでもサービスが使えない。こんな介護保険制度は絶対許せないと思うんですね。

そういう意味で今の介護保険法改正案については、反対する立場から私の意見を述べました。そして委員会の出した意見書の反対する意見書に賛成する立場で討論を終わりにしたいと思います。

議長（柳澤君） 次に、反対討論を求めます。

（なしの声あり）

議長（柳澤君） 次に、賛成討論を求めます。

（なしの声あり）

議長（柳澤君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（柳澤君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第4「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（柳澤君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査・調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

議長（柳澤君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長（山村君） 平成26年第2回坂城町議会定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

6月2日に開会されました本定例会は、本日までの12日間にわたりご審議をいただきまし

た。本議会は、昨年に引き続き、議員の皆様の発案によりまして夏場の省エネ対策の一環として、一般質問の開始時間を午前8時30分から、またクールビズによりノーネクタイ、ノー上着での審議が行われました。議員の皆様には改めて敬意を表します。

また、提案いたしました専決報告、交通災害共済組合関連の議案、条例の制定、条例の一部改正、一般会計補正予算、さらに追加日程でお願いいたしました一般会計の補正予算を含め、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、まことにありがとうございました。

さて、6月6日に実施いたしました南条小学校改築工事の入札会については不調となりました。予算書が公表されているということもあり、各社研究はされていたと思いますが、予定価格に対して2割を超える大きな差がありました。現在、設計会社により結果についての分析を行っているところであります。

新しい南条小学校につきましては、建設検討委員会や建設委員会でご意見をいただいて設計してきたこともあり、内容をよく精査する中で早急に検討し、再入札に向けて取り組んでまいりたいと考えております。なお、契約に際しましては、議会の議決が必要となる案件ですので、臨時議会をお願いするような場面もあろうかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

本議会におきまして人口減少、少子化対策、子育て支援等の質問を多くの議員の皆さんからいただきました。町では、各課にまたがる各種支援策を一目でわかりやすくPRするため、「町の若者・子育て世代支援プログラム」としてパンフレットを作成いたしました。パンフレットはご覧になる方の状況に合わせた3パターンを作成いたしました。このパンフレットを活用し、町の若者、子育て世代に対する支援策をさまざま場面でPRしてまいりたいと考えております。

町外の若者、子育て世代にも町の支援策をアピールし、坂城町にぜひ住んでみたいと考えてもらえるよう、町外の若い方が大勢勤務しておられる町内の各企業と各商店にこのパンフレットを設置、配布していただくよう現在、職員が説明にお伺いし、ご協力をお願いする計画を立てております。今後も若者、子育て世代への支援策のさらなる充実を図るとともに、積極的なPRを展開してまいりたいと考えております。

さて、先月31日に開会いたしました第9回ばら祭りにつきましては、あさって15日日曜日をもちまして16日間の開期に幕をおろします。2月の大雪による剪定作業のおくれなどにより、開花のおくれが心配されましたが、現在は満開の状況になっております。この祭り期間中は、平日は雨に降られ、来場者が少ない状況もございましたが、6月8日日曜日などは新設いたしました臨時駐車場も満車になるほどのにぎわいとなったところであります。

この週末の天候にもよりますが、最終的には昨年並みの来園者が見込まれるところであります。残り2日間となりましたが、薔薇人の会の皆さんを初め、企業団体のオーナーの皆さんには日ごろよりさかき千曲川バラ公園の管理を行っていただき、また期間中、出店されている各

店舗の皆さん、各種イベントに協力された皆さんを初め多くの方々に支えられ、ばら祭りが開催できましたことを心から感謝しております。

また、坂城町も加入しておりますばら制定都市会議、第23回全国ばらサミットが中野市で開催され、昨日、私も参加させていただき、バラを市町村の花として制定し、バラのまちづくりを行っている全国の自治体と交流を図ってまいりました。

さて、鉄の展示館では6月21日土曜日から8月末日にかけて日本刀の伝統技術継承を担う全国の第一線で活躍する刀職者たちから公募し、選考された作品79点を展示公開する第5回新作日本刀・研磨・外装・刀職技術展覧会を開催いたします。この展覧会は、刀工たちが制作した刀身の部、研ぎ師による刀剣研磨の部、鐔や鍔、つか巻やさやといった刀装の部と、3部門による内容となっており、国内の日本刀関係のコンクールでは最大規模で、本展が東京以外で開催されるのは初めてであります。この貴重な機会に多くの町民の皆さんにご来館いただきたいと思っております。

また、さかきふれあい大学では、教養講座として小説家であり日本ペンクラブ会長の浅田次郎さんを6月22日日曜日、文化センターにお迎えし、「長野県に暮らして」と題して講演会を開催いたします。「鉄道員（ぽっぽや）」で直木賞を受賞され、最近では「一路」で中山道を舞台とした作品を描いた著名な作家の浅田さんを当町にお招きできることは大変喜ばしく思っております。多くの町民の皆さんにお聞きいただきたいと思っております。

また、町内製造業の受注機会拡大、販路開拓の支援事業として、坂城町の商工4団体等で組織する坂城町出品者協会が主体となり、6月25日から27日まで東京ビックサイトで行われる第18回機械要素技術展に出展いたします。この展示会は、日本最大級の機械要素、加工技術を集めた展示会で、国外を初め海外からも約2,100社が出展し、約7万8千人の来場が見込まれております。今回、坂城町からは新規出展2社を含む過去最大の8社が出展いたします。この展示会を契機として町内企業の専門技術力をPRするとともに、新規取引先や受注機会の増加につながることを期待いたします。

また6月28日土曜日、長野オリンピックスタジアムにおいて、『坂城町のマスコットキャラクター“ねずこん”参上！「坂城町の日」』と題し、信濃グランセローズ対富山サンダーバーズの試合が行われます。この日は町内小中学生を無料招待するとともに、坂城町の野球チームの子供たちが試合運営を手伝います。また、観客の皆さんには坂城町の特産物をプレゼントするカラーボール抽選会も企画されております。もちろんねずこんも坂城町のPRと信濃グランセローズの応援のために大活躍いたしますので、大勢の町民の皆さんにオリンピックスタジアムにお出かけいただきたいと思っております。

また、7月5日土曜日、地域交流や日ごろの文化活動等の発表などを行う恒例の隣保館ふれあいフェスティバルを開催いたします。今年度は2部構成とし、第1部の作品展示とグループ

活動発表は従来どおり隣保館で行い、第2部のふれ合いコンサートは大勢の町民の皆さんに鑑賞いただけるよう中心市街地コミュニティセンターで開催いたします。なお、出演はバリトン歌手の佐藤光政さんとピアノ伴奏の佐藤ゆりさんで入場は無料であります。1部、2部ともに大勢の町民の皆さんの参加、ご来場をいただきたいと思いますっております。

また、町ポンプ操法大会が7月6日日曜日に開催されます。地域を守る消防団員が有事の際の機敏な対応や消防技術の向上を目指し、日ごろの訓練の成果を発表いたします。多くの町民の皆さんの応援をお願いいたします。

なお、この大会の優勝分団とラッパ分団は7月13日日曜日に当町で開催される埴科ポンプ操法大会及びラッパ吹奏大会に出場いたします。こちらも多くの町民の皆さんの応援をお願いいたします。

また、坂城の夏を彩る町民まつり第37回さかきどんどんが8月2日土曜日に開催されます。来週18日の実行委員会で内容が決定されますが、今年もメインステージでは各種団体の発表を行うとともに、小さなお子さんが楽しめるさまざまなイベントを計画しております。夜の部の踊り流しの参加も含め、大勢の町民の皆さんのご参加をお願いいたします。

これから暑さが増してまいります。議員の皆様におかれましても健康にご留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。

議長（柳澤君） これにて平成26年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時40分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 柳 澤 澄

坂城町議会議員 山 崎 正 志

坂城町議会議員 入 日 時 子

坂城町議会議員 中 嶋 登

一般質問通告一覧表

| 発言順位 | 要 旨 | 通 告 者 | 答弁を求める者 |
|------|---|--------------|---|
| 1 | 1. 観光振興施策について イ. 観光施策の現状 ロ. 観光産業の育成 ハ. 観光振興に向けて 2. 日本創成会議の試算について イ. 人口試算について ロ. 「消滅可能性」自治体について ハ. これからの対応、対策は | 6 番 塩野入 猛 | 町 長 副 町 長 産業振興課長 まちづくり推進室長 企画政策課長 福祉健康課長 |
| 2 | 1. 婚活支援について イ. ヤングヒューマンネットワーク事業の現状は ロ. 町独自の取り組みは 2. 暑さ対策について イ. 教育環境の改善は ロ. クールシェアの取り組みは 3. 公共施設について イ. トイレの見直しを | 3 番 尻川まゆみ | 町 長 福祉健康課長 教育文化課長 企画政策課長 |
| 3 | 1. ソーラー発電について イ. 町土地開発公社所有 チクマ精工跡地について 2. 新幹線横坑の有効活用 イ. トンネル内に新たな事業を 3. 千曲川右岸築堤後について イ. 一般車両通行可能に 4. 案内標識について イ. 町内公共施設へ案内標識設置を | 11 番 塚田 忠 | 町 長 企画政策課長 まちづくり推進室長 産業振興課長 |
| 4 | 1. がんばる地域交付金について イ. 交付金と職員給与カットは ロ. 交付金の算入率と交付額は ハ. 「行革努力加算分」は 2. 学校の安全対策について イ. 学校事故の対応は ロ. 中学校の武道必修化は ハ. 朝練の廃止は ニ. 遠足登山と学校登山は | 2 番 塚田正平 | 町 長 総 務 課 長 教育文化課長 |

| 発言順位 | 要 旨 | 通 告 者 | 答弁を求める者 |
|------|--|-------------|--|
| 5 | 1. 国保会計の現状と見直しは イ. 国保会計の現状と見直しは ロ. ペナルティーの状況は ハ. 減免制度の周知を ニ. 国保会計の広域化への考えは 2. 特定健診で健康坂城町に イ. 特定健診で何ができてきたか ロ. 保健指導の状況は ハ. 未受診者への対応は 3. 児童館の設備充実を イ. 児童館の設備充実を ロ. 南条児童館の移設について 4. 健康遊具の整備を イ. 健康遊具の整備を | 13番 大森茂彦 | 町 長 福祉健康課長 総務課長 収納対策推進幹 保健センター所長 教育文化課長 建設課長 |
| 6 | 1. 町民要望をふまえて イ. 校庭の砂塵対策は ロ. 図書館の開館時間について ハ. 坂城駅の利用者を増やす対策を ニ. 迷惑施設の設置について 2. 防災について イ. 緊急時の対応について ロ. 雨水の活用を ハ. 役場の避難訓練は | 9番 入日時子 | 町 長 教育課長 建設課長 教育文化課長 住民環境課長 総務課長 企画政策課長 |
| 7 | 1. 少子化対策について イ. 若年女性の減少について ロ. 基本計画の見直しは ハ. 子ども・子育て支援事業計画について 2. 空き家対策について イ. 現在の状況は ロ. 庁内での体制は | 7番 西沢悦子 | 町 長 企画政策課長 子育て推進室長 |

| 発言順位 | 要 旨 | 通 告 者 | 答弁を求める者 |
|------|--|-------------|--|
| 8 | 1. 不育症について イ. 坂城での治療助成は 2. 働く女性への支援について イ. 坂城町としての支援活動の内容は 3. 坂城駅の169車両の利用は イ. 169車両の有効利用は 4. 消防団について イ. 出初式について 5. 全国学力テストについて イ. 坂城は未定になっていたが 6. 徘徊について イ. 徘徊についての対策は | 4 番 窪田英子 | 町 長 福祉健康課長 教育文化課長 まちづくり推進室長 住民環境課長 |
| 9 | 1. 高齢者が安心できる坂城町に イ. 医療・介護総合推進法案について ロ. 介護の実態と課題について ハ. ひとり暮らしの実態とその対策は 2. 子育てしやすい坂城町にするために イ. 子ども・子育て支援新制度について ロ. アンケート結果をどう受けとめるか ハ. 今までの公的保育の水準は守られるか | 5 番 塩入弘文 | 町 長 福祉健康課長 子育て推進室長 |
| 10 | 1. 多面的機能支払交付金について イ. どのような内容か ロ. 町内団体の取り組み状況は ハ. 今後どのように推進していくのか 2. ねずみ大根拡販について イ. 販売状況は ロ. 通年販売を 3. 商業振興について イ. 坂高のパン販売は ロ. 横町・立町の活性化を ハ. 町内全域について | 10番 中嶋 登 | 町 長 産業振興課長 |

| 発言順位 | 要 旨 | 通 告 者 | 答弁を求める者 |
|------|--|-------------|-----------------------------------|
| 1 1 | 1. 最終段階へ向かう公共下水道について イ. 今後の事業計画は ロ. メンテナンスの負担は 2. 南条小学校記念館について イ. 保存について | 8 番 山崎正志 | 町 長 教 育 長 建 設 課 長 教育文化課長 |

特定秘密保護法の廃止を求める意見書

平成25年12月6日、「特定秘密の保護に関する法律」が成立した。この法律は、安全保障に関する情報で、防衛、外交、スパイ活動等の特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関する事項のうち、特に秘匿の必要性があるものを特定秘密として指定するとしている。しかしながら、その指定の権限は当該情報を管理している行政機関の長に委ねられており、長の判断で情報が特定秘密に指定され、隠蔽されてしまうという危険性を含んでいる。

また、原発の安全性などの国民の生活に重要な意味を持つ事項も特定秘密に指定される恐れがあり、「国民の知る権利」や「言論の自由」を侵害し、民主主義の根幹を揺るがすことにもなりかねない。

成立後の世論調査でも、「国会審議不十分」、「特定秘密保護法に反対」などの批判的な調査結果が出ている。特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という日本国憲法の基本原則と相反するものである。

よって、国会及び政府に対し、特定秘密保護法の廃止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿
参議院議長 山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
総務大臣 新 藤 義 孝 殿
法務大臣 谷 垣 禎 一 殿
外務大臣 岸 田 文 雄 殿
防衛大臣 小野寺 五 典 殿
国家公安委員会委員長 古 屋 圭 司 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄

医療・介護総合推進法案に反対する意見書

今国会で成立させようとしている「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」、いわゆる医療・介護総合推進法案は、高齢者の生活に大きな影響を及ぼすものである。その内容は、多くの高齢者を介護サービスから除外し、入院患者を強引に在宅に戻していくもので、国民の間に大きな不安が広がっている。

要支援者に対する訪問介護と通所介護は介護保険の対象から市町村の事業へ移され、今までのような専門職のサービスは受けられなくなる可能性がある。自治体の財政難のなかでサービスが低下すると、介護度の重度化が進んでしまうことも考えられる。また、認知症が増加するなかで初期対応が遅れると急速な悪化も予想されるとともに、自治体の財政力によって介護サービスの格差が生ずることも懸念される。

医療でも、すでに70歳から74歳の患者の医療費負担が2割になり、受診抑制が起こっている。この法案では、入院ベッド数を2025年までに43万床減らす計画で、重症患者まで在宅へ追いやることにつながる。

憲法第25条第2項では「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としている。国は、この憲法第25条でうたわれた国の責任を放棄し、社会保障を国民一人ひとりの自己責任（自助）にすりかえている。これは介護保険制度導入時に掲げられた「介護の社会化」の理念に反するもので、制度の根幹を揺るがすものと言わざるを得ない。

よって、医療・介護総合推進法案に反対し、誰もが安心して受けられる医療・介護保険制度のため、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 要支援者の介護利用を、現行どおり介護保険給付の対象とすること。
- 2 特別養護老人ホーム入居条件に、要介護3以上の者等の枠付けを設けないこと。
- 3 介護保険サービスの利用者負担を、現行どおり1割負担とすること。
- 4 早期退院に拍車をかける入院ベッドの大幅削減をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

参議院議長 山崎正昭 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄